SOMPO ホールディングス | 保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

契約概要・注意喚起情報　ご契約のしおり・約款

無配当
無解約返戻金型収入保障保険
Linkx リンククロス じぶんと家族のお守り

平成 30 年 4 月

1. 「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」を必ずお読みください。
2. 特に、注意喚起情報には、お客さまに不利益となるつぎの情報も記載されていますので、よくご確認ください。
   ◆保険金・年金・給付金などをお支払いできない場合
   ◆現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

はじめに

このたびは、**「無解約返戻金型収入保障保険」**のお申込みをご検討いただきましてありがとうございます。この冊子は、ご契約に関する大切なことがらを記載したものです。ご一読のうえ、後ほどお送りする保険証券とともに保管いただき、ご利用ください。もし、おわかりになりにくい点などがございましたら、お伺いしている当社募集代理店、営業社員、または最寄りの支社までお問い合わせください。
内容は、つぎの５つの部分に分かれています。

①ご契約に際しての重要事項（契約概要） ……5 ～ 8 ページ

ご契約のお申込みに際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

②ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報） ……9 ～ 17 ページ

ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

③保険金・給付金などのご請求について ……19 ～ 31 ページ

保険金・給付金などをもれなくご請求いただくための確認事項などを記載しています。
必ず、ご一読ください。

④ご契約のしおり ……33 ～ 79 ページ

ご契約に際してのお願いとお知らせ、商品の特徴としくみ、諸手続きなど、ご契約内容を正確にご理解いただくための様々な事項を説明しています。
必ず、ご一読ください。

⑤約款 ……81 ～ 235 ページ

ご契約についてのとりきめを、詳しく説明しています。
①～④とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

UD FONT　ユニバーサルデザイン(ＵＤ)の考え方に基づき、より多くの方へ適切に情報を伝えられるよう配慮したユニバーサルデザインフォントを採用しています。

目次

ご契約に際しての重要事項（契約概要） 5

ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報） 9

1 お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について ……10
2 健康状態などの告知について ……11
3 保障の開始時期（責任開始期）について ……12
4 年金などをお支払いできない場合 ……13
5 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について ……14
6 解約と解約返戻金について ……15
7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて ……15
8 年金額などが削減される場合について ……15
9 生命保険契約者保護機構について ……16
10 生命保険協会の生命保険相談所について ……16
11 年金などのお支払事由が生じた場合について ……16
12 金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまへ ……17
13 お問い合わせ・ご相談などについて ……17

保険金・給付金などのご請求について 19

1 年金などのご請求からお支払いまで ……20
2 保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために ……23
3 遺族年金などをお支払いできる事例・できない事例 ……25

ご契約のしおり 33

目的別ＩＮＤＥＸ ……34
主な保険用語のご説明……37
お願いとお知らせ……41
1 お申し込みに際して ……42
2 保険契約の締結について ……42
3 生命保険契約者保護機構について ……43
4 業務または事務の委託について ……45
5 取引時確認に関するお客さまへのお願い ……45
個人情報等の取扱について……47
6 契約内容登録制度・契約内容照会制度について ……48
7 支払査定時照会制度について ……49
8 個人情報の取扱いについて ……50
特徴としくみについて……51

9 特徴としくみ ……52
10 健康体料率について ……54
11 逓減払込方式について ……57
12 特約の保障内容 ……58
13 余命６か月以内と判断されるときのお取扱いについて（リビング・ニーズ特約）……63
14 指定代理請求特約について ……65
15 免責事由などについて ……66
保険料について……67
16 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について ……68
17 保険料のお払込みが困難になられたとき ……72
ご契約後について……73
18 債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について ……74
19 被保険者によるご契約者への解約の請求について ……74
20 保障内容の見直しをご検討の方へ ……75
21 遺族年金受取人の変更について ……77
22 生命保険と税金について ……78

約　款　81

無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款 ……82
定期保険特約 ……105
災害死亡特約 ……119
七大疾病・就労不能保険料免除特約 ……135
無解約返戻金型就労不能保障特約 ……152
無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約 ……168
リビング・ニーズ特約 ……184
健康体料率特約（主契約用）……195
健康体料率特約（特約用）……204
特別条件付保険特約 ……209
指定代理請求特約 ……214
団体扱特約 ……220
特別団体扱特約 ……222
集団扱特約 ……224
預金口座振替特約 ……226
預金口座振替特約（団体・特別団体・集団扱用）……230
保険料クレジットカード払特約 ……231
責任開始期に関する特約 ……233
情報端末による保険契約の申込等に関する特約 ……235

お問い合わせ・ご相談などについて ……巻末

ご契約に際しての重要事項（契約概要）

この「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

無解約返戻金型収入保障保険

お客さまのご契約の基準年金月額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。

ご契約例（年金支払保証期間：２年）
40歳男性　保険期間：60歳満了　保険料払込期間：全期払　基準年金月額：30万円

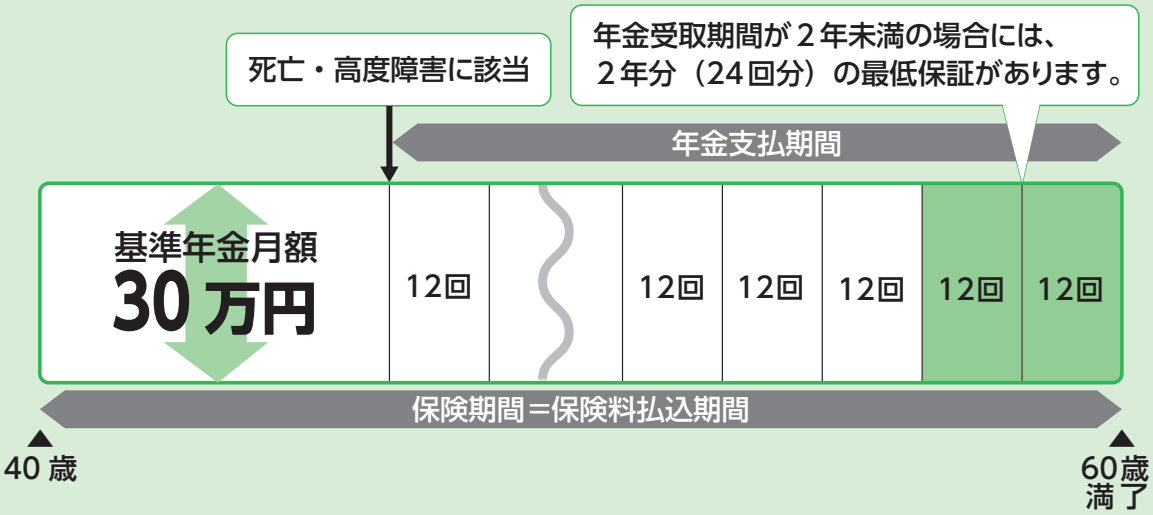

正式名称	無解約返戻金型収入保障保険	
特　徴	**・一定期間の万一の保障を年金として毎月受け取れます。** **・満期保険金はありません。** **・解約返戻金をなくし、保険料を割安に設定しています。**	
年金の お支払事由	被保険者が死亡したとき	遺族年金
	被保険者が所定の高度障害状態に該当したとき	高度障害年金
	※遺族年金と高度障害年金は重複してお支払いしません。年金の支払事由に該当し年金支払期間満了日まで年金が支払われた場合には、契約は消滅します。	
保険料の 払込免除事由	ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき	
契約者配当金	ありません	
解約返戻金	**保険期間を通じて解約返戻金はありません。**	
その他	・毎月の年金月額は変わりませんが、死亡・所定の高度障害状態になった月によりお受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。（保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少していきます。） ・年金の未払分の現価の全部または一部を一時金としてお受け取りいただくこともできます。 ・年金のお支払いには、２年または５年の保証期間があります。 ・基準年金月額により、高額割引制度が適用されます。	

※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

付加できる特則・特約

特則・特約名称	内　容
健康体料率特約 （主契約用）	ご契約時の喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合する場合に、主契約の保険料が通常の保険料に比べて割安になります。 ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態などが改善した場合、保険料率を変更することもできます。
七大疾病・就労不能保険料免除特約 （※２）	つぎのいずれかに該当したとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。 （1）七大疾病（※１）により所定の事由に該当 （2）国民年金法にもとづく障害等級１級または２級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。 （3）所定の就労不能状態に該当
無解約返戻金型 就労不能保障特約 （※３）	つぎのいずれかに該当したとき、就労不能年金をお支払いします。 （1）国民年金法にもとづく障害等級１級または２級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。 （2）所定の就労不能状態に該当 ○年金支払期間中に、主契約の遺族年金または高度障害年金が支払われる場合には、その後の就労不能年金はお支払いしません。
無解約返戻金型 メンタル疾患保障付 七大疾病保障特約 （※２）（※３）	つぎのいずれかに該当したとき、生活サポート年金をお支払いします。 （1）七大疾病（※１）により所定の事由に該当 （2）所定のメンタル疾患により 60 日以上継続して入院
定期保険特約	死亡・所定の高度障害状態になったとき、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
健康体料率特約 （特約用）	喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合する場合に、定期保険特約の保険料が通常の保険料に比べて割安になります。
災害死亡特約	ケガで 180 日以内に死亡・所定の高度障害状態になったとき、または所定の感染症で死亡・所定の高度障害状態になったときに、災害死亡・高度障害保険金をお支払いします。
逓減払込方式の契約に関する特則	保険料が、５年ごとに加入時の保険料の５％相当額（※４）ずつ減少し、保険期間満了直前５年間は加入時の保険料の 50％相当額（※４）となります。（ただし、保険料の下限は、保険期間を通じて加入時の保険料の 50％相当額（※４）となります。）
リビング・ニーズ特約	余命６か月以内と判断されるとき、年金現価額等の全部または一部をご請求できます。 （他のご契約と通算して、一被保険者につき 3,000 万円が限度となります。） ○お支払額は、指定保険金額から６か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額です。（お支払額は、指定保険金額よりも少なくなります。）
指定代理請求特約	被保険者が受取人となっている年金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が年金などを請求できない特別な事情があるときは指定代理請求人が請求できます。

※１　対象となる七大疾病とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患です。
※２　「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して 90 日経過後」に開始されます。
※３　七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合のみ、付加することができます。
※４　５％相当額および 50％相当額は、基準年金月額・経過年数等により、それぞれ５％および 50％より少なくなるまたは多くなる場合があります。

いずれの特則・特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

お問い合わせ・ご相談などについて

お問い合わせ・ご相談などについては巻末をご覧ください。

注意喚起情報

ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）

この「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

○お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます。）をすることができるクーリング・オフ制度があります。

○お申し込みの撤回等には、次の手続きが必要です。

①「申込日」※1からその日を含めて **15 日以内**（郵便消印日付）に
②必要事項※2を記載した書面に自署したうえで、
③当社の支社または本社あてに郵便で発信いただく

○次の場合にはお申し込みの撤回等をすることができません。

・当社が指定した医師の診査を受診された場合
・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
・ご契約者が事業のために事業契約としてお申し込みをされた場合

○次の場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。

・お申し込みの撤回等の書面の発信時に、年金など（保険料のお払込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合（書面の発信時に、お支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。）

※1 「責任開始期に関する特約」を付加していない場合は、次のとおりです。
・クレジットカード扱:
「申込日、または、カードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日」
・それ以外:
「申込日、または、第 1 回保険料(相当額)の領収日(着金日)のいずれか遅い日」

※2 クーリング・オフレターの書式例

平成○年○月○日に申し込みをした保険契約の申し込みを撤回します。
申込者:○○ ○○
(親権者:○○ ○○)
住所:○県○市○町○ - ○ - ○
申込番号または証券番号:○○○
保険料返戻口座:○銀行○支店
普通○○○○○○○
口座名義人: ○○ ○○

2 健康状態などの告知について

告知について※1

①ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知していただく義務があります。ご契約にあたっては、所定の告知書などで当社がおたずねする傷病歴、健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。※2

②生命保険募集人（社員・募集代理店を含み、以下「募集人」といいます。）に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。※3

③当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、お申込内容について確認させていただく場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

①故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から２年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、２年経過後も、年金などのお支払事由が２年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。※4

②ご契約を解除したときには、たとえ年金などのお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。

③上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合など、詐欺による取消しを理由として、年金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴がある方でも引き受け可能なケースがあること

傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によって、特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。※5

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について

一般の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴等があるときは、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消しとなることもあります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）などに記載しております。ご確認のうえ告知してください。

※1 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。

※2 ご契約内容によって、当社が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

※3 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。

※4 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めたときには解除しません。ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

※5 引受範囲を拡大した商品もあります。「無選択型終身保険」

3 保障の開始時期（責任開始期）について

○お申し込みいただいたご契約のお引き受けを当社が承諾※1した場合、下表のとおり、当社はご契約上の責任を負います。

【「責任開始期に関する特約」を付加した場合】

ご契約のお申し込みと告知がともに完了した時※2から	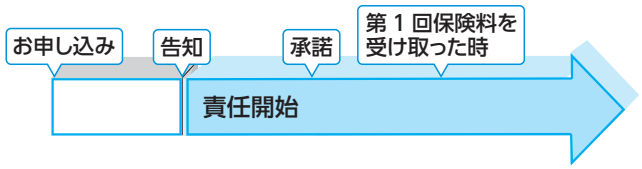

【「責任開始期に関する特約」を付加していない場合】

□座振替扱 団体扱 送金扱 告知と第１回保険料（相当額）のお払込みがともに完了した時から	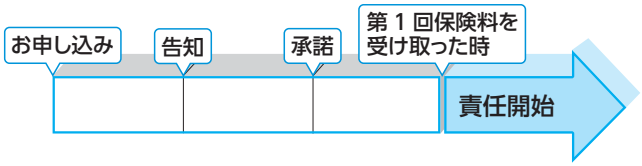
クレジットカード扱 告知とカードの有効性等の確認（オーソリゼーション）がともに完了した時から	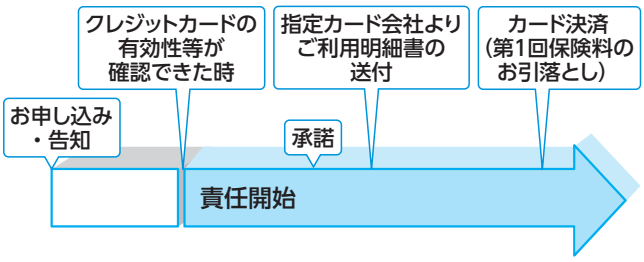

○<u>七大疾病・就労不能保険料免除特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約における「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して 90 日経過後」に開始されますので、特にご注意ください。</u>

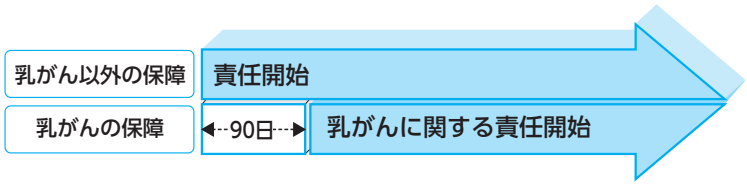

※1 募集人は、お客さまと当社の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに有効に成立します。

※2 ご契約のお申し込みが完了した時とは、当社または当社の募集人が申込書を受領した時をいい、また、情報端末によるお申し込みの場合は、情報端末でご契約のお申し込みをされた時をいいます。

ご注意 当社が承諾するまでの間に再度オーソリゼーションが行われ、当初のオーソリゼーションが取り消された場合、保障の開始時期は変更されます。

4 年金などをお支払いできない場合

○次のような場合には、年金などをお支払いできないことがあります。

①責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
②年金などの免責事由※1に該当した場合
③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
④次のような重大事由によりご契約が解除された場合 ・年金などを詐取する目的で事故を起こしたとき ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供するなど、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき※2 反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。 ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき
⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や年金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合 この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。
⑥保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合
⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第１回保険料が猶予期間満了日※3までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

※1 主な免責事由には以下のものがあります。
ｱ.責任開始日から３年以内の被保険者の自殺
ｲ.契約者･被保険者･受取人の故意
詳しくはご契約のしおり「免責事由などについて」をご覧ください。

参照 P. 66

※2 年金の支払事由が生じた後にこの事由に該当し保険契約が解除された場合は、解除された部分に関し、年金の現価の一時支払の請求を受け付けたものとして取り扱います。

※3 詳しくは「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

参照 P. 14

5 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について

○保険料は所定の払込期月内にお払込みください。お払込みには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第１回保険料のお払込み ※1

[例]

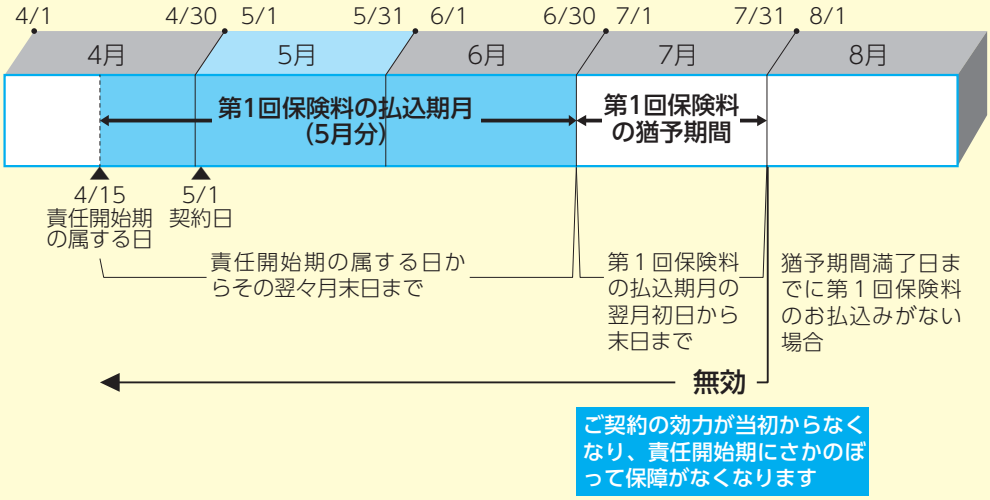

○第１回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約のお申し込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。※2

第２回以後の保険料のお払込み

[例] 契約日が５月１日の場合（月払契約）

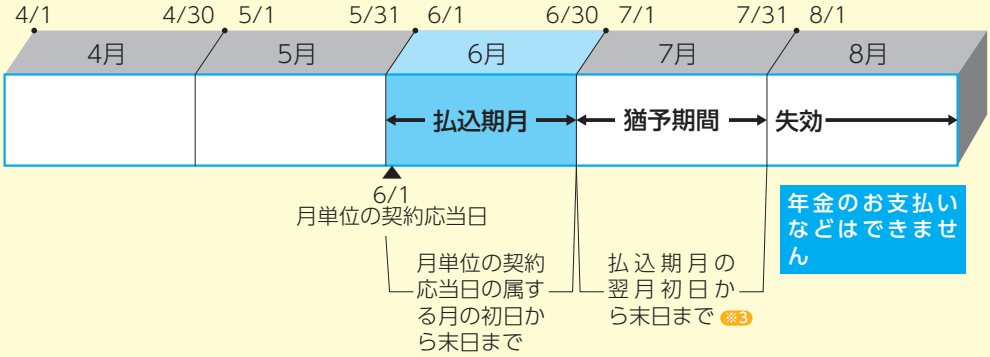

○**失効後３年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。**
この場合、告知または診査と、お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込みが必要となります。
ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

詳しくは、ご契約のしおり「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

参照 P. 68

※1 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取扱いです。

※2 第１回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合も同様です。

※3 年払または半年払の場合、猶予期間は「払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで」です。

6 解約と解約返戻金について

○ご契約者は年金のお支払事由の発生前に限り、いつでも保険契約の解約を請求することができます。
○無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型就労不能保障特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約については、解約返戻金がありません。その分、保険料が割安になっています。
○解約返戻金※1がある特約の場合、解約返戻金はご契約年齢・性別・保険期間・払込期間・経過年月数などによって異なります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

※1 解約返戻金は、解約されたときの他、減額時にも支払われることがあります。

7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

○現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特に次の点にご注意ください。

①解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。※1 また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
②新たなご契約は、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。
③新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。 また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
④新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から 3 年以内の自殺、責任開始期前の発病など、年金などをお支払いできない場合があります。
⑤新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。

○七大疾病・就労不能保険料免除特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約の場合、「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して 90 日経過後」に開始されます。※2

「健康状態などの告知について」をあわせてご覧ください。

参照 P. 11

※1 「解約と解約返戻金について」をご覧ください。

参照 P. 15

※2 「保障の開始時期（責任開始期）について」をご覧ください。

参照 P. 12

8 年金額などが削減される場合について

○保険会社の業務または財産の状況の変化、保険会社の経営破綻により、ご契約時にお約束した年金額などが削減されることがあります。

9 生命保険契約者保護機構について

○当社は、生命保険契約者保護機構※1に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

<生命保険契約者保護機構>
TEL　０３－３２８６－２８２０
（月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00）
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

※1 ご契約のしおり「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。
参照 P. 43

10 生命保険協会の生命保険相談所について

○本商品に係る指定紛争解決（ＡＤＲ）機関は生命保険協会※1です。
生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※1 詳細については生命保険協会ホームページをご覧ください。

11 年金などのお支払事由が生じた場合について

○お客さまからのご請求に応じて、年金などをお支払いしますので、お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかに当社の営業社員・募集代理店、最寄りの支社または損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。※1
カスタマーセンターの連絡先については、巻末をご覧ください。

○当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

○ご加入のご契約内容によっては、複数の年金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

○指定代理請求特約※2を付加したご契約では、被保険者が受取人となっている年金などのお支払事由が生じ、被保険者が年金などをご請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。※3
指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

※1 ご請求手続きについては「保険金・給付金などのご請求について」をご覧ください。
参照 P. 19

※2 ご契約のしおり「指定代理請求特約について」をご覧ください。
参照 P. 65

※3 ご請求手続きを円滑に行うことができますので、指定代理請求特約の付加をお願いいたします。

12 金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまへ

○本商品は生命保険であり預金等ではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払対象ではありません。

○本商品の契約お申し込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

○本商品の取扱金融機関が法令等に違反してお客さまに損害を与えた場合、募集代理店としての販売責任を負うことになります。※1

○金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件に制限※2があります。つきましては、あらかじめ保険契約者・被保険者となる方の勤務先などをご申告いただき、ご申告いただいた情報について、金融機関の保険募集制限の対象などに該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。

○金融機関が本商品を募集する場合においては、他の代理店が募集する場合と付加可能な特約・保険金額などが異なる場合があります。

※1 本商品の引受責任は、引受保険会社にあります。

※2 ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。

注意喚起情報

13 お問い合わせ・ご相談などについて

○お問い合わせ・ご相談などについては、巻末をご覧ください。

保険金・給付金などのご請求について

1　年金などのご請求からお支払いまで
2　保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために
3　遺族年金などをお支払いできる事例・できない事例

このページは、一般的な保険金や給付金などのお支払いについて説明しています。実際のご契約でのお取扱いは、それぞれのご契約内容・約款をご確認ください。

1 年金などのご請求からお支払いまで

年金などのご請求手続きの流れ

○お支払事由が生じた場合や、お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合には、当社にご連絡ください。

1 お客さま

当社へのご連絡にあたり、以下をご確認ください。
・保険証券番号　・傷病名、手術名
・契約者名、被保険者名　・入院日、手術日、死亡日
※ご契約内容やご請求内容によっては、その他の事項を確認させていただく場合があります。

2 お客さま → 当社

当社にご連絡ください。
・当社カスタマーセンター（連絡先は「巻末」をご覧ください。）
・取扱営業店

3 当社 → お客さま

当社からお手続方法をご案内します。
・お手続方法の詳細
・お手続きに必要な書類

4 お客さま → 当社

必要書類をご用意、ご提出ください。
・必要事項をご記入・押印ください。
・診断書等をご用意ください。

5 当社 → お客さま

ご提出いただいた書類を確認し、年金などをお支払いします。ただし、ご請求の内容によっては、年金などをお支払いできない場合があります。
・ご請求内容を当社で確認します。
※当社または当社の委託会社の担当者が、お客さまとの面談や、医療機関などへの照会をさせていただく場合があります。また、治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、医療機関などへ確認する場合があります。
・ご指定いただいた口座にお支払いします。

6 お客さま

お受取金額をご確認ください。
・お支払内容の明細をお送りしますので、お受取金額をご確認ください。

ご注意

年金などのご請求は、３年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

ご請求に際して必要な書類等について

請求書類(※1) 請求項目	共通書類			個別書類									
	請求書(※2)	保険証券	年金証書	医師の死亡証明書(※2)(※3)	不慮の事故を証する書類(※4)	医師の診断書(※2)	医師の入院証明書(※2)	医師の手術証明書または治療証明書(※2)	障害基礎年金の支給要件に認定されたことを証する書類(※5)	被保険者の印鑑証明書	被保険者の住民票(※6)	被保険者の戸籍抄本	受取人の戸籍抄本・印鑑証明書
遺族年金（第1回） 特約死亡保険金	○	○		○							○		○
遺族年金（第2回以降）	○		○										○
災害死亡保険金	○	○		○	○						○		○
保険料払込免除（所定の身体障害状態）	○	○			○	○							
高度障害年金（第1回）	○	○				○				○		○	
特約高度障害保険金	○	○				○						○	○
高度障害年金（第2回以降）	○		○							○		○	
災害高度障害保険金	○	○			○	○					○		○
保険料払込免除（七大疾病・就労不能保険料免除特約）	○	○				○		○	○				
就労不能年金（第1回）	○	○				○			○	○	○		
就労不能年金（第2回以降）	○		○							○	○		
生活サポート年金（第1回）	○	○				○	○	○		○	○		
生活サポート年金（第2回以降）	○		○							○	○		
リビング・ニーズ特約による保険金	○	○				○				○	○		
指定代理請求 代理請求	○	○	・普通保険約款および特約条項に定める年金等の請求書類 ・被保険者の戸籍抄本 ・指定代理請求人または代理人の戸籍抄本・住民票・印鑑証明書 ・被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し										

※1　これら以外の書類の提出を求め、またはこれらの書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

※2　当社所定の様式

※3　当社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書

※4　交通事故証明書など

※5　被保険者が国民年金法にもとづき障害基礎年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類

※6　当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

年金などのお支払期限について

○年金などは、以下の期限日までにお支払いします。
なお、以下に記載した日数は、請求書類が当社に到着した日※の翌日からお支払いまでの日数となります。

①通常の場合	5営業日
②つぎのいずれかに該当する場合	
○お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ○免責事由に該当する可能性がある場合 ○告知義務違反に該当する可能性がある場合 ○重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	60日
③上記②を確認するため、特別な照会や調査が必要なつぎの場合	
○医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 ○災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	90日
○弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ○研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	120日
○契約者、被保険者または年金などの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ○日本国外における調査が必要な場合	180日

※請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

ご注意

年金などをお支払いするための上記②③の確認等に際し、契約者、被保険者、年金などの受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金などをお支払いしません。

2 保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために

○ご契約の内容によって、他の保険金・給付金をご請求いただける可能性があります。
○保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために、**以下の例をご確認ください。**
○該当する場合、またはご不明な点がございましたら、傷病名や症状などをご確認いただいたうえで、**当社カスタマーセンター**（巻末に記載のお問い合わせ先）**または取扱営業店までお問い合わせください。**

当社で複数のご契約にご加入ではありませんか？

複数の契約

ご家族名義の契約

●複数の契約にご加入の場合、それぞれの契約から保険金・給付金をお支払いできる場合があります。ご加入いただいている契約が他にないかご確認ください。

■契約者が異なるが、自分が被保険者になっている契約がある。
■募集人・代理店が異なるが、複数の契約に加入している。
■家族として加入している契約がある。
（●●保険夫婦型、●●保険妻子型、家族●●特約、など）

ご請求いただいていない入院・手術・通院・その他の保険金などはありませんか？

入院を保障する契約にご加入の場合、

入院したが未請求

●入院給付金をご請求いただいていないものはありませんか？

医療保険や入院特約など入院保障のある保険種類

手術を保障する契約にご加入の場合、

日帰りで手術

●日帰り手術でもお支払いできる場合があります。
●美容整形手術など、お支払いできない場合もあります。

手術給付金の保障のある保険種類

通院を保障する契約にご加入の場合、

通院したが未請求

●入院給付金のご請求をした後、通院給付金のご請求ができる場合があります。

通院給付金の保障のある保険種類

が　ん

脳卒中

急性心筋梗塞（こうそく）

以下の保険・特約にご加入の場合、

●保険金や給付金等をお支払いできる場合があります。

- 特定疾病保障定期保険
  特定疾病保障終身保険
- 特定疾病保障定期保険特約
- 三大疾病入院一時金特約
- 特定疾病前払式終身保険
- 特定疾病診断給付金特約

●保険料のお払込みが免除になる場合があります。

- 特定疾病診断保険料免除特約
- 保険料払込免除特約

余命6か月以内
と診断された

以下の特約にご加入の場合、

●リビング・ニーズ特約保険金をお支払いできる場合があります。

- リビング・ニーズ特約

※支払限度額は、死亡保険金額の範囲で、1被保険者につき他契約と通算して3,000万円です。
※請求回数の限度は、1契約につき1回限りとなります。
※お支払いに際しては、指定保険金額から6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料を差し引きます。

●ターミナルケア保険金をお支払いできる場合があります。

- がん死亡特約

※請求金額はがん死亡保険金と同額です。
※お支払いにより、がん死亡特約は消滅します。(がん死亡保険金のお支払いはありません。)

入院
治療中に病院で亡くなった

手術
した後に亡くなった

お亡くなりになる前の入院・手術治療がある場合、

●入院給付金や手術給付金をお支払いできる場合があります。

医療保険や入院特約など、入院や手術の保障がある商品にご加入いただいている場合は、ご請求が可能な場合がございます。保険証券でいま一度、保障内容をご確認ください。

3 遺族年金などをお支払いできる事例・できない事例

この項目は、遺族年金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。
ご契約（特約）内容等によっては下記と取扱いが異なりますので、実際のご契約での取扱いに関しては約款を必ずご確認ください。
また、記載以外に認められる事実関係などによっても取扱いに違いが生じることがあります。

告知義務違反による解除　［遺族年金・生活サポート年金など］

ご契約加入前の「慢性Ｃ型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知しなかったが、ご契約から１年後に「慢性Ｃ型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡された場合。

告知義務違反のためご契約は解除となりますが、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に、全く因果関係がない場合には、遺族年金などをお支払いできます。

ご契約加入前の「慢性Ｃ型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず、ご契約から１年後に「慢性Ｃ型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡された場合。

告知義務違反のため、ご契約は解除となり、遺族年金などをお支払いできません。

ご契約いただく際は、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約が解除となることや、遺族年金などをお支払いできないことがあります。
※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

所定の障害状態　［高度障害年金］

両眼とも矯正（きょうせい）視力が0.02以下となり、回復の見込みがない場合。

約款に定める「高度障害状態」に該当するため、高度障害年金をお支払いできます。

両眼とも視力が0.02以下となったが、手術などにより回復の見込みがある場合。

約款に定める「高度障害状態」に該当しないため、お支払いできません。

高度障害年金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の高度障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。なお、高度障害年金の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。
詳しくはご契約のしおり・約款の別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

責任開始期前の発病　［高度障害年金・生活サポート年金等］

ご加入後に発病した「脳梗塞」により約款に定められた支払事由に該当した場合。

責任開始期以後に発生した病気により、支払事由に該当したためお支払いできます。

ご加入前に発病した「脳梗塞」により約款に定められた支払事由に該当した場合。

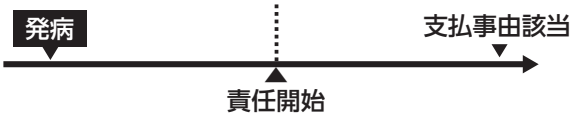

責任開始期より前に発生した病気により、支払事由に該当したためお支払いできません。

高度障害年金・生活サポート年金等は、原則として、ご契約の責任開始期以後に発病した病気（疾病）や不慮の事故による傷害などを原因として支払事由に該当した場合にお支払い対象になるものと約款に定められています。
したがって、ご契約の責任開始期より前に発生していた原因による場合には、高度障害年金・生活サポート年金等をお支払いできません。
※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

生活サポート年金のお支払い、保険料払込免除（悪性新生物）

保険期間中に生まれて初めて「胃がん」と医師により診断され、病理組織学的所見により上皮内がん（上皮内新生物）ではなかった場合。

上皮内がん（上皮内新生物）以外の悪性新生物（がん）のためお支払いできます。

保険期間中に生まれて初めて「胃がん」と医師により診断され、病理組織学的所見により上皮内がん（上皮内新生物）であった場合。

上皮内がん（上皮内新生物）は約款でお支払対象となる悪性新生物（がん）より除外されているためお支払いできません。

約款に定める悪性新生物（がん）と、生まれて初めて医師に病理組織学的所見により診断確定された場合には、生活サポート年金をお支払いします。（保険料払込免除も同様の取扱いをします。）

なお、約款では、つぎの悪性新生物（がん）が対象から除外されています。

●上皮内がん

●皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん

●特約の責任開始日から起算して 90 日以内に医師により診断確定された乳房の悪性新生物（乳がん）

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

生活サポート年金のお支払い、保険料払込免除（急性心筋梗塞）

責任開始期以後に約款に定める「急性心筋梗塞」を発病し、労働制限を必要とする状態が60日以上継続したと医師が診断した場合。

約款に定める「急性心筋梗塞」に該当し60日以上、労働制限を必要とする状態が継続したためお支払いできます。

責任開始期以後に約款に定める「急性心筋梗塞」を発病し、労働制限を必要とする状態が10日間だけだったと医師が診断した場合。

支払事由に該当しないためお支払いできません。

ご注意

約款に定める「急性心筋梗塞」を発病し、その疾病により初めて医師の診療をうけられた日から起算して 60 日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断された場合には、生活サポート年金をお支払いします。また、「急性心筋梗塞」の治療を直接の目的とした所定の手術を受けた場合は、労働制限を必要とする状態が、60 日未満の場合であっても、お支払いできます。（保険料払込免除も同様の取扱いをします。）
なお、「急性心筋梗塞」とは、以下の約款記載の「急性心筋梗塞」の定義すべてを満たす場合をいい、自覚症状のみで診断された場合や、「狭心症」「陳旧性心筋梗塞」などは約款に定める「急性心筋梗塞」には該当いたしません。

「急性心筋梗塞」の定義
冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の３項目を満たす疾病。
(1) 典型的な胸部痛の病歴
(2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化
(3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

生活サポート年金のお支払い、保険料払込免除（脳卒中）

責任開始期以後に「脳梗塞」を発病し、左半身まひの後遺症が60日以上継続したと医師が診断した場合。

約款に定める「脳卒中」に該当し、左半身まひの後遺症が60日以上継続したためお支払いできます。

責任開始期以後に「脳梗塞」を発病し、一時的に左半身まひの後遺症が出たが、10日後に症状が消失したと医師が診断した場合。

支払事由に該当しないためお支払いできません。

ご注意

約款に定める「脳卒中」を発病し、その疾病により初めて医師の診療をうけられた日から起算して 60 日以上、言語障害、運動失調、まひなどの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたときに、生活サポート年金をお支払いします。また、「脳卒中」の治療を直接の目的とした所定の手術を受けた場合は、後遺症の継続期間が、60 日未満の場合であっても、お支払いできます。（保険料払込免除も同様の取扱いをします。）
なお、「脳卒中」とは、以下の約款記載の「脳卒中」の定義すべてを満たす場合をいい、自覚症状のみで診断された場合や「外傷性くも膜下出血（疾病性のものは除きます。）」「脳動脈瘤（破裂していないもの）」「一過性脳虚血発作」などは約款に定める「脳卒中」には該当しません。

「脳卒中」の定義
脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

生活サポート年金のお支払い、保険料払込免除

特約の責任開始期以後に発生した統合失調症で、その治療を直接の目的として、継続して80日間入院したとき。

約款に定めるメンタル疾患で、その治療を目的として、継続して60日以上入院したためお支払いできます。
※ただし、保険料払込免除には該当しません。

特約の責任開始期以後に発症した統合失調症で、その治療を直接の目的として、継続して40日間入院したとき。

入院期間が60日未満のためお支払いできません。
※保険料払込免除も該当しません。

ご注意

メンタル疾患で 60 日以上継続して入院した場合、生活サポート年金はお支払いできますが、保険料払込免除には該当しません。

災害死亡保険金の免責　[災害死亡保険金]

【被保険者の不注意】
居眠り運転をして路上の電柱に衝突し、死亡された場合。
【軽度の酒酔い状態での事故】
酒に酔って横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡された場合。

約款に定める「免責事由」には該当しないため、災害死亡保険金をお支払いできます。

【被保険者の重大な過失】
危険であることを十分認識できる状況にありながら、高速道路を逆走して対向車と衝突し死亡された場合。
【泥酔状態を原因とする事故】
泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡された場合。

約款に定める「免責事由」に該当するため、災害死亡保険金をお支払いできません。

ご注意

ご契約（特約）により、災害死亡保険金をお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合、災害死亡保険金をお支払いできません。
[一般的にお支払いできない例]
●保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合
●被保険者の精神障害を原因とする場合
●被保険者の泥酔の状態を原因とする場合
※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

就労不能年金のお支払い、保険料払込免除（国民年金法に定める障害状態）

特約の責任開始期以後に初めて、呼吸器疾患による障害で、国民年金法にもとづく障害等級２級の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき。

精神障害の状態以外で認定されているためお支払いできます。

特約の責任開始期以後に初めて、精神障害の状態により、国民年金法にもとづく障害等級２級の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき。

精神障害の状態による認定は、約款でお支払い対象から除外されているためお支払いできません。

しおり

ご契約のしおり

目的別ＩＮＤＥＸ

◆ご契約にあたって

Ｑ：告知について知りたい	⇒	ご契約に際し、現在の健康状態や職業、過去の病歴などをおたずねいたします。 →　詳しくは１１ページをご覧ください。
Ｑ：いつから保障が始まるのか知りたい	⇒	注意喚起情報「保障の開始時期（責任開始期）について」に説明を記載しています。 →　詳しくは１２ページをご覧ください。
Ｑ：申し込みを撤回したい（クーリング・オフ制度）	⇒	１５日以内であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。 →　詳しくは１０ページをご覧ください。
Ｑ：保険用語の意味がわからない	⇒	保険料と遺族年金など、主な保険用語をご説明します。 →　詳しくは３８ページをご覧ください。
Ｑ：この保険の特徴・保障内容を知りたい	⇒	保障ごとのお支払いの条件（お支払事由）などをご説明します。 →　詳しくは５２ページをご覧ください。

◆年金などのお支払いについて

Ｑ：年金などを請求したい 本人が請求できない場合はどうしたらよいのか	⇒	所定の書類の準備・ご記入・ご提出が必要です。 あらかじめ指定された方による代理請求ができます。 →　詳しくは２０ページ・６５ページをご覧ください。
Ｑ：年金などが受け取れないケースについて知りたい	⇒	免責事由に該当した場合など、年金などを受け取れないことがあります。 →　詳しくは１３ページ・６６ページをご覧ください。

◆保険料のお払込みについて

Q：保険料の払込方法を変えたい	⇒	回数（月払・年払など）・経路（口座振替扱・クレジットカード扱など）を変更することができます。 →　詳しくは巻末・６８ページをご覧ください。
Q：保険料の払込期限について知りたい 期限を過ぎるとどうなるのか	⇒	注意喚起情報およびご契約のしおりの「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」に説明を記載しています。 なお、保険料の払込期限を過ぎるとご契約は効力を失うことがあります。 →　詳しくは１４ページ・６８ページをご覧ください。
Q：保険料の負担を減らしたい	⇒	保障の額を減らすなど、保険料の負担を軽減できます。 →　詳しくは７２ページをご覧ください。

◆ご契約後のお手続きについて

Q：契約を解約したい	⇒	ご契約はいつでも解約できます。 なお、無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型就労不能保障特約および無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約には解約返戻金はありません。 →　詳しくは巻末・１５ページをご覧ください。
Q：保険に関する税金について知りたい	⇒	受け取る年金などにより、課税される場合と非課税となる場合があります。 →　詳しくは７８ページをご覧ください。
Q：住所や名前が変わった	⇒	変更のお手続きが必要となります。まずは当社へのご連絡をお願いいたします。 →　詳しくは巻末をご覧ください。

主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明

あ	遺族年金・高度障害年金（いぞくねんきん・こうどしょうがいねんきん）	被保険者の死亡・高度障害のときに保険期間満了時まで毎月お支払いするお金のことです。
か	解約返戻金（かいやくへんれいきん）	ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
	株式会社（かぶしきがいしゃ）	株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。
	基準年金月額（きじゅんねんきんげつがく）	遺族年金および高度障害年金を計算する際の基準となる金額です。
	契約応当日（けいやくおうとうび）	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に応当する日のことです。月単位、半年単位の契約応当日といったときは、各々毎月、半年ごとの契約日に応当する日をさします。
	契約者（けいやくしゃ）	当社と保険契約を結びご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。
	契約年齢（けいやくねんれい）	被保険者の契約年齢は満年齢で計算します。 （例）24 歳 7 か月の被保険者の契約年齢は 24 歳となります。
	契約日（けいやくび）	通常は責任開始の日をいい、保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料の払込方法などにより契約日と責任開始期が異なる場合があります。
	告知義務と告知義務違反（こくちぎむ・こくちぎむいはん）	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことがらについて当社に報告していただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。
さ	失効（しっこう）	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることです。
	指定代理請求人（していだいりせいきゅうにん）	年金などの受取人が年金などを請求できない特別の事情があるときに備えて、ご契約者が被保険者の同意を得て、受取人の代理人としてあらかじめ指定した人のことをいいます。
	主契約と特約（しゅけいやく・とくやく）	生命保険のベースとなる部分で、約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といいます。 特約は普通保険約款とは別に記載されています。特約は主契約の保障内容をさらに充実させることなどを目的に、主契約に付加するものです。
	診査（しんさ）	診査医扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。
	責任開始期（日）（せきにんかいしき・び）	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	責任準備金（せきにんじゅんびきん）	将来の年金などをお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるものをいいます。
	全期払（ぜんきばらい）	保険料の払込方法のひとつで、保険期間満了まで保険料を払い込む方法のことです。

た	第1回保険料充当金（相当額）	お申込時にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第１回保険料に充当されます。
	第1回保険料の払込期月	「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第１回保険料をお払込みいただく月のことで、主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日までをいいます。
	第1回保険料の猶予期間	「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第１回保険料のお払込みを猶予する期間のことで、第１回保険料の払込期月の翌月初日から末日までをいいます。
な	年金受取人	年金を受け取る人のことをいいます。
	年金現価	将来に発生する利息を差し引いて算出した現在の保険契約の価値をいいます。
は	払込期月	第２回以後の保険料をお払込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
	被保険者	生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
	復活	いったん失効した契約をもとの状態にもどすことをいい、失効後３年以内であれば申し込むことができます。この場合、告知または診査と、お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込みが必要となります。 ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
	保険期間満了日	保険期間の終了する日をいいます。例えば、80 歳満了契約の場合は、被保険者が 80 歳となった時以後はじめて到来する年単位の契約応当日の前日となります。（保険料払込期間満了日も同様とします。）
	保険金	被保険者の死亡のときなどにお支払いするお金のことです。
	保険証券	ご契約の年金月額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。年金などのご請求など、ご契約に関わる各種お手続きの際に必要となります。
	保険料	ご契約者にお払込みいただくお金のことです。
や	約款	ご契約から消滅までのご契約内容を記載したものです。
	猶予期間	第２回以後の保険料のお払込みを猶予する期間のことで、月払契約は払込期月の翌月初日から末日まで、年払･半年払契約は払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までをいいます。

お願いとお知らせ

1 お申し込みに際して

○ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確に記入してください。情報端末によるお申し込みの場合は、お手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確に入力してください。記入もしくは入力した内容を十分お確かめのうえ、署名（法人の場合は記名・押印）をお願いします。

○第１回保険料に相当する金額をお払込みいただく際は、当社の指定する口座にお振込みください。なお、当社の生命保険募集人※1にお払込みいただく場合には、必ず当社所定の第１回保険料充当金・保険料領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受け取りください。

○お申し込みいただいた後でも、一定期間内であれば、これを撤回できるクーリング・オフ制度があります。※2

○現在のご契約の解約等を前提としてお申し込みになる場合には、そのデメリットについてあらかじめご確認ください。※3

○ご契約をお引き受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りしますので、お申し込みの際の内容と違っていないかどうかもう一度よくお確かめください。もし違っているときは、お手数ですが最寄りの支社または本社にご連絡願います。また、「保険証券」は、年金請求等のご契約に関わる各種お手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

○当社または当社の委託会社の確認担当者が、ご契約のお申し込み後または年金など（保険料のお払込みの免除を含みます。以下同じ）のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。※4

※1 当社社員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

※2 注意喚起情報「お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について」をご覧ください。

参照 P. 10

※3 注意喚起情報「現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて」をご覧ください。

参照 P. 15

※4 この場合、年金などのお支払いの可否については、その後に決定させていただきます。

2 保険契約の締結について

○当社の生命保険募集人※1は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」をさせていただきます。

○保険契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに有効に成立します。

○ご契約の成立後にご契約の内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

「媒介」 →当社※2はこちらに該当します	生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
「代理」 →当社は該当しません	生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

※1 当社社員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

※2 当社の生命保険募集人の身分・権限等に関しまして、ご確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは「裏表紙」に記載の本社代表電話番号までお問い合わせください。

参照 裏表紙

3 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

○保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

○保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

○保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（＊1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（＊2）を除き、責任準備金等（＊3）の90％とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90％が補償されるものではありません。）。

＊1　特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定）。

＊2　高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率※1を超えていた契約を指します※2。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率
＝90％－｛(過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和 ÷2｝

＊3　責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

○なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1　基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

※2　一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

〈仕組みの概略図〉

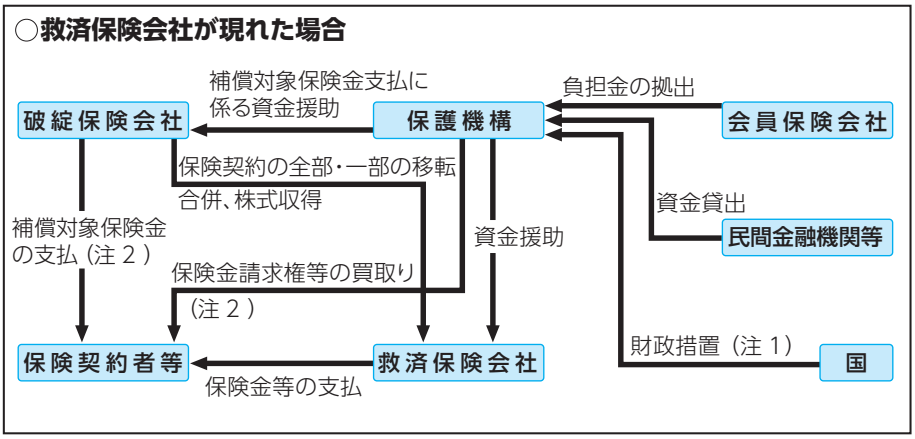

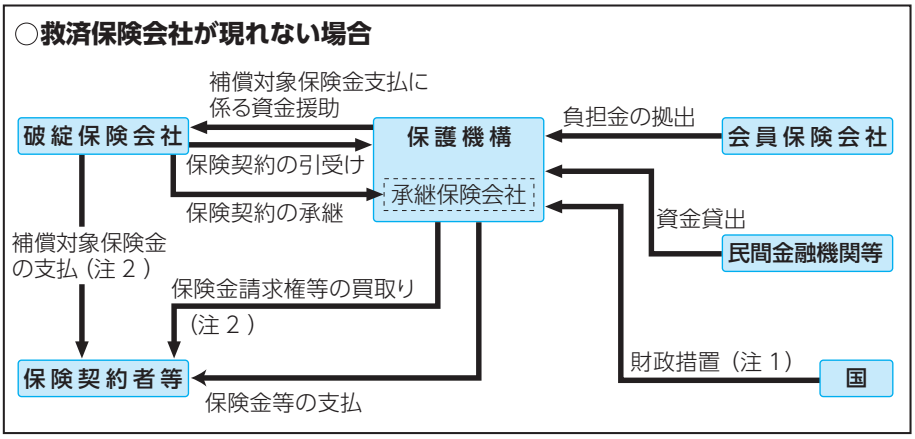

（注１）上記の「財政措置」は、平成 34 年（2022 年）３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、前ページ＊２に記載の率となります。）

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

＜生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先＞

生命保険契約者保護機構
TEL　０３－３２８６－２８２０
受付時間　月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

4 業務または事務の委託について

○当社は、業務または事務の一部を損害保険ジャパン日本興亜株式会社に委託しております。

○申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金等請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を、業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、損害保険ジャパン日本興亜株式会社が知ることがあります。
（情報端末によるお申し込みの場合を含みます。）

5 取引時確認に関するお客さまへのお願い

○当社では、犯罪収益移転防止法※1に基づき、お客さまが生命保険契約の締結等をする際、お客さまの本人特定事項※2、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

○ご契約締結や各種お手続きの際にこれらの確認をとらせていただいたお客さまにつきましては、その後に本人特定事項や職業等に変更が生じた場合、当社までご連絡ください。

※1 犯罪による収益の移転防止に関する法律

※2 氏名、住所、生年月日等

個人情報等の取扱について

6 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

○お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

○当社は、一般社団法人生命保険協会（以下「生命保険協会」といいます。）、生命保険協会加盟の他の各生命保険会社※1および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」※2に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

○保険契約等のお申し込みがあった場合、当社は、生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から５年間※3とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

登録事項※4
①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
②死亡保険金額・災害死亡保険金額・遺族年金の年金現価
③入院給付金の種類および日額
④契約日（復活日、増額日、特約の中途付加日）
⑤取扱会社名

○当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、当社お客さま相談室※5にお問い合わせください。

※1 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）の「会員会社」をご覧ください。

※2 全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。

※3 被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間。

※4 正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。また、登録事項において、保険契約者、被保険者、（災害）死亡保険金、遺族年金の年金現価、入院給付金、会社とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、（災害）死亡共済金、入院共済金、団体と読み替えます。

※5 電話番号 0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

7 支払査定時照会制度について

○保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

○当社は、一般社団法人生命保険協会（以下「生命保険協会」といいます）、生命保険協会加盟の各生命保険会社※1、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

○保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

相互照会事項※2

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。

①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）

②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）

③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

○当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、当社お客さま相談室※3にお問い合わせください。

※1 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）の「会員会社」をご覧ください。

※2 相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※3 電話番号 0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および 12/31～1/3 を除く）

8 個人情報の取扱いについて

以下の方針に基づき、適正な取扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1．個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
②再保険契約の締結、再保険金の請求
③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
⑤その他保険に関連・付随する業務等

2．第三者への提供および第三者からの取得

当社は、つぎの場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

①医療機関などの関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
③法令に基づく場合
④当社の業務上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
⑤当社の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度※1および支払査定時照会制度※2に基づき、他の生命保険会社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合

3．保険契約等に関する情報の共同利用

当社は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4．センシティブ情報の取扱い

当社は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

5．情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6．お客さまからのお問い合わせ等の窓口

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社等については当社ホームページ※3をご覧くださるか、当社お客さま相談室※4までお問い合わせください。

※1 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」については、「契約内容登録制度・契約内容照会制度について」をご覧ください。

参照 P. 48

※2 「支払査定時照会制度」については、「支払査定時照会制度について」をご覧ください。

参照 P. 49

※3 「巻末」をご覧ください。

参照 巻末

※4 電話番号 0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および 12/31～1/3 を除く）

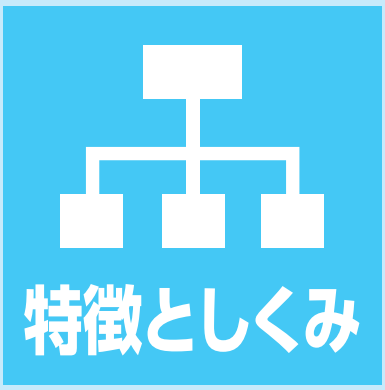

特徴としくみについて

9 特徴としくみ

無解約返戻金型収入保障保険の特徴

無解約返戻金型収入保障保険の愛称を「リンククロス じぶんと家族のお守り」といいます。

1．被保険者が保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当したとき、遺族年金または高度障害年金を保険期間満了日まで毎月お支払いします※1。
2．年金のお支払いには保証期間があります。
3．解約返戻金をなくして、保険料を割安に設定しました。
4．契約者配当金はありませんが、その分保険料の負担が軽くなっています。
5．年金が支払われることとなった場合、以後の保険料のお払い込みは不要です。

※1 毎月の年金月額は変わりませんが、死亡または所定の高度障害状態に該当した月により、お受け取りいただく期間と年金の総額がかわります。（保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少します。）

しくみ図（定額型）

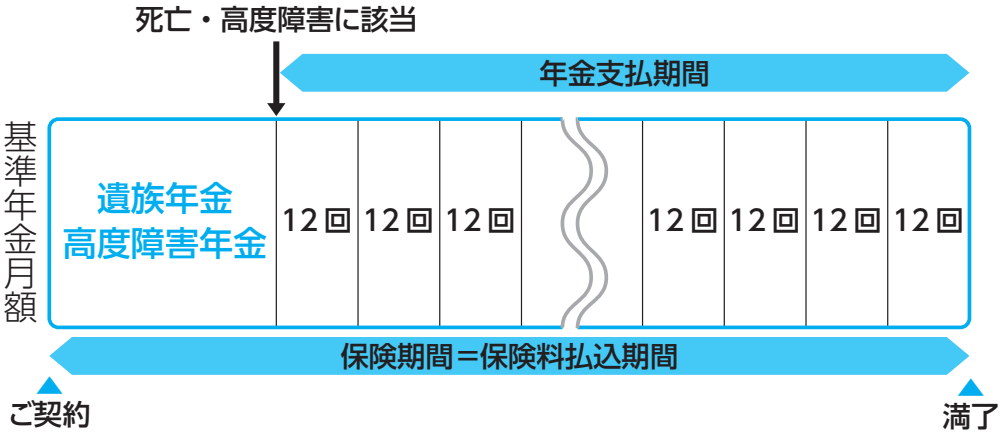

年金受取総額例

○定額型・基準年金月額 10 万円・保険期間 60 歳満了(40 歳契約)
年金支払保証期間 5 年の場合

保険年度(年)		年金受取総額(円)
1		2,400 万
2		2,280 万
3		2,160 万
4		2,040 万
5		1,920 万
…6 年～14 年省略		
15		720 万
60回を保証※2	16	600 万
	17	600 万
	18	600 万
	19	600 万
	20	600 万

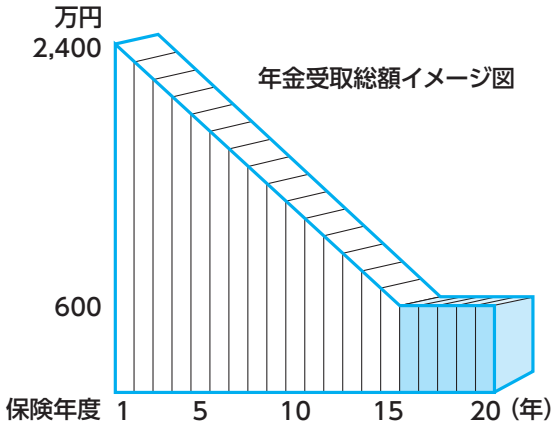

○年金受取総額は、各保険年度の初日における金額を表示しています。
なお、この金額は毎月減少していきます。

※2 年金のお支払いには「保証期間」があり、保険期間の満了直前に死亡・所定の高度障害状態になられたときでも、年金のお支払いを保証します。

年金について

○つぎの場合、年金をお支払いします。

お支払いする年金 お支払事由	お支払額	受取人
遺族年金 保険期間中の死亡	基準年金月額	遺族年金受取人
高度障害年金 所定の高度障害状態※3に該当※4		被保険者

○ご契約者が法人かつ遺族年金受取人のとき、高度障害年金の受取人は被保険者ではなくご契約者とします。

保険料のお払込みの免除

○つぎの場合、次期以降の保険料のお払込みを免除します。

保険料払込免除事由	免除する保険料
ケガにより所定の身体障害状態※5に該当	次期以降の保険料 (主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)

○責任開始期以後に発生した不慮の事故※6による身体障害状態※7のとき、保険料のお払込みを免除します。

※3 別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
参照 P. 98

※4 責任開始期以後に発生した病気もしくは傷害による高度障害状態のとき、高度障害年金を支払います。

※5 別表「対象となる身体障害の状態」をご覧ください。
参照 P. 100

※6 別表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
参照 P. 99

※7 事故の日から起算して 180 日以内に該当した場合に限ります。

10 健康体料率について

健康体料率特約の特徴

○被保険者の喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合する場合、つぎの保険種類の保険料が通常の保険料に比べ割安になります。

・無解約返戻金型収入保障保険
　→健康体料率特約（主契約用）を適用
・定期保険特約
　→健康体料率特約（特約用）を適用

健康体料率特約の付加基準

○健康体料率特約は、被保険者の健康状態などが当社の定める基準を満たしたうえで、つぎのいずれかに適合している場合に付加することができます。※1

①過去１年間に喫煙歴がないこと。
②血圧およびBMI（ボディ・マス・インデックス）の値が当社の定める所定の範囲内であること。※2

BMI＝体重（キログラム）÷｛身長（メートル）｝^{2}

ご注意

上記の基準に適合しない場合でも、告知や診査の内容によっては、通常の保険料でご加入いただけることがあります。

適用料率の判定のしくみ

○健康体料率特約の付加基準に適合した場合には、被保険者の喫煙状況※3および健康状態などに応じて「非喫煙者健康体保険料率」、「喫煙者健康体保険料率」、「非喫煙者標準体保険料率」のいずれかの保険料率を適用します。

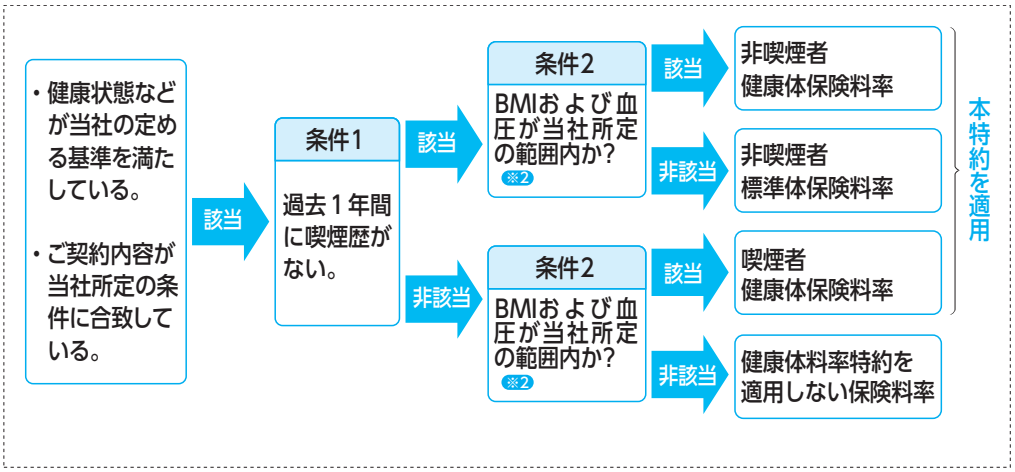

ご注意

告知いただいたことがらが事実と違っていた場合、当社は健康体料率特約の解除、基準年金月額等の削減もしくは保険料の変更等を行うことがあります。

ご注意　「健康体」とは健康体料率特約における被保険者を示す当社での呼称です。左記の基準に適合しない方が健康でないということではありません。

※1　保険期間、払込期間、契約年齢および基準年金月額などについても、当社が定める条件を満たすことが必要となります。

※2　医師の診査結果などが当社の定める範囲内である必要があります。

※3　被保険者本人が喫煙者でなくとも受動喫煙により「喫煙者」と判定されることもあります。

健康体料率特約の復活

○ご契約が失効した場合、主契約および特約とともに健康体料率特約の復活を請求することができます。復活後の保険料率は、失効前の保険料率と同一としますが、復活時の喫煙状況および健康状態などによっては復活できない場合や同一の保険料率が適用できない場合があります。この場合、当社の定める方法によって計算した金額をお払込みいただくことがあります。

減額・解約される場合

○健康体料率特約が付加されているご契約の基準年金月額に基づき計算した額等の合計額等が、減額または解約により当社の定める金額を満たさなくなった場合、健康体料率特約は消滅します。この場合、以後の保険料は健康体料率特約を適用しない保険料率により計算した保険料にあらためるとともに、当社の定める方法によって計算した金額をお払込みいただくことがあります。

ご契約後の保険料率変更

○ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態などが改善され当社の定める基準に適合した場合、つぎのお取扱いができます。

①健康体料率特約を適用しない保険料率から健康体保険料率への変更

②喫煙者健康体保険料率または非喫煙者標準体保険料率から非喫煙者健康体保険料率への変更

※この場合、当社の定める方法により計算した金額をご契約者にお支払いします。

現在の保険料率		変更後の保険料率
健康体料率特約を適用しない保険料率	→	喫煙者健康体保険料率
	→	非喫煙者標準体保険料率
	→	非喫煙者健康体保険料率
喫煙者健康体保険料率	→	非喫煙者健康体保険料率
非喫煙者標準体保険料率	→	非喫煙者健康体保険料率

対象となる保険種類

・無解約返戻金型収入保障保険

※定期保険特約はお取扱いできません。

保険料率変更についてのご注意

○保険料率変更の告知日が、契約日から起算して２年以上かつ５年以内にある場合にお取扱いが可能です。
○保険料率変更の告知日が、前回の保険料率変更のお申出時の告知日から当社の定める期間内の場合、お取扱いできません。
○ご契約時の告知内容によっては、喫煙状況または健康状態などが改善された場合であっても保険料率変更ができないことがあります。
○保険料率変更のお申出の際に、喫煙状況・血圧・ＢＭＩが改善されていても、健康状態などが当社の定める基準を満たさない場合には、お取扱いできません。
○保険料率変更の告知日に、特別条件付保険特約が適用されている場合、お取扱いできません。

ご注意

ご契約後の保険料率変更時に、告知いただいたことがらが事実と違っていた場合、当社は健康体料率特約の解除、基準年金月額等の削減もしくは保険料の変更等を行うことがあります。

11 逓減払込方式について

逓減払込方式の契約に関する特則

○保険料が５年ごとにご加入時の保険料の５％相当額※1ずつ減少し、保険期間満了直前５年間はご加入時の保険料の５０％相当額※1となります。
○保険期間が５の倍数ではない場合、最終５年間の直前の保険料が減少する期間は５年未満となります。
○この特則は主契約のご加入時のみ付加できます。中途付加はできません。

ご注意

この特則が適用となるのは、主契約および無解約返戻金型就労不能保障特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約のみです。（他の特約の保険料には適用されません。）

逓減払込の事例

（例）32 歳契約・60 歳満了の場合
保険料が５年ごとに第１回保険料の５％相当額ずつ減少します。
最終５年間の保険料は第１回保険料の５０％相当額となります。・・・・①
最終５年間の直前の保険料が減少する期間は５年未満となります。・・・②
(下図では３年)

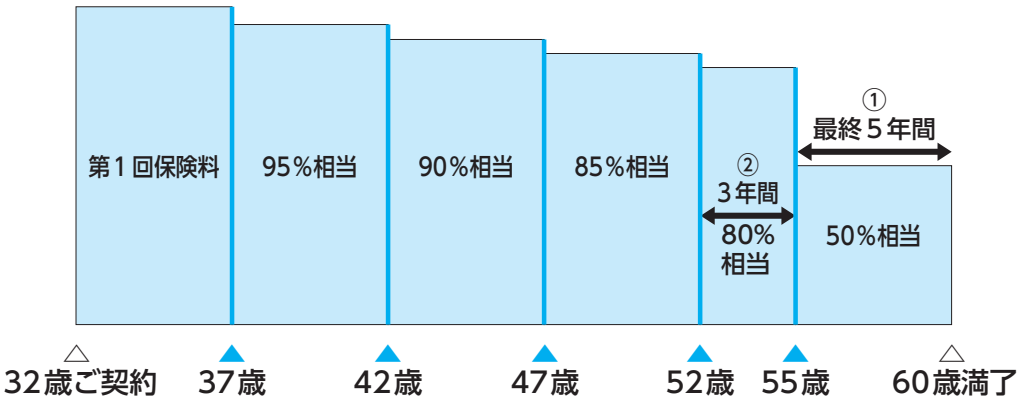

※1 ５％相当額および５０％相当額は、基準年金月額・経過年数等により、それぞれ５％および５０％より少なくなるまたは多くなる場合があります。保険料の推移につきましては、設計書等をご参照ください。

12 特約の保障内容

定期保険特約、災害死亡特約

○つぎの場合、保険金をお支払いします。

	お支払いする保険金 お支払事由	お支払額	受取人
定期保険特約	特約死亡保険金 保険期間中の死亡	特約保険金額	主契約の遺族年金受取人
	特約高度障害保険金 所定の高度障害状態※1に該当		被保険者
災害死亡特約	災害死亡保険金 ケガまたは所定の感染症※2による死亡	災害保険金額	主契約の遺族年金受取人
	災害高度障害保険金 ケガまたは所定の感染症※2により所定の高度障害状態※1に該当		被保険者

○特約高度障害保険金については責任開始期以後に発生した病気または傷害を原因として、また、災害死亡保険金・災害高度障害保険金については責任開始期以後に発生した不慮の事故※3※4または発病した所定の感染症※2を直接の原因として、それぞれ保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。

○七大疾病・就労不能保険料免除特約が付加されている場合には、定期保険特約、災害死亡特約を付加できません。

七大疾病・就労不能保険料免除特約

○つぎに該当した場合、以後の保険料（主契約および付加されている特約の保険料も含みます。）のお払込みを免除します。

保険料払込免除事由
つぎのいずれかに該当したとき (1) 七大疾病※5により所定の事由※6に該当 (2) 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。 (3) 所定の就労不能状態※7に該当

○責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中に保険料払込免除事由に該当されたとき保険料のお払込みを免除します。

○この特約の中途付加およびこの特約のみの解約はできません。

○この特約が付加されている場合には、定期保険特約、災害死亡特約を付加できません。

○この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更または国民年金法の改正が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かって保険料払込免除事由が変更となることがあります。

ご注意

この特約を付加した場合、付加しない場合と比べて保険料は高くなります。

※1 別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
参照 P. 117
(内容は各特約共通)

※2 別表「対象となる感染症」をご覧ください。
参照 P. 134

※3 別表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
参照 P. 132

※4 事故の日から起算して180日以内に該当した場合に限ります。

※5 「七大疾病」については、別表「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患」をご覧ください。
参照 P. 141

※6 七大疾病における所定の事由については、「七大疾病における所定の事由（七大疾病・就労不能保険料免除特約および無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約）」をご覧ください。
参照 P. 61

※7 「所定の就労不能状態」については、別表「就労不能状態」をご覧ください。
参照 P. 145

無解約返戻金型就労不能保障特約

○つぎの場合、特約の保険期間満了まで毎月、年金をお支払いします。※8 ※9

お支払いする年金 お支払事由	お支払額	受取人
就労不能年金 つぎのいずれかに該当したとき (1) 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。 (2) 所定の就労不能状態※10に該当	特約 年金月額	被保険者

○責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。

○就労不能年金のお支払いには保証期間があります。特約の保険期間の満了直前にお支払事由に該当したときでも、保証期間分の年金をお支払いします。

○被保険者が死亡し、または主契約の高度障害年金が支払われる場合、この特約は消滅します。年金支払期間中に、主契約の遺族年金または高度障害年金が支払われる場合には、その後の就労不能年金はお支払いしません。

○この特約は、七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合のみ付加することができます。

○この特約の中途付加はできません。

○この特約の給付にかかわる国民年金法の改正が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

※8 毎月の年金月額は変わりませんが、お支払事由に該当した月により、お受け取りいただく期間と年金の総額がかわります。(保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少します。)

※9 第1回の就労不能年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による就労不能年金はお支払いしません。

※10 「所定の就労不能状態」については、別表「就労不能状態」をご覧ください。

参照 P. 161

無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約

○つぎの場合、特約年金支払期間（２年間または５年間）満了まで毎月、年金をお支払いします。※11

お支払いする年金 お支払事由	お支払額	受取人
生活サポート年金 つぎのいずれかに該当したとき （1）七大疾病※12により所定の事由※13に該当 （2）所定のメンタル疾患※14により 60 日以上継続して入院	特約年金月額	被保険者

○責任開始期以後に発病した病気を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。

○所定のメンタル疾患により入院を開始した場合でも、退院により入院が 60 日継続していないときは、生活サポート年金はお支払いしません。ただし、退院日の当日または翌日に転入院または再入院した場合で、転入院または再入院を証明する書類があるときは、継続した入院とみなします。

○被保険者が死亡し、または主契約の高度障害年金が支払われる場合、この特約は消滅します。年金支払期間中に、受取人が死亡または所定の高度障害状態に該当した場合には、未支払分の年金現価を一時にお支払いします。

○この特約は、七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合のみ付加することができます。

○この特約の中途付加はできません。

○この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

※11 第１回の生活サポート年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による生活サポート年金はお支払いしません。

※12 「七大疾病」については、別表「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患」をご覧ください。

参照 P．179

※13 七大疾病における所定の事由については「七大疾病における所定の事由（七大疾病・就労不能保険料免除特約および無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約）」をご覧ください。

参照 P．61

※14 「所定のメンタル疾患」については、別表「対象となるメンタル疾患」をご覧ください。

参照 P．183

七大疾病における所定の事由（七大疾病・就労不能保険料免除特約および無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約）

○七大疾病・就労不能保険料免除特約および無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約で保障する七大疾病における所定の事由とは、つぎの事由をいいます。

七大疾病	所定の事由
悪性新生物	責任開始期前を含めて初めて悪性新生物と医師により診断確定※15※16 **ただし、上皮内がん※17、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、責任開始日から起算して 90 日以内に診断確定された乳がんは対象外です。**
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当 ・初めて医師の診療を受けた日から起算して 60 日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師により診断 ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的としたつぎのいずれかの手術 ①公的医療保険の手術料が算定される手術※18 ②先進医療※19に該当する手術※20
脳卒中	脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当 ・初めて医師の診療を受けた日から起算して 60 日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断 ・脳卒中の治療を直接の目的としたつぎのいずれかの手術 ①公的医療保険の手術料が算定される手術※18 ②先進医療※19に該当する手術※20
慢性腎不全	慢性腎不全を発病し、つぎのいずれかに該当 ・慢性腎不全により永続的な透析療法を開始 ・慢性腎不全の治療を直接の目的とした腎臓移植術※21
肝硬変	肝硬変を発病し、つぎのいずれかに該当 ・肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤が破裂したと医師により診断 ・肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的とした、つぎのいずれかの手術 ①公的医療保険の手術料が算定される手術※18 ②先進医療※19に該当する手術※20 ・肝硬変の治療を直接の目的とした肝臓移植術※21
糖尿病	糖尿病を発病し、つぎのいずれかに該当 ・糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的とした網膜または硝子体に対する初めての手術（糖尿病性網膜症により、両眼の視力の和が初めて 0.08 以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術を初めて受けたものとみなします。） ・糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的とした 1 手の 1 手指以上または 1 足の 1 足指以上についての切断術

※15 責任開始期前に悪性新生物と診断確定された場合には、責任開始期以後に新たに悪性新生物と診断確定されても保障しません。

※16 悪性新生物の診断確定は、原則、病理組織学的所見（生検）によりなされることが必要です。

※17 上皮内がんには、非浸潤性・非侵襲性のがんを含みます。

※18 医科診療報酬点数表に手術料が算定されるものをいいます。

※19 厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものに限ります。

※20 先進医療のうち、診断･検査･注射･点滴･全身的薬剤投与･局所的薬剤投与・放射線照射および温熱療法は対象外です。

※21 自家移植は除きます。

七大疾病	所定の事由
高血圧性疾患	高血圧性疾患を発病し、つぎのいずれかに該当 ・高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂※22したと医師により診断 ・高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的としたつぎのいずれかの手術 ①公的医療保険の手術料が算定される手術※18 ②先進医療※19に該当する手術※20

※22 大動脈壁の外膜が破れることをいいます。

特約の共通事項

○ご契約者が法人かつ主契約の遺族年金受取人のとき、特約高度障害保険金・災害高度障害保険金・就労不能年金・生活サポート年金の受取人は被保険者ではなくご契約者とします。

13 余命６か月以内と判断されるときのお取扱いについて（リビング・ニーズ特約）

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が６か月以内と判断されるとき、年金現価額等の全部または一部をご請求できます。

リビング・ニーズ特約による保険金のお支払い

お支払いする保険金 お支払事由	お支払額	受取人
特約保険金 余命６か月以内と判断されるとき	ご請求額(指定保険金額※1)－６か月分の利息－６か月分の保険料相当額	被保険者

○リビング・ニーズ特約による請求額は他のご契約と通算して、一被保険者あたり3,000万円を限度とします。

○リビング・ニーズ特約による特約保険金の請求日が主契約および対象となる特約の保険期間の満了前１年以内である場合は、特約保険金はお支払いしません。

ご注意

余命６か月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類にもとづいて当社が判断します。「余命６か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が６か月以内であることを意味します。

年金現価額等の全部をお支払いする場合のしくみ図

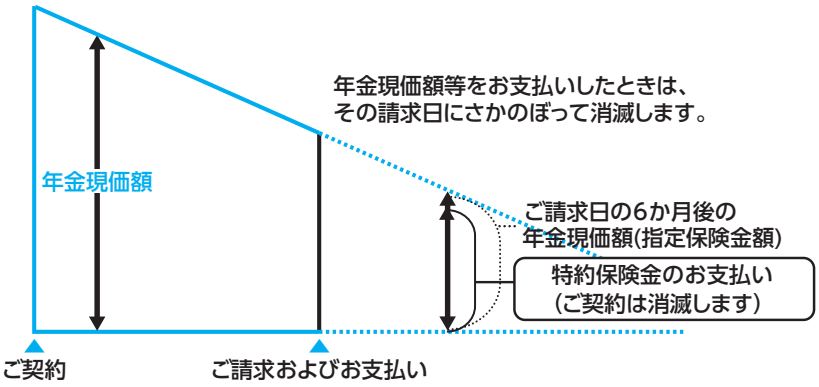

○主契約に付加されている特約も同時に消滅します。消滅した特約の解約返戻金はお支払いしません。

○無解約返戻金型就労不能保障特約を付加している場合で、就労不能年金の年金支払期間中にリビング・ニーズ特約による特約保険金のお支払いにより主契約が消滅するときは、就労不能年金の６か月分の現価を就労不能年金の受取人にお支払いします。

○無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約を付加している場合で、生活サポート年金の年金支払期間中にリビング・ニーズ特約による特約保険金のお支払いにより主契約が消滅するときは、生活サポート年金の未払期間の年金現価を生活サポート年金の受取人にお支払いします。

※1 つぎの①②を合算した範囲内で、被保険者が指定した金額。
①特約保険金の請求日の６か月後の応当日における主契約の年金現価額
②特約保険金の請求日における定期保険特約の特約保険金額
（注）災害死亡特約の災害保険金額は上記の対象になりません。

年金現価額等の一部をお支払いする場合のしくみ図

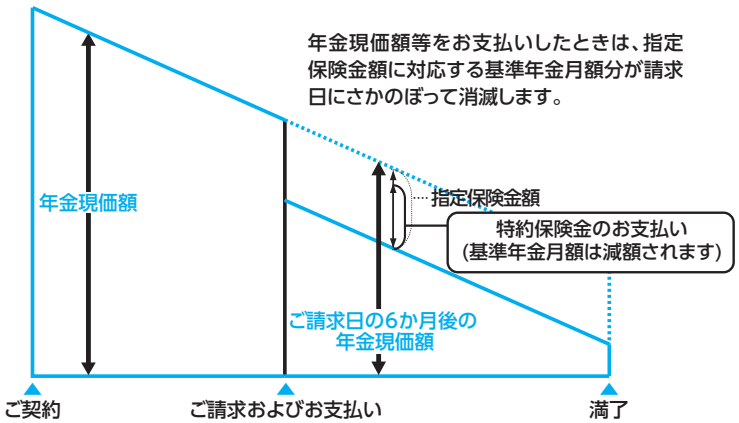

○継続する部分の遺族年金・特約保険金の受取人は、主契約の遺族年金受取人です。

○無解約返戻金型就労不能保障特約を付加している場合で、リビング・ニーズ特約による特約保険金のお支払いにより主契約の基準年金月額が減額され就労不能年金の特約年金月額が当社所定の限度をこえるときは、その限度まで就労不能年金の特約年金月額を減額します。この場合、就労不能年金の年金支払期間中のときは、その減額分について、就労不能年金の６か月分の現価を就労不能年金の受取人に支払います。

リビング・ニーズ特約による特約保険金と主契約の年金の支払請求の関係

○主契約の年金を支払ったか支払うこととした場合には、その後に特約保険金のご請求を受けてもお支払いできません。

○リビング・ニーズ特約による特約保険金が支払われる前に、主契約の年金の支払請求を受けた場合は、特約保険金はお支払いできません。

お支払いについてのご注意

○主契約に特別条件付保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合、お支払金額はつぎのとおりになります。

(ご請求額(指定保険金額※2)－６か月分の利息) × 請求日における削減割合
－６か月分の保険料相当額

○特約保険金の請求日の６か月後の年金現価の一部が指定され、特約保険金が支払われた場合には、その６か月後の年金現価と、指定された金額の割合と同比率で主契約の基準年金月額が減額されたものとします。

○特約保険金を支払った後に年金のお支払事由が生じた場合で、基準年金月額が当社の定める金額に満たないときは、減額後の年金現価を一括してお支払いします。

リビング・ニーズ特約の消滅

○リビング・ニーズ特約による特約保険金をお支払いしたとき

○主契約の年金をお支払いしたとき

※2 つぎの①②を合算した範囲内で、被保険者が指定した金額。

①特約保険金の請求日の６か月後の応当日における主契約の年金現価額

②特約保険金の請求日における定期保険特約の特約保険金額

(注) 災害死亡特約の災害保険金額は上記の対象になりません。

14 指定代理請求特約について

○被保険者が受取人となっている年金などのお支払事由が生じた場合で、被保険者が年金などをご請求できない特別な事情※1があると当社が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。

○ご請求手続きを円滑に行うことができますので、この特約の付加をお願いいたします。

対象となる年金など

①被保険者と受取人が同一人である年金など
②被保険者と保険契約者が同一人である保険料のお払込みの免除

指定代理請求人の指定・変更

○指定代理請求人はつぎのうちから１名をあらかじめ指定してください。※2

①被保険者の戸籍上の配偶者
②被保険者の３親等内の親族

指定代理請求人が死亡されている場合など

○指定代理請求人が請求時において、「死亡もしくは指定代理請求人（上記①、②）の範囲外である場合」または「ご請求できない特別な事情がある場合」は、つぎの方が年金などを請求することができます。

①請求時に被保険者と同居・同一生計の遺族年金受取人
②（①に該当する者がいない場合または①に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合）
請求時に被保険者と同居・同一生計の被保険者の戸籍上の配偶者
③（①、②に該当するものがいない場合または①、②に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合）
請求時に被保険者と同居・同一生計の被保険者の３親等内の親族

ご注意

故意に年金などの支払事由を生じさせた者または故意に受取人を年金などを請求できない状態に該当させた者は代理請求を行うことができません。

ご注意

指定代理請求人・代理請求人に年金などをお支払いした後に請求を受けても重複してお支払いしません。

ご注意

代理請求をされることにより、被保険者がそのご請求の理由を知る可能性がありますので、ご請求に際してはご留意ください。

※1 特別な事情とはつぎのようなものをいいます。
・被保険者が年金などの請求を行う意思表示が困難な状態である
・被保険者本人が病名の告知を受けていない
など

※2 年金などの受取人が法人である場合は、この特約による指定代理請求人を指定できません。

15 免責事由などについて

年金などの免責事由

○免責事由に該当した場合、年金などはお支払いできません。

年金・保険金など	免責事由
遺族年金 特約死亡保険金	①責任開始日（復活日）から３年以内の被保険者の自殺※1 ※2 ②ご契約者の故意※3 ③遺族年金受取人の故意※4 ただし、その方が年金などの一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。
高度障害年金 特約高度障害保険金 リビング・ニーズ特約による保険金	ご契約者または被保険者の故意
就労不能年金 保険料払込免除 （七大疾病・就労不能保険料免除特約）	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の薬物依存
保険料払込免除 （所定の身体障害状態） 災害死亡保険金 災害高度障害保険金	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失※5

※1 責任準備金をご契約者に支払います。

※2 精神障害などにより意思能力や判断能力が無い状態で、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、お支払いできる場合もあります。

※3 解約返戻金をご契約者に支払います。

※4 責任準備金（支払われない年金などに対応する額）をご契約者に支払います。

※5 災害死亡保険金に限ります。

年金の削減など

○地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で年金などのお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数によっては、年金などを削減してお支払いするか、お支払いしない場合があります。また、保険料払込免除については、保険料のお払込みを免除しないことがあります。

保険料について

16 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について

保険料の払込方法（経路）

口座振替扱、クレジットカード扱、団体扱※1、送金扱※2があります。

保険料の払込方法（回数）と払込期月・猶予期間・契約の失効

○**保険料は所定の払込期月内にお払込みください。お払込みには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。**

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第１回保険料のお払込み※3

[例]

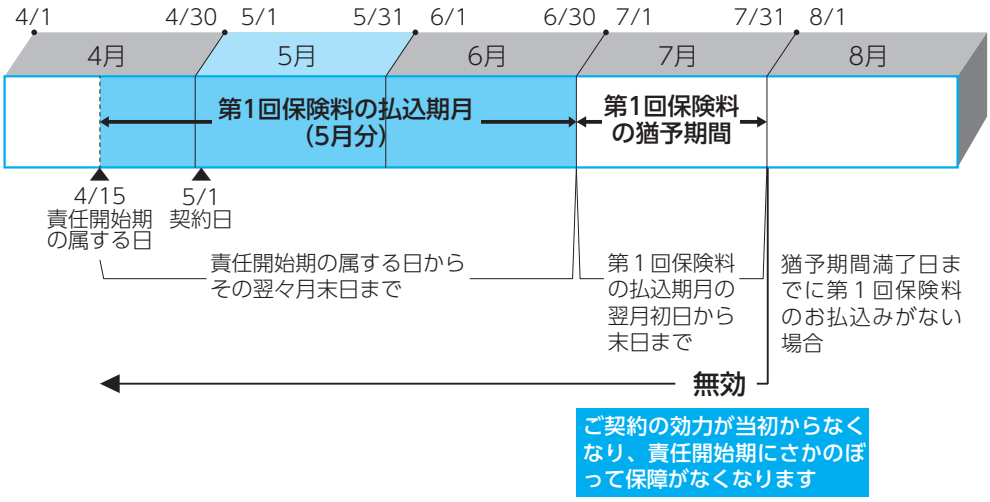

○第１回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約のお申込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。※4

第２回以後の保険料のお払込み

○月払：毎月１回お払込みいただく方法です。

[例]契約日が５月１日の場合

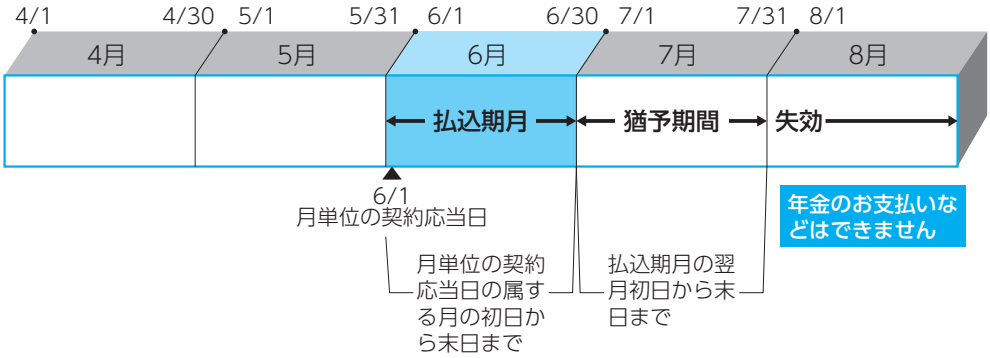

ご注意 「責任開始期に関する特約」を付加する場合、保険料の払込方法（経路）は「口座振替扱」となります。

※1 勤務先団体を経由してお払込みいただく方法です。

※2 当社から払込案内をお送りし、同封の郵便振替用紙にてお払込みいただく方法です。月払は取り扱っていません。

ご注意 万一払込期月中に払込案内が届かなかったり、また振替日に預金口座から振替できなかったりした場合には、お手数でも最寄りの支社または本社までご連絡ください。

※3 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取扱いです。

※4 第１回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合も同様です。

○年払または半年払：年１回（半年払は年２回）の当社所定の期間内にお払込みいただく方法です。

[例]契約日が６月 10 日の場合（年払契約）

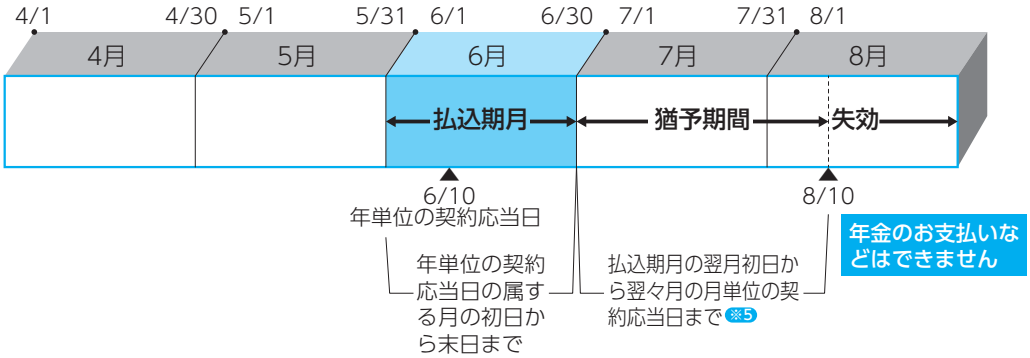

ご注意

ご契約が失効すると、お払込みいただけなかった期間の保険料を入金されても、保障は再開されません。次ページの復活の項をご覧ください。

※5 契約応当日が、２月、６月、11 月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までです。

保険料払込の最終回

○保険料は、保険料払込期間中お払込みいただくことが必要です。
例えば、50 歳で 60 歳払込満了契約に加入された場合、保険料払込の最終回は、それぞれの払込方法（回数）に応じてつぎのとおりです。※6

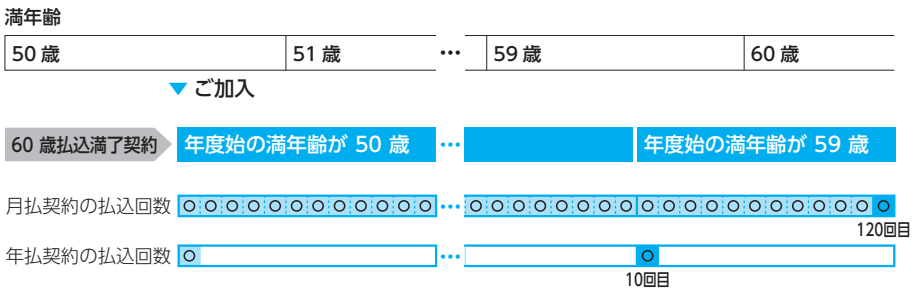

※6 半年払契約の最終回(20 回目)は、年払契約の最終回(10 回目)の半年後となります。

復活

○失効から３年以内であれば、以下の手続きでご契約を復活できる場合があります。

○手続き内容
①復活請求書の提出、健康状態などについての告知（診査または告知書の提出）
②お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込み

○復活を承諾した場合の責任開始時期
ご契約の復活を当社が承諾した場合にはその旨通知します。この場合、延滞保険料を受け取った時（告知前に受け取ったときは、告知の時）から保険契約上の責任を開始します。

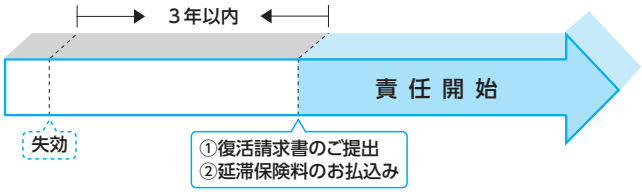

ご注意

健康状態などによっては、復活をお断りすることがあります。

ご注意

以下の保障の開始は復活の際の特約の責任開始日から起算して 90 日経過後となります。
○七大疾病・就労不能保険料免除特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約における乳がんの保障

ご注意　第１回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことによりご契約が無効になった場合は、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取扱いしません。

年払・半年払で保険料のお払込みが不要となった場合

○年払・半年払の場合※7、保険料をお払込みいただいた後に、ご契約が消滅※8したり、保険料のお払込みが不要となった場合、つぎの額をお支払いします。

すでに払い込まれた保険料※9のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以降に対応する保険料相当額（1か月未満の端数は切り捨て）

【年払契約を解約した場合の例】

1月20日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に解約
⇒保険料のお払込みが不要となった5月25日の翌日以降、最初に到来する月ごとの応当日は6月1日です。よって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。

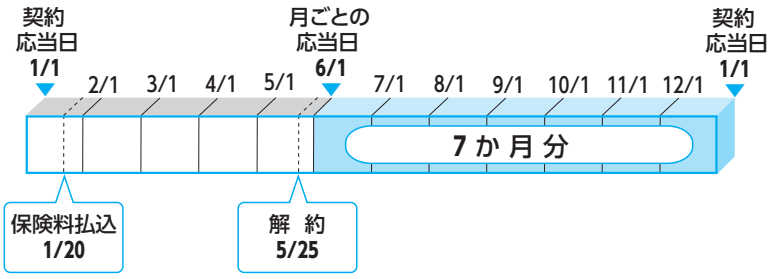

ご注意

リビング・ニーズ特約の特約保険金に対する保険料の未経過分は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日における経過月数をもとに計算します。

年金などのお支払事由や保険料払込免除事由が発生した場合の保険料の充当について

○保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

（月払契約の場合の例）

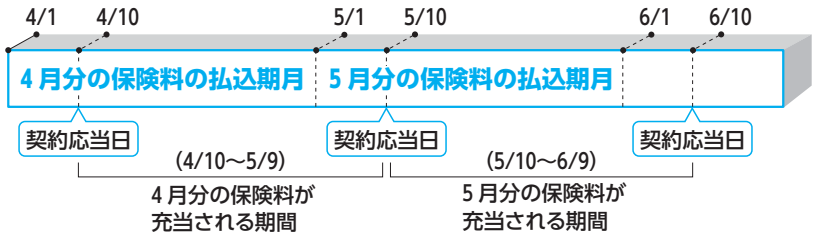

○年金などのお支払事由または保険料払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、年金などのお支払いのときはその未払込みの保険料を年金などから差し引き、保険料のお払込みの免除のときはその未払込みの保険料をお払込みください。

（月払契約の場合の例）

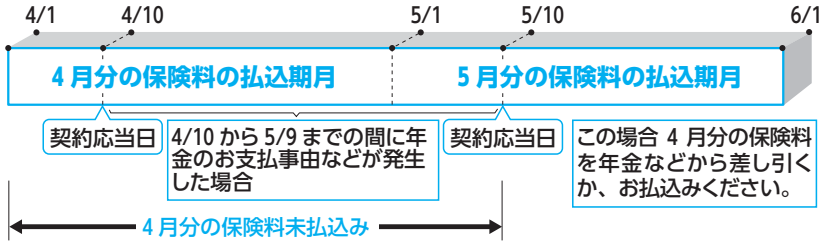

※7 月払のご契約は、このお取扱いはありません。

※8 ご契約または付加されている特約の解約や減額、年金などの支払いによる消滅等を含みます。

※9 保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

○「責任開始期に関する特約」を付加した月払契約で、第１回保険料をお払込みいただく前に、年金などのお支払事由または保険料払込免除事由が発生した場合には、つぎのようなお取扱いとなります。

・下図の①の期間中に年金などのお支払事由が発生した場合、第１回保険料を年金などから差し引き、保険料払込免除事由が発生した場合、第１回保険料をお払込みください。

・下図の②の期間中に年金などのお支払事由が発生した場合、第１回保険料および第２回保険料を年金などから差し引き、保険料払込免除事由が発生した場合、第１回保険料および第２回保険料をお払込みください。

（例）

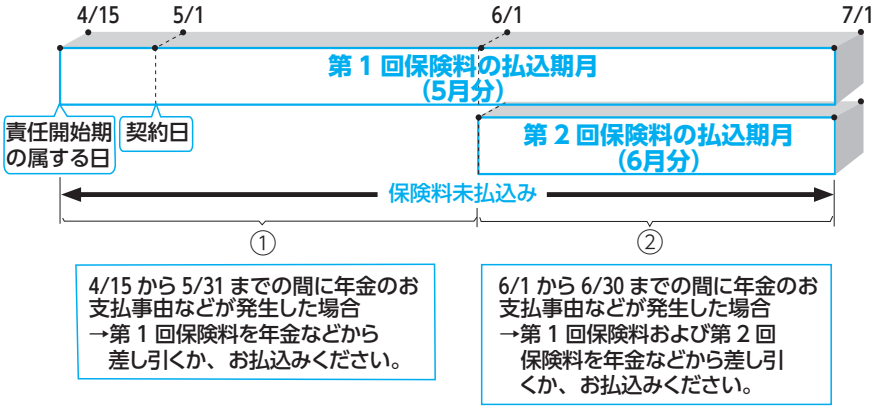

17 保険料のお払込みが困難になられたとき

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約を有効に継続できる方法があります。

基準年金月額の減額

取扱内容

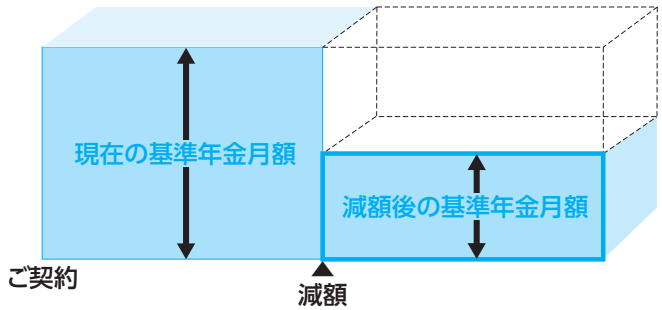

○基準年金月額を減額して、以後の保険料を少なくします。※1

※1 当社の定める限度を下まわる減額はできません。

ご契約後について

18 債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について

債権者等による解約

○ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

年金の受取人によるご契約の存続

○解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過する日までの間に、１．の受取人が２．の手続きを行うことで、ご契約を存続させることができます。

１．次のすべてを満たす年金の受取人
①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
②ご契約者でないこと
２．必要な手続き
①ご契約者の同意を得る
②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払う
③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知する（当社への通知についても期間内に行うこと）

19 被保険者によるご契約者への解約の請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次の事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

①ご契約者または受取人が当社に保険給付を行わせることを目的としてお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
②受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
③上記①②の他、被保険者のご契約者または受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

20 保障内容の見直しをご検討の方へ

特約の中途付加・追加契約について

現在のご契約の保障内容を見直したい場合は、つぎのような方法があります。※1

特約の中途付加	追加契約
○現在のご契約に特約を新たに付加する方法です。	○現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ○ご契約は２件になります。
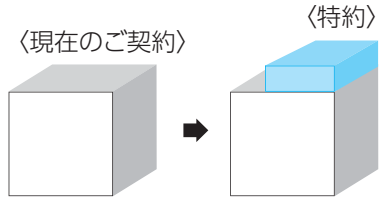	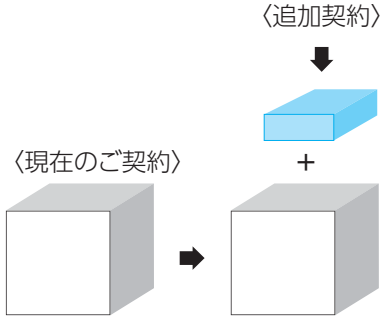
○中途付加時の年齢・保険料率により、中途付加する特約の保険料等を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。 ○初回分の特約保険料とともに、**付加調整金**が必要となる場合があります。	○追加加入時の年齢・保険料率により、新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。

ご注意

いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて被保険者の同意および診査（または告知）が必要です。健康状態によっては、ご利用できない場合があります。

付加調整金とは

年単位の契約応当日以外に特約を中途付加する場合、中途付加日時点の責任準備金※2の積立額を調整するために、「中途付加日直前の年単位の契約応当日」からの経過月数に応じた付加調整金をお払込みいただきます。※3

【月払の例】

特約を中途付加する場合、契約応当日を基準として年単位で保険期間を考えます。
そのため、責任準備金も年単位の契約応当日から積み立てていたものとして計算します。
しかし、中途付加の時点で、実際は責任準備金を積み立てていないため、積み立てておくべき責任準備金を付加調整金としてお払込みいただくことになります。

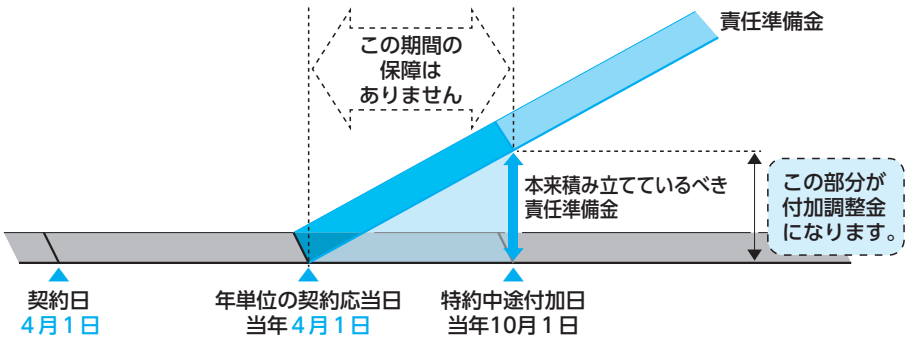

※1 ご利用の際は、現在のご契約の内容により、所定の条件を満たすことが必要です。詳しくは、当社の支社または本社までご相談ください。

※2 将来の保険金などをお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるものをいいます。

※3 中途付加日が年単位の契約応当日と同日の場合、付加調整金は発生しません。

中途付加における特別取扱とは

中途付加する特約の責任開始期が、以下の①から②の期間内となるときは、中途付加日を、直後に到来する年単位の契約応当日として、付加調整金のお払込みを不要とする特別取扱を利用することができます。

【特別取扱期間】
①年単位の契約応当日の直前にある月単位の契約応当日の翌日
②年単位の契約応当日の前日

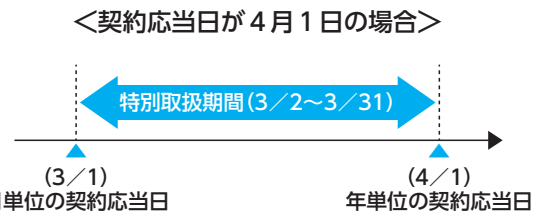

○通常取扱と特別取扱の違いは以下のとおりです。

	通常取扱	特別取扱
責任開始期	特約の第１回保険料相当額を受け取った時 または告知のいずれかの遅い時	
中途付加日	責任開始期の 属する日	責任開始期の直後に 到来する年単位の 契約応当日
保険料・付加調整金	付加調整金のお払込みが 必要です。	中途付加した特約の契約年齢は、通常取扱に比べて１歳上がります。その分、特約保険料は一般的に高くなりますが、付加調整金は発生しません。

ご注意

特別取扱の場合、中途付加日（年単位の契約応当日）前に中途付加する特約の保険金のお支払事由等が発生したときには、責任開始期の属する日を中途付加日として契約年齢・保険期間を改め、特約保険料と付加調整金を再計算します。再計算した結果、超過分があれば払い戻し、不足分があればお払込みいただきます。（保険金のお支払いがあるときは、過不足分をお支払金額と清算します。）

21 遺族年金受取人の変更について

遺族年金受取人の変更

○ご契約者は遺族年金のお支払事由が発生するまでは、遺族年金受取人を変更することができます※1。変更される場合には、当社へご通知ください。

遺言による遺族年金受取人の変更

○ご契約者は遺族年金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、遺族年金受取人を変更することができます※2。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。

ご注意

当社が通知を受ける前に変更前の遺族年金受取人に年金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の遺族年金受取人から年金の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

遺族年金受取人が死亡された場合

○新しい遺族年金受取人に変更する手続きが必要ですので、すみやかに当社へご連絡ください。

○遺族年金受取人が亡くなられた時以後、遺族年金受取人の変更手続きがとられていない間は、遺族年金受取人の死亡時の法定相続人が遺族年金受取人となります。※3

※1 被保険者の同意が必要です。

※2 被保険者の同意がなければ受取人変更の効力は生じません。

※3 遺族年金受取人となった人が２人以上いる場合は、その受取割合は均等とします。

22 生命保険と税金について

年金などの税法上のお取扱い

○年金などにかかる税金は、ご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

遺族年金の場合

契約内容	契約例			税の種類		
	ご契約者	被保険者	受取人	年金受取の場合		一括受取の場合
				死亡時	毎回の年金受取時	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	年金受給権についての税法上の評価額に対して相続税	相続税の課税対象以外の部分に対して所得税(雑所得)	一括受取額に対して相続税
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	—	所得税(雑所得)	所得税(一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	年金受給権についての税法上の評価額に対して贈与税	贈与税の課税対象以外の部分に対して所得税(雑所得)	一括受取額に対して贈与税

※所得税の課税対象になるときは、住民税の課税対象にもなります。(以下同様です。)

死亡保険金の場合

契約内容	契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

生命保険金の非課税扱

対象となる生命保険金	条件	非課税扱の範囲
遺族年金※1 特約死亡保険金 (ご契約が2件以上の場合は合計します)	**下記①②をともに満たす場合** ①ご契約者と被保険者が同一人 ②指定された遺族年金受取人が、そのご契約者の相続人にあたる場合	**500万円** × **法定相続人数**

ご注意 税務の取扱い等については、平成29年10月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

※1 年金受給権についての税法上の評価額または一括受取額

年金などの非課税扱

対象となる保険金	条件	非課税扱の範囲
高度障害年金 高度障害保険金 リビング･ニーズ特約による保険金 就労不能年金 生活サポート年金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	**全額**

一般生命保険料控除・介護医療保険料控除

お払込みになった保険料は、税法上『一般生命保険料控除』『介護医療保険料控除』※2の対象になります。※3

対象となる保険料は 1 月から 12 月までにお払込みいただいた保険料の合計額です。

保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

所得税の一般生命保険料控除・介護医療保険料控除

年間正味払込保険料	控除の対象となる金額	控除額の上限
20,000 円以下	全額	120,000 円 (「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」それぞれの控除額を合計した金額)
20,000 円を超え 40,000 円以下	年間正味払込保険料 ×1/2 ＋10,000 円	
40,000 円を超え 80,000 円以下	年間正味払込保険料 ×1/4 ＋20,000 円	
80,000 円を超えるとき	一律 40,000 円	

住民税の一般生命保険料控除・介護医療保険料控除

年間正味払込保険料	控除の対象となる金額	控除額の上限
12,000 円以下	全額	70,000 円 (「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」それぞれの控除額を合計した金額)
12,000 円を超え 32,000 円以下	年間正味払込保険料 ×1/2 ＋6,000 円	
32,000 円を超え 56,000 円以下	年間正味払込保険料 ×1/4 ＋14,000 円	
56,000 円を超えるとき	一律 28,000 円	

ご注意 この保険料控除の内容は、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結、自動更新、特約中途付加したご契約に適用されます。平成 23 年 12 月 31 日以前に締結したご契約は、原則として税制改正前の制度が適用されます。
税制改正前の制度については当社ホームページをご覧ください。

参照 巻末

※2

介護医療保険料控除
医療保障を内容とする主契約または特約に係る保険料
一般生命保険料控除
上記以外の保険料 災害死亡特約の保険料を除きます（いずれの保険料控除も適用されません）。

※3 この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

約　款

無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款目次

この保険の趣旨

1．用語の意義
第１条（用語の意義）

2．年金の型
第２条（年金の型）

3．責任開始期
第３条（責任開始期）

4．年金の支払
第４条（年金の支払）
第５条（戦争その他の変乱の場合の特例）
第６条（遺族年金または高度障害年金の支払事由発生後、年金の受取人が死亡した場合の取扱）
第７条（年金の現価の一時支払）
第８条（年金の請求、支払時期および支払場所）

5．保険料の払込の免除
第９条（保険料の払込の免除）
第10条（保険料の払込の免除の請求手続）

6．保険料の払込
第11条（保険料の払込）
第12条（保険料の払込方法〈経路〉）
第13条（保険料の前納または一括払）

7．猶予期間および保険契約の失効
第14条（猶予期間および保険契約の失効）
第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

8．保険契約の復活
第16条（保険契約の復活）

9．解約および解約返戻金
第17条（解約）
第18条（解約返戻金）
第19条（年金の受取人による保険契約の存続）

10．他の保険への変換
第20条（他の保険への変換）

11．契約内容の変更
第21条（保険料払込方法〈回数〉の変更）
第22条（基準年金月額の減額）

12．詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効
第23条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

13．告知義務および保険契約の解除
第24条（告知義務）
第25条（告知義務違反による解除）
第26条（保険契約を解除できない場合）
第27条（重大事由による解除）

14．年金の受取人
第28条（年金の分割割合）
第29条（受取人の代表者）
第30条（受取人の変更）
第31条（遺言による受取人の変更）

15．保険契約者
第32条（保険契約者の代表者）
第33条（保険契約者の変更）

16．保険契約者の住所の変更
第34条（保険契約者の住所の変更）

17．被保険者の業務の変更等の場合
第35条（業務変更等の場合）

18．契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理
第36条（契約年齢の計算）
第37条（契約年齢または性別の誤りの処理）

19．契約者配当
第38条（契約者配当）

20．時効
第39条（時効）

21．契約内容の登録
第40条（契約内容の登録）

22．管轄裁判所
第41条（管轄裁判所）

23．団体を保険契約者および遺族年金受取人とする場合の特則
第42条（団体を保険契約者および遺族年金受取人とする場合の特則）

24．逓減払込方式の契約に関する特則
第43条（逓減払込方式）

25．七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加した場合の特則
第44条（七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加した場合の特則）

無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡したときに遺族年金を支払い、所定の高度障害状態に該当したときに高度障害年金を支払うことでご家族の生活の安定を図るための保険です。

1．用語の意義

第１条（用語の意義）

この保険契約において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	用語の意義
(1)　基準年金月額	年金（遺族年金および高度障害年金をいいます。以下同じ。）を支払う際の基準となる金額で、保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で、保険契約者の申し出によって定めた金額（保険契約締結後に変更された場合は変更後の金額）をいいます。
(2)　年金月額	年金の支払事由に該当した場合に、月単位で支払う金額をいいます。
(3)　年金支払期間	年金が支払われる場合に、その支払事由が生じた日以前の最後の月単位の契約応当日（以下「年金支払起算日」といいます。）から、保険期間満了日までの期間をいいます。
(4)　年金支払保証期間	年金を支払う場合の保証年数として保険契約締結の際、会社の定める期間内で、保険契約者の申し出によって定めた期間をいいます。

2．年金の型

第２条（年金の型）

1　保険契約者は、保険契約締結の際、定額型または逓増型のいずれかの年金の型を選択するものとします。

2　前項の規定により逓増型を選択した保険契約者は、会社の定める範囲内で保険年度単位の増加率（以下「増加率」といいます。）および増加率の種類（単利または複利）を指定してください。

3　前２項で選択または指定した年金の型および逓増型の場合の増加率は以後変更できません。

3．責任開始期

第３条（責任開始期）

1　会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1)　保険契約の申込を承諾した後に、第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
(2)　第１回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	第１回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

2　前項により、会社の責任が開始される日を契約日とします。

3　会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

4．年金の支払

第４条（年金の支払）

1　この保険契約において支払う年金はつぎのとおりです。

年金の種類	年金を支払う場合　（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	年金月額（年金の型が定額型の場合は基準年金月額とし、年金の型が逓増型の場合は第３項に定める金額とします。）	遺族年金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき (1)　責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して３年以内の自殺 (2)　保険契約者または遺族年金受取人の故意
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表１）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表１）に該当したときを含みます。		被保険者	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表１）に該当したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意

2　年金は、年金の支払事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日を第１回の年金の支払日とし、以後保険期間満了日まで（ただし、年金支払起算日から保険期間満了日までの期間が年金支払保証期間に満たない場合には、年金支払起算日から年金支払保証期間の終了する日までとします。）毎月、月単位の契約応当日の前日に支払います。

3　年金の型が逓増型の場合の支払額は、基準年金月額に年金の支払日の属するこの保険契約の保険年度に応じ別表４に定める率を乗じて得た金額とします。

4　遺族年金を支払う前に高度障害年金の支払請求を受け、高度障害年金が支払われるときは、会社は、遺族年金を支払いません。

5　遺族年金を支払った場合には、その支払後に高度障害年金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

6　被保険者が保険期間満了日において、高度障害状態（別表１）に該当しているにもかかわらず、その回復の見込みがないことが明らかでないために高度障害年金が支払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、保険期間満了日に高度障害状態（別表１）に該当したものとみなして高度障害年金を支払います。

7　年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日以後、将来に向かって次期以降の保険料の払込を要しません。また、その支払事由が生じた時に、この保険契約にかかわる一切の権利義務が年金の受取人に承継されるものとします。

8　保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が遺族年金の受取人である場合には、第１項の規定に

かかわらず、保険契約者を高度障害年金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を高度障害年金の受取人とします。

9　遺族年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が遺族年金の一部の受取人であるときは、会社は、その残額をその他の遺族年金受取人に支払います。この場合、支払われる部分の遺族年金は、本条第１項および第２項の規定にかかわらず、将来の年金現価を一時金として支払います。

10　被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって遺族年金が支払われない場合には、この保険契約は消滅するものとします。この場合、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない年金部分の責任準備金）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に死亡させたときは、責任準備金その他の返戻金は支払いません。

11　第１項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害年金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1)　保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害年金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2)　その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は高度障害年金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第５条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が、戦争その他の変乱により死亡し、または高度障害状態（別表１）に該当した場合に、その原因により死亡し、または高度障害状態（別表１）に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社は、遺族年金または高度障害年金を削減して支払います。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

第６条（遺族年金または高度障害年金の支払事由発生後、年金の受取人が死亡した場合の取扱）

1　遺族年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に遺族年金の受取人が死亡した場合には死亡した受取人の法定相続人に、高度障害年金支払事由発生後、高度障害年金の受取人である被保険者が死亡した場合には被保険者の法定相続人に、会社は、年金の未支払分の現価を一時に支払います。この場合、保険契約（遺族年金の受取人が２人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分とします。）は、遺族年金の受取人または被保険者が死亡した時に消滅します。

2　法定相続人が２人以上あるときは、それぞれの法定相続分に応じて支払います。

第７条（年金の現価の一時支払）

1　年金の受取人は、会社の定める取扱条件の範囲内で、年金支払期間中、将来の年金の支払にかえて、年金の未支払分の現価の全部または一部の一時支払を請求することができます。

2　会社が、年金の未支払分の現価の全部を一時に支払った場合には、保険契約は消滅します。

3　会社が、年金の未支払分の現価の一部を一時に支払った場合には、将来の基準年金月額を変更します。

4　保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表５）を会社に提出してください。

第８条（年金の請求、支払時期および支払場所）

1　年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた年金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

2　支払事由が生じた年金の受取人は、すみやかに請求書類（別表５）を提出して年金を請求してください。

3　年金は、請求書類（別表５）が会社に到達した日の翌日から５営業日以内または第４条（年金の支払）第２項に定める年金の支払日のいずれか遅い日に会社の本社で支払います。

4　年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、請求書類（別表５）が会社に到達した日の翌日から60日を経過する日とします。

(1)　支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　第４条に定める支払事由に該当する事実の有無

(2)　免責事由に該当する可能性がある場合
　第４条に定める支払事由が発生した原因

(3)　告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4)　この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　前２号に定める事項、第27条（重大事由による解除）第１項第３号(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金の請求時までにおける事実

5　前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、年金を支払うべき期限は、請求書類（別表５）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1)　前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
　90日

(2)　前項第２号から第４号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
　120日

(3)　前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
　120日

(4)　前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
　180日

(5)　前項各号に定める事項についての日本国外における調査
　180日

(6)　前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査
　90日

6　前２項に定める年金を支払うべき期限を適用する場合には、会社は、その旨を年金の受取人（２人以上いる場合には、その代表者）に通知します。

7　遺族年金または高度障害年金を支払うときは、年金証書を年金の受取人に発行します。

8　第４項および第５項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師に

よる必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

5．保険料の払込の免除

第９条（保険料の払込の免除）

1　つぎに定める保険料の払込を免除する場合（以下「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表２）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表３）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより被保険者が身体障害の状態（別表３）に該当したとき (1)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき (2)　被保険者の犯罪行為によるとき (3)　被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき (4)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき (5)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (6)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

2　被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態（別表３）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
(1)　地震、噴火または津波によるとき
(2)　戦争その他の変乱によるとき

3　第１項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、保険料の払込の免除事由の発生時以後、引き続き払込があったものとして取り扱います。

4　保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由の発生時以後、契約内容の変更に関する規定は適用しません。

5　保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

6　本条の保険料の払込の免除については、第４条（年金の支払）第11項の規定を準用します。

第10条（保険料の払込の免除の請求手続）

1　保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

2　保険契約者は、すみやかに請求書類（別表５）を会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。

3　本条の保険料の払込の免除の請求については、第８条（年金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

6．保険料の払込

第11条（保険料の払込）

1　第２回以後の保険料は、払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法〈経路〉）第１項に定める払込方法にしたがい、つぎの各号に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込

んでください。

保険料の払込方法〈回数〉	払込期月
(1)　月払	月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
(2)　半年払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(3)　年払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2　前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。ただし、年金を支払うときは、保険契約者から年金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、年金とともにその年金の受取人に返還します。

3　保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。ただし、年金を支払うときは、保険契約者から年金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、年金とともにその年金の受取人に返還します。

4　第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに年金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき年金または給付金から差し引きます。ただし、年金または給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

5　第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1項の保険料を払い込んでください。

6　前2項の場合、未払込保険料の払込については、第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項および第3項の規定を準用します。

第12条（保険料の払込方法〈経路〉）

1　保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

(1)　会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

(2)　金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

(3)　所属団体または集団を通じて払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）

(4)　会社に持参して払い込む方法

2　保険契約者は、会社の取扱条件に該当する場合、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。

3　第1項の規定により選択された保険料の払込方法が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社に払い込んでください。

第13条（保険料の前納または一括払）

保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の全部または一部をまとめて払い込むことができます。

(1)　年払契約または半年払契約の場合

(ｱ)　将来の保険料を前納することができます。

(ｲ)　会社所定の利率で割引きます。

(ｳ)　保険料前納金は、会社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

(ｴ)　保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、年金を支払うときは、保険契約者から年金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、年金とともにその年金の受取人に払い戻します。

(2)　月払契約の場合

(ｱ)　当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。

(ｲ)　会社所定の利率で割引きます。

(ｳ)　保険料の払込を要しなくなった場合で、一括払の保険料に残額のあるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、年金を支払うときは、保険契約者から年金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、年金とともにその年金の受取人に払い戻します。

７．猶予期間および保険契約の失効

第14条（猶予期間および保険契約の失効）

1　第２回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法〈回数〉	猶予期間
(1)　月払	払込期月の翌月初日から末日まで
(2)　半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日まで）
(3)　年払	

2　猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

1　猶予期間中に年金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を年金または給付金から差し引きます。

2　年金または給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、年金または給付金を支払いません。

3　猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

８．保険契約の復活

第16条（保険契約の復活）

1　保険契約者は、保険契約が効力を失った日から、その日を含めて３年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。

2　保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表５）を会社に提出してください。

3　会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、未払込保険料を会社に払い込んでください。

4　会社が本条の復活を承諾した場合には、前項の未払込保険料を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から復活後の保険契約上の責任を負います。

5　前項により、復活後の会社の責任が開始される日を復活日とします。

6　会社が本条の復活を承諾し、契約内容に変更がなかった場合には、保険証券を新たに発行しません。

９．解約および解約返戻金

第17条（解約）

1　保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、将来に向かって保険契約を解約することができ

ます。
2　保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表５）を会社に提出してください。

第18条（解約返戻金）

この保険契約については、解約返戻金はありません。

第19条（年金の受取人による保険契約の存続）

1　保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。
2　前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす年金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
(1)　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)　保険契約者でないこと
3　前項の通知をするときは、請求書類（別表５）を会社に提出してください。
4　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由が生じ、会社が年金を支払うべきときは、年金の未支払分の現価の全部の一時支払の請求があったものとし、当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金の受取人に支払います。ただし、第２項本文の金額が第１回の年金として支払う金額未満のときは、年金の受取人は第２回以降の年金の一時支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。
5　本条の規定は、平成22年４月１日以降に第１項の解約の通知がされた場合に適用します。

10．他の保険への変換

第20条（他の保険への変換）

1　保険契約者は、年金の支払事由発生前および保険期間満了前であれば、被保険者選択を受けることなく、この保険契約を会社の定める他の個人保険契約に変換することができます。ただし、特別条件付保険特約が適用されている場合で、特別保険料払込期間中、保険金削減期間中または特別条件が年増法による場合は、この取扱はしません。また、変換後の保険金額は、この保険契約の変換時の年金現価以下で会社の定める取扱条件の範囲内の金額とします。
2　保険契約者が本条の変換を請求するときは、請求書類（別表５）を会社に提出してください。

11．契約内容の変更

第21条（保険料払込方法〈回数〉の変更）

1　保険契約者は、年払、半年払または月払の保険料払込方法を変更することができます。
2　保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表５）を会社に提出してください。

第22条（基準年金月額の減額）

1　保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、基準年金月額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の基準年金月額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
2　保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表５）を会社に提出してください。

3　基準年金月額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。
4　本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
5　本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

12. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第23条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

1　保険契約者、被保険者または年金の受取人の詐欺により、保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。
2　保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に年金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とします。
3　前２項の場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。ただし、保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（１か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。

13. 告知義務および保険契約の解除

第24条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第25条（告知義務違反による解除）

1　保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2　会社は、年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項に定める解除の原因となる事実の発生時以後に生じた支払事由による年金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。またすでに年金を支払っていたときは、年金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3　前項の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、年金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4　保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または遺族年金受取人に通知します。
5　本条の規定により保険契約を解除したときは、保険契約者への返戻金はありません。

第26条（保険契約を解除できない場合）

1　会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
(1)　会社が保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
(2)　会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第24条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき

(3)　保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第24条の告知をしないこと、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4)　会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて１か月を経過したとき
(5)　保険契約が、責任開始期の属する日から起算して２年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して２年以内に年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生（責任開始期前に原因が生じていたことにより、年金の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。

2　前項第２号および第３号の場合、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第24条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第27条（重大事由による解除）

1　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
(1)　保険契約者、被保険者（遺族年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人がこの保険契約の年金（高度障害年金、保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)　この保険契約の年金の請求に関し、年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)　保険契約者、被保険者または年金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
(ｱ)　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
(ｲ)　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ)　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(ｴ)　保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ)　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4)　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(5)　保険契約者、被保険者または年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前４号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(6)　会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前５号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2　遺族年金または高度障害年金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約（前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号(ｱ)から(ｵ)までに該当した者が年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうち、その受取人に対応する部分をいいます。）を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金の支払をしません。もし、すでに遺族年金または高度障害年金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3　前項のほか、保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、第１項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、第１項各号に定める事由の発生時以

後に生じた保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

4　本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または年金の受取人に通知します。

5　この保険契約の全部または一部を解除した場合は、保険契約者への返戻金はありません。ただし、年金の支払事由が生じた後に第１項第３号に定める事由が生じ、この保険契約の全部または一部を解除した場合は、会社は、その解除された部分に関し、年金の現価の一時支払の請求を受け付けたものとして取り扱います。

14. 年金の受取人

第28条（年金の分割割合）

遺族年金受取人が２人以上の場合で、年金の分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合とします。ただし、法定相続人が遺族年金受取人と指定された場合で、その者が２人以上であるときは、会社は、法定相続分の割合により遺族年金を遺族年金受取人に支払います。

第29条（受取人の代表者）

1　遺族年金受取人が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。その代表者は他の遺族年金受取人を代理するものとします。

2　前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が遺族年金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第30条（受取人の変更）

1　保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、遺族年金受取人を変更することができます。

2　高度障害年金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が遺族年金受取人の場合、年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内で高度障害年金の受取人を変更することができます。

(1)　保険契約者

(2)　被保険者

3　前２項の通知が会社に到達した場合には、年金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、会社はすでに支払った年金は重複して支払いません。

4　遺族年金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を遺族年金受取人とします。

5　前項の規定により遺族年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により遺族年金受取人となった者のうち生存している他の受取人を遺族年金受取人とします。

6　前２項により遺族年金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

7　保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表５）を会社に提出してください。

8　本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第31条（遺言による受取人の変更）

1　前条に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、遺族年金受取人を変更することができます。

2　前項の遺族年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3　前２項による遺族年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4　前項の通知をするときは、請求書類（別表５）を会社に提出してください。
5　本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

15. 保険契約者

第32条（保険契約者の代表者）

1　保険契約者が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2　前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3　保険契約者が２人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第33条（保険契約者の変更）

1　保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2　保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表５）を会社に提出してください。
3　本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

16. 保険契約者の住所の変更

第34条（保険契約者の住所の変更）

1　保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
2　保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

17. 被保険者の業務の変更等の場合

第35条（業務変更等の場合）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また特別保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

18. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第36条（契約年齢の計算）

1　被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、１年未満の端数は切り捨てます。
2　契約後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに１歳を加えて計算します。

第37条（契約年齢または性別の誤りの処理）

1　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
2　保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計

算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

19. 契約者配当

第38条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

20. 時効

第39条（時効）

年金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年間請求がないときは消滅します。

21. 契約内容の登録

第40条（契約内容の登録）

1　会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1)　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

(2)　遺族年金の現価

(3)　契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活日とします。以下第２項において同じとします。）

(4)　当会社名

2　前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

3　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

22. 管轄裁判所

第41条（管轄裁判所）

1　この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人（年金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

2　この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 団体を保険契約者および遺族年金受取人とする場合の特則

第42条（団体を保険契約者および遺族年金受取人とする場合の特則）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および遺族年金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の年金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、遺族年金または高度障害年金の請求の際、第１号または第２号のいずれかおよび第３号の書類も必要とします。ただし、これらの者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

(1)　被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

(2)　被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3)　保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

24. 逓減払込方式の契約に関する特則

第43条（逓減払込方式）

1　保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

2　この特則を付加した保険契約の保険料は、契約日から５年ごとの契約応当日に、会社の定める方法で計算した額が減少するものとします。ただし、減少後の保険料が会社の定める限度を下まわる場合には減少しません。

3　前項の規定にかかわらず、残余保険期間が５年以下となる各保険年度の保険料は、会社の定める方法で計算した額とします。

4　前２項の保険料の計算については、つぎの各号のとおりとします。

(1)　第12条（保険料の払込方法〈経路〉）第２項または第３項の規定により保険料払込方法〈経路〉（以下「払込経路」といいます。）が変更された場合の変更後の払込経路における保険料は、保険契約締結時から変更後の払込経路を選択したものとみなして前２項に定める額を計算します。

(2)　第21条（保険料払込方法〈回数〉の変更）の規定により、保険料払込方法〈回数〉（以下「払込回数」といいます。）が変更された場合の変更後の払込回数における保険料は、保険契

約締結時から変更後の払込回数を選択したものとみなして前２項に定める額を計算します。

(3)　第22条（基準年金月額の減額）の規定により、基準年金月額が減額された場合の減額後の保険料は、保険契約締結時から減額後の基準年金月額であったとみなして前２項に定める額を計算します。

5　この特則を付加した保険契約に特約が付加された場合、その特約の保険料については、この特則は適用されません。

6　この特則のみの解約はできません。

25. 七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加した場合の特則

第44条（七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加した場合の特則）

この保険契約に七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加した場合、七大疾病・就労不能保険料免除特約の規定により保険料の払込が免除されたときには、第９条（保険料の払込の免除）の規定にかかわらず、免除事由の発生時以後の保険料は、免除事由の発生時に一時に払込があったものとして取り扱います。

別表１　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

(1)　両眼の視力を全く永久に失ったもの
(2)　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
(3)　中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
(4)　胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
(5)　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(6)　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(7)　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(8)　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

（備考）

１．眼の障害（視力障害）

(1)　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

(1)　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。
　①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
　②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
　③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合
(2)　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

３．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

４．上・下肢の障害

(1)　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
(2)　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表１によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表２の事故は除外します。

表１　急激・偶発・外来の定義

用語	定義
１．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
２．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
３．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表１の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	つぎのような事故は、表１の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表２　除外する事故

項目	除外する事故
１．疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
２．疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
３．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
５．接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 ａ．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ｂ．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ｃ．細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表３　対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

(1)　１眼の視力を全く永久に失ったもの

(2)　両耳の聴力を全く永久に失ったもの

(3)　１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの

(4)　１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの

(5)　10手指の用を全く永久に失ったもの

(6)　１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの

(7)　10足指を失ったもの

(8)　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

（備考）

１．眼の障害（視力障害）

(1)　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3)　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．耳の障害（聴力障害）

(1)　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。

(2)　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ・ｂ・ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}\ (a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

３．上・下肢の障害

(1)　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(2)　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

４．手指の障害

(1)　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2)　「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3)　「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

５．足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

６．脊柱の障害

(1)　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2)　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉

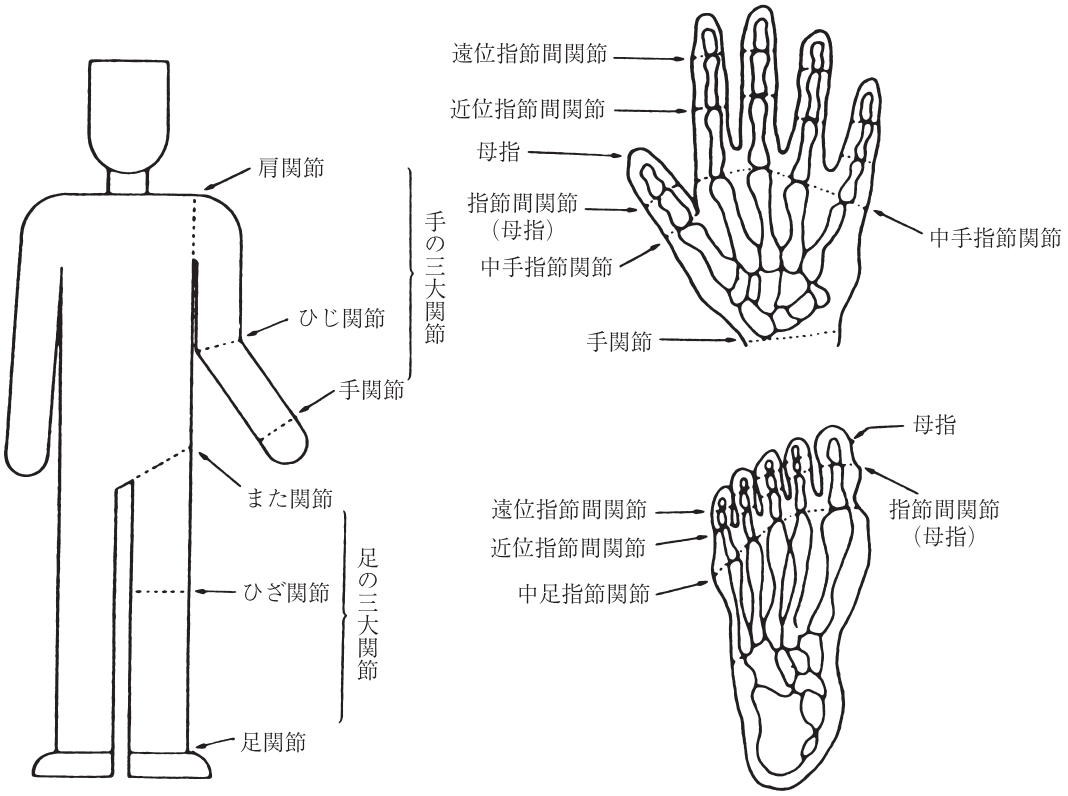

別表４　逓増型の場合の基準年金月額に乗ずる率（増加率３％複利の場合）

支払日における契約後の経過年数	率	支払日における契約後の経過年数	率
0	1.000	35	2.814
1	1.030	36	2.898
2	1.061	37	2.985
3	1.093	38	3.075
4	1.126	39	3.167
5	1.159	40	3.262
6	1.194	41	3.360
7	1.230	42	3.461
8	1.267	43	3.565
9	1.305	44	3.671
10	1.344	45	3.782
11	1.384	46	3.895
12	1.426	47	4.012
13	1.469	48	4.132
14	1.513	49	4.256
15	1.558	50	4.384
16	1.605	51	4.515
17	1.653	52	4.651
18	1.702	53	4.790
19	1.754	54	4.934
20	1.806	55	5.082
21	1.860	56	5.235
22	1.916	57	5.392
23	1.974	58	5.553
24	2.033	59	5.720
25	2.094	60	5.892
26	2.157	61	6.068
27	2.221	62	6.250
28	2.288	63	6.438
29	2.357	64	6.631
30	2.427	65	6.830
31	2.500	66	7.035
32	2.575	67	7.246
33	2.652	68	7.463
34	2.732	69	7.687

別表５　請求書類

〔Ⅰ〕年金等の請求の場合

請求項目	請求書類
①　遺族年金	ア．第１回の遺族年金 (1)　会社所定の請求書 (2)　会社所定の様式による医師の死亡証明書(但し、会社が必要と認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書) (3)　被保険者の住民票(但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4)　遺族年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5)　保険証券 イ．第２回以降の遺族年金(年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。) (1)　会社所定の請求書 (2)　遺族年金受取人の戸籍抄本 (3)　遺族年金受取人の印鑑証明書 (4)　年金証書
②　高度障害年金	ア．第１回の高度障害年金 (1)　会社所定の請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の戸籍抄本 (4)　被保険者の印鑑証明書 (5)　保険証券 イ．第２回以降の高度障害年金(年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。) (1)　会社所定の請求書 (2)　被保険者の戸籍抄本 (3)　被保険者の印鑑証明書 (4)　年金証書
③　保険料払込免除	(1)　会社所定の請求書 (2)　不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3)　会社所定の様式による医師の診断書 (4)　保険証券

(注) 会社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

〔Ⅱ〕その他手続請求の場合

請求項目	請求書類
①　保険契約の復活	(1)　会社所定の請求書 (2)　会社所定の被保険者についての告知書
②　契約内容の変更 (1)　基準年金月額の減額 (2)　保険料払込方法の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）
③　他の保険種類への変換	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　生命保険契約申込書
④　解約	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
⑤　年金の受取人による保険契約の存続	(1)　会社所定の請求書 (2)　年金の受取人の印鑑証明書 (3)　保険証券
⑥　受取人の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
⑦　遺言による受取人の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の相続人の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　遺言書の写し
⑧　保険契約者の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

定期保険特約目次

この特約の趣旨

第１条（特約の締結および責任開始期）
第２条（特約保険金の支払）
第３条（特約保険料の払込の免除）
第４条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）
第５条（特約保険料の自動振替貸付）
第６条（特約の失効）
第７条（特約の復活）
第８条（特約の解約）
第９条（解約返戻金）
第10条（特約保険金額の減額）
第11条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）
第12条（特約の復旧）
第13条（特約の消滅）
第14条（告知義務および告知義務違反）
第15条（重大事由による解除）
第16条（契約者配当）
第17条（特約の自動更新）
第18条（他の保険への変換）
第19条（受取人の変更）
第20条（契約内容の登録）
第21条（主約款の規定の準用）
第22条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）
第23条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）
第24条（生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）
第25条（５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）
第26条（主契約について自動振替貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の特則）
第27条（医療保険(01)または新終身医療保険(01)に付加する場合の特則）
第28条（新終身医療保険に付加する場合の特則）
第29条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）
第30条（医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則）
第31条（中途付加における特別取扱に関する特則）

定期保険特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の万一の場合に保障を提供し、主契約の保障に加えて保障を大型化することを目的とするものです。

第１条（特約の締結および責任開始期）

1　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。

2　この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

3　前２項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始期はつぎのとおりとし、この責任開始の日をこの特約の中途付加日とします。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1)　会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第１回保険料を受け取った場合	この特約の第１回保険料を受け取った時
(2)　この特約の第１回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合	この特約の第１回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

4　前項の場合、この特約の保険料は、中途付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。

5　前項の規定にかかわらず、この特約の第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額を払い込むことを要します。

6　第３項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第２条（特約保険金の支払）

1　この特約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡保険金または遺族年金が支払われるとき	特約の保険金額	主契約の死亡保険金または遺族年金の受取人	この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期、復旧が行なわれた場合の特約保険金額の増額分については最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して３年以内の自殺により被保険者が死亡したとき

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金または高度障害年金が支払われるとき	特約の保険金額	主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人	—

2　主契約の死亡保険金受取人または遺族年金受取人が２人以上いる場合の特約死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金または遺族年金の受取割合と同じとします。

3　この特約が更新されない場合で、被保険者がこの特約の保険期間満了日において高度障害状態（別表１）に該当しているにもかかわらず、その回復の見込みがないことが明らかでないために特約高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了日に高度障害状態（別表１）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。

4　第１項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1)　この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2)　その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は特約高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

5　前４項のほか、主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金の支払に関する規定を準用します。

第３条（特約保険料の払込の免除）

1　主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

2　前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

3　本条の規定は、保険料払込方法が一時払の場合には適用しません。

第４条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

1　この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内とします。

2　この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

3　主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

4　この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、つぎに定めるところによります。

(1)　主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の承諾を

得て、主契約の保険料払込期間の満了する時までに一括して前納することを要します。

(2)　前号に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第５条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約において、保険料の自動振替貸付の規定が適用されるときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。

第６条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第７条（特約の復活）

1　主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2　会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第８条（特約の解約）

1　保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

2　前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第９条（解約返戻金）

1　この特約の解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。

2　本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金または年金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第10条（特約保険金額の減額）

1　保険契約者は、この特約の保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取扱いません。

2　主契約の保険金額または年金額が減額され、この特約の保険金額と主契約の保険金額または年金額との割合が、会社所定の限度をこえるときは、その限度までこの特約の保険金額を減額します。

3　特約保険金額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。

4　本条の減額をしたときは、保険証券に表示します。

第11条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1　保険契約者は会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表２）を会社に提出してください。会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

2　主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が、主契約の保険期間をこえるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険期間まで短縮されるものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

3　本条の規定によって、保険期間または保険料払込期間の変更を行なった場合には、保険証券に

表示します。

第12条（特約の復旧）

1　主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2　会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

3　この特約を減額した場合の復旧は取り扱いません。

第13条（特約の消滅）

1　つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

(1)　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

この場合、この特約の解約返戻金があるときは、これを主契約の解約返戻金に加えて主約款の規定を適用します。

(2)　主契約が消滅したとき

この場合、主契約の保険金または年金が支払われるときを除いて、この特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。（主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。）

ただし、第２条（特約保険金の支払）第１項の免責事由に該当し、特約死亡保険金を支払わない場合には、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

2　前項第１号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条（重大事由による解除）

1　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)　保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの特約の保険金（高度障害保険金、保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2)　この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3)　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

(ｱ)　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ｲ)　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ)　反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(ｴ)　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｵ)　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4)　他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の事由がある場合

(5)　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前４号に掲げる事由と同等の事由がある場合

(6)　会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前５号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2　死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号(ｱ)から(ｵ)までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3　本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。

4　この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

5　前項の規定にかかわらず、第１項第３号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第16条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条（特約の自動更新）

1　この特約の保険期間が満了し、つぎの各号のすべてに該当する場合、この特約は自動的に更新され継続されるものとします。

(1)　保険契約者から保険期間満了の日の２週間前までに会社に、この特約を継続しない旨の通知がないとき

(2)　保険期間満了の日の翌日に、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているとき

2　前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。

(1)　更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるとき

(2)　更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき

(3)　この特約の保険期間が歳満了で定められているとき

(4)　更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき

3　更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第１号または第２号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定める短期の保険期間に変更して更新します。

4　更新されたこの特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。

5　更新されたこの特約の第１回保険料は、更新の日（契約応当日）の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。

6　猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は、更新の日にさかのぼって消滅します。

7　更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

8　更新後のこの特約の保険金額は、更新前のこの特約の保険金額と同額とします。ただし、更新時において、会社が定める範囲内で保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の３か月前までに請求してください。

9　第２項第４号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第２項第１号から第３号までの規定に該当しない場合は、保険契約者から別段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める同種類の他の特約を更新時に付加します。

10　本条の規定によりこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続した保険期間とみなします。

11　この特約が更新されたときは、会社は、保険証券を発行します。

第18条（他の保険への変換）

1　保険契約者は、この特約の保険期間満了前で、かつ被保険者の年齢が満85歳以前であれば、被保険者選択を受けることなく、この特約を会社の定める他の個人保険契約に変換（主約款の規定によるその主契約の増額を含みます。）することができます。ただし、特別条件付保険特約が適用されている場合で、特別保険料払込期間中、保険金削減期間中または特別条件が年増法による場合は、この取扱をしません。また、変換後の保険金額は、この特約の保険金額以下とします。

2　保険契約者が本条の変換を請求するときは、請求書類（別表２）を会社に提出してください。

第19条（受取人の変更）

この特約の保険金の受取人を第２条（特約保険金の支払）第１項に定める受取人以外の者に変更することはできません。

第20条（契約内容の登録）

1　会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1)　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

(2)　特約死亡保険金の金額

(3)　契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第２項において同じとします。）

(4)　当会社名

2　前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。ただし、主契約の保険金額の増額が行なわれた場合には、主契約の保険金額の増額日から５年間（主契約の保険金額の増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、主契約の保険金額の増額日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

3　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれ

た場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　第１条（特約の締結および責任開始期）の規定により特約の中途付加が行なわれた場合は、主契約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加の日から５年間（特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の中途付加の日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

10　第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　この特約については、特別勘定による運用はしません。

(2)　第10条（特約保険金額の減額）の規定中「主契約の保険金額」とあるのは、「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

(3)　第13条（特約の消滅）の規定中「払済保険または延長保険」とあるのは、「定額払済終身保険、定額払済保険、定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

第23条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）

この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

(1)　この特約の被保険者はつぎのとおりとします。

(ｱ)　主契約の第一被保険者について締結した場合……主契約の第一被保険者

(ｲ)　主契約の第二被保険者について締結した場合……主契約の第二被保険者

(2)　第２条（特約保険金の支払）中、受取人をつぎのように読み替えます。

(ｱ)　特約死亡保険金の受取人……この特約の被保険者にかかる主契約の死亡保険金受取人

(ｲ)　特約高度障害保険金の受取人……この特約の被保険者にかかる主契約の高度障害保険金受取人

(3)　第13条（特約の消滅）の規定のほかに、この特約の被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表１）に該当し、高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第24条（生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

(1)　この特約の被保険者はつぎのとおりとします。

(ｱ)　主契約の第一被保険者について締結した場合……主契約の第一被保険者

(ｲ)　主契約の第二被保険者について締結した場合……主契約の第二被保険者

(2)　第２条（特約保険金の支払）中、受取人をつぎのように読み替えます。

(ｱ)　特約死亡保険金の受取人……この特約の被保険者にかかる主契約の遺族年金受取人

(ｲ)　特約高度障害保険金の受取人……この特約の被保険者にかかる主契約の高度障害年金受取人

(3)　第13条（特約の消滅）の規定のほかに、この特約の被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表１）に該当し、高度障害年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第25条（５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　この特約の保険期間は、第４条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。

(2)　第２条（特約保険金の支払）第１項中「主契約の死亡保険金または遺族年金が支払われるとき」とあるのは「主契約の死亡給付金が支払われるとき」と、「主契約の死亡保険金または遺族年金の受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金または高度障害年金が支払われるとき」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除される事由となった高度障害状態に該当したとき」と、また、「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。

(3)　第２条第２項中「主契約の死亡保険金受取人または遺族年金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、また「主契約の死亡保険金または遺族年金」とあるのは「主契約の死亡給付金」と読み替えます。

(4)　第２条第５項中「主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「主約款の死亡給付金」と読み替えます。

(5)　第９条（解約返戻金）第２項中「主約款の保険金または年金」とあるのは「主約款の年金または死亡給付金」と読み替えます。

(6)　第10条（特約保険金額の減額）第２項中「主契約の保険金額または年金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。

(7)　主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。

(8)　第13条（特約の消滅）第１項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済年金保険」と、また、「主契約の保険金または年金」とあるのは「主契約の死亡給付金」と読み替えます。

(9)　第13条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表１）に該当し、特約高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

(10)　特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。

(11)　特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第26条（主契約について自動振替貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の特則）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付または契約者貸付の規定が適用されるときは、主約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　自動振替貸付については、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

(2)　契約者貸付については、この特約の解約返戻金の７割の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、この特約の残余保険期間が会社所定の年数に満たない場合は、本条の規定は適用しません。また、変額保険（有期型）および変額保険（終身型）を除きます。

第27条（医療保険(01)または新終身医療保険(01)に付加する場合の特則）

1　この特約を医療保険(01)または新終身医療保険(01)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　第２条（特約保険金の支払）第１項中「主契約の高度障害保険金または高度障害年金が支払われるとき」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除されるとき」と、また、「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者。）」と読み替えます。

(2)　第２条第５項中「主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「主約款の死亡保険金」と読み替えます。

(3)　第３条（特約保険料の払込の免除）第１項中「主契約の保険料の払込が免除された場合」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除された場合（ただし、主契約の保険料の払込の免除事由が、主契約の被保険者が高度障害状態（別表１）に該当したときであった場合を除きます。）」と読み替えます。

(4)　第３条第２項中「主約款の保険料の払込の免除」とあるのは「主約款の保険料の払込の免除（ただし、主契約の被保険者が高度障害状態（別表１）に該当したことによる保険料の払込の免除を除きます。）」と読み替えます。

(5)　第13条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表１）に該当し、特約高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

(6)　特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。

(7)　特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

2　医療保険(01)に高度障害保険金支払特則が付加されている場合は、本特則は適用しません。

3　この特約を付加した保険契約に新無事故割引特約が付加された場合、この特約に対しては新無事故割引特約は適用されません。

第28条（新終身医療保険に付加する場合の特則）

この特約を新終身医療保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　第２条（特約保険金の支払）第１項中、特約高度障害保険金の支払事由、支払額、受取人および免責事由をつぎのように読み替えます。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表１）に該当したときを含みます。	特約の保険金額	被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者。）	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表１）に該当したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意

(2)　第２条第５項中「主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「主約款の死亡保険金」と読み替えます。

(3)　第13条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表１）に該当し、特約高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

(4)　特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。

(5)　特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第29条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　第10条（特約保険金額の減額）第２項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基準年金月額」と読み替えます。

(2)　第13条（特約の消滅）の規定のほかに、被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表１）に該当し、高度障害年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第30条（医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則）

この特約を医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　第２条（特約保険金の支払）第１項中「主契約の高度障害保険金または高度障害年金が支払われるとき」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除されるとき」と、また、「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者。）」と読み替えます。

(2)　第２条第５項中「主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「主約款の死亡保険金」と読み替えます。

(3)　第13条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表１）に該当し、特約高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

(4)　特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。

(5)　特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第31条（中途付加における特別取扱に関する特則）

1　第１条（特約の締結および責任開始期）第３項の規定によりこの特約を主契約に付加する場合、この特約の責任開始期が第１号に定める日から第２号に定める日までにあるときは、保険契約者は、この特約の中途付加日を、第１条第３項の規定にかかわらず、この特約の責任開始期の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日とすることができます。

(1)　主契約の年単位の契約応当日の直前にある月単位の契約応当日の翌日

(2)　前号に定める日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日の前日

2　前項の規定に基づきこの特約を付加した場合において、この特約の責任開始期から中途付加日の前日までの間に、この特約の保険金が支払われる事由またはこの特約の保険料の払込が免除される事由が発生したときは、前項の規定を適用せずにこの特約を付加したものとして保険料を再計算し、超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

別表１　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

(1)　両眼の視力を全く永久に失ったもの

(2)　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

(3)　中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

(4)　胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

(5)　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(6)　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(7)　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(8)　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

（備考）

１．眼の障害（視力障害）

(1)　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3)　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

(1)　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2)　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

３．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

４．上・下肢の障害

(1)　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(2)　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表２　請求書類

請求項目	請求書類
①　特約死亡保険金	(1)　会社所定の請求書 (2)　会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (3)　被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4)　死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5)　保険証券
②　特約高度障害保険金	(1)　会社所定の請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者と高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (4)　高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (5)　保険証券
③　契約内容の変更 (1)　特約保険金額の減額 (2)　特約の保険期間または保険料払込期間の変更 (3)　特約の中途付加 (4)　特約の解約	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）
④　他の保険種類への変換	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　生命保険契約申込書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

災害死亡特約目次

この特約の趣旨

第１条（特約の締結および責任開始期）
第２条（災害保険金の支払）
第３条（災害保険金の削減支払）
第４条（特約保険料の払込の免除）
第５条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）
第６条（特約保険料の自動振替貸付）
第７条（特約の失効）
第８条（特約の復活）
第９条（特約の解約）
第10条（解約返戻金）
第11条（災害保険金額の増額）
第12条（災害保険金額の減額）
第13条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）
第14条（特約の復旧）
第15条（特約の消滅）
第16条（告知義務および告知義務違反）
第17条（重大事由による解除）
第18条（契約者配当）
第19条（特約の自動更新）
第20条（受取人の変更）
第21条（契約内容の登録）
第22条（管轄裁判所）
第23条（主約款の規定の準用）
第24条（連生終身保険に付加する場合の特則）
第25条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）
第26条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）
第27条（生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）
第28条（５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）
第29条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）
第30条（医療保険(01)に付加する場合の特則）
第31条（医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則）
第32条（中途付加における特別取扱に関する特則）

災害死亡特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡し、または高度障害状態になった場合に給付を行なうことを目的とするものです。

第１条（特約の締結および責任開始期）

1　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。

2　この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

3　前２項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始期はつぎのとおりとし、この責任開始の日をこの特約の中途付加日とします。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1)　会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第１回保険料を受け取った場合	この特約の第１回保険料を受け取った時
(2)　この特約の第１回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合	この特約の第１回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

4　前項の場合、この特約の保険料は、中途付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。

5　前項の規定にかかわらず、この特約の第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額を払い込むことを要します。

6　第３項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第２条（災害保険金の支払）

1　この特約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
災害死亡保険金	つぎのいずれかを直接の原因として、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき (1)　責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期、復旧もしくは災害保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額分については、最後の復旧または増額の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表２）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。） (2)　責任開始期以後に発病した別表４に定める感染症（以下「感染症」といいます。）	災害保険金額	主契約の死亡保険金または遺族年金の受取人	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき (1)　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)　災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故（ただし、災害高度障害保険金の場合は(2)を除く。）
災害高度障害保険金	つぎのいずれかを直接の原因として、被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１）に該当したとき (1)　責任開始期以後に発生した不慮の事故（ただし、不慮の事故が発生した日から、その日を含めて180日以内に高度障害状態に該当した場合に限ります。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。） (2)　責任開始期以後に発病した感染症	災害保険金額	主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人	

2　主契約の死亡保険金受取人または遺族年金受取人が２人以上いる場合の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金または遺族年金の受取割合と同じとします。

3　この特約が更新されない場合で、被保険者がこの特約の保険期間満了日において高度障害状態（別表１）に該当しているにもかかわらず、その回復の見込みがないことが明らかでないために災害高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったとき（ただし、不慮の事故を直接の原因とする場合については、当該不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、この特約の保険期間満了日に高度障害状態（別表１）に該当したものとみなして災害高度障害保険金を支払います。

4　第１項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または感染症を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1)　この特約の締結、復活、復旧または災害保険金額の増額の際、会社が告知等により知っていたその傷害または感染症に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または感染症に関する事実を会社が正確に知ることができなかっ

た場合を除きます。

(2)　その傷害または感染症について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または感染症による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

5　前４項のほか、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金の支払に関する規定を準用します。

第３条（災害保険金の削減支払）

1　前条の規定にかかわらず、つぎのいずれかにより死亡し、または高度障害状態（別表１）に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を削減して支払うか、またはこれらの保険金を支払わないことがあります。

(1)　地震、噴火または津波によるとき

(2)　戦争その他の変乱によるとき

2　前項の規定により災害死亡保険金を支払わない場合には、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

第４条（特約保険料の払込の免除）

1　主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

2　前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

3　本条の規定は、保険料払込方法が一時払の場合には適用しません。

第５条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

1　この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内とします。

2　この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

3　主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

4　この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合にはつぎに定めるところによります。

(1)　主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の承諾を得て、主契約の保険料払込期間の満了する時までに一括して前納することを要します。

(2)　前号に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第６条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約において、保険料の自動振替貸付の規定が適用されるときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。

第７条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第８条（特約の復活）

1　主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求が

あったものとします。
2　会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第９条（特約の解約）
1　保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
2　前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第10条（解約返戻金）
1　この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合、この特約の解約返戻金はありません。
2　この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
3　本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金または年金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第11条（災害保険金額の増額）
1　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、災害保険金額を増額することができます。
2　保険契約者が本条の増額を請求するときは、請求書類（別表３）を会社に提出してください。
3　会社が本条の増額を承諾した場合には、会社は増額後の保険料を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から増額に対する特約上の責任を負います。
4　本条の増額が行なわれたときは、将来の保険料を改めます。
5　本条の増額を行なったときは、保険証券に表示します。
6　つぎの場合には、会社は、本条の増額を取り扱いません。
(1)　増額後の災害保険金額が会社所定の限度をこえる場合
(2)　この特約の保険料の払込の免除事由が発生している場合
(3)　契約日または最後の復活日、復旧日もしくは増額日からその日を含めて２年未満の場合

第12条（災害保険金額の減額）
1　保険契約者は、この特約の災害保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
2　主契約の保険金額、基準保険金額または年金額が減額された場合（主契約につぎの各号の特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約の特約保険金額、特約基準保険金額もしくは特約年金月額が減額された場合を含みます。）に、この特約の災害保険金額が会社所定の限度をこえるときは、その限度まで減額します。
(1)　定期保険特約
(2)　逓増定期保険特約
(3)　養老保険特約
(4)　収入保障特約
(5)　逓増逓減設計定期保険特約
(6)　終身保険特約
3　災害保険金額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。
4　本条の減額をしたときは、保険証券に表示します。

第13条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）
1　保険契約者は会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することが

できます。保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表３）を会社に提出してください。会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

2　主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が、主契約の保険期間をこえるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険期間まで短縮されるものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

3　本条の規定によって、保険期間または保険料払込期間の変更を行なった場合には、保険証券に表示します。

第14条（特約の復旧）

1　主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2　会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

3　この特約を減額した場合の復旧は取り扱いません。

第15条（特約の消滅）

1　つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

(1)　主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

この場合、この特約の解約返戻金があるときは、これを主契約の解約返戻金に加えて主約款の規定を適用します。

(2)　主契約が消滅したとき

この場合、主契約の保険金または年金が支払われるときを除いて、この特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。（主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。）

2　前項第１号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第16条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活、復旧または災害保険金額の増額に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第17条（重大事由による解除）

1　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)　保険契約者、被保険者（災害死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの特約の保険金（災害高度障害保険金、保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2)　この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3)　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

(ｱ)　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ｲ)　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ)　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(ｴ)　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ)　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4)　他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(5)　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前４号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(6)　会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前５号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2　災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号(ｱ)から(ｵ)までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3　本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。

4　この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

5　前項の規定にかかわらず、第１項第３号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第18条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条（特約の自動更新）

1　この特約の保険期間が満了し、つぎの各号のすべてに該当する場合、この特約は自動的に更新され継続されるものとします。
(1)　保険契約者から保険期間満了の日の２週間前までに会社に、この特約を継続しない旨の通知がないとき
(2)　保険期間満了の日の翌日に、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているとき

2　前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
(1)　更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき
(2)　更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
(3)　この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
(4)　更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき

3　更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第１号または第２号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定める短期の保険期間に変更して更新します。

4　更新されたこの特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
5　更新されたこの特約の第１回保険料は、更新の日（契約応当日）の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
6　猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は、更新の日にさかのぼって消滅します。
7　更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
8　更新後のこの特約の災害保険金額は、更新前のこの特約の災害保険金額と同額とします。ただし、更新時において、会社が定める範囲内で災害保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の３か月前までに請求してください。
9　第２項第４号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第２項第１号から第３号までの規定に該当しない場合は、保険契約者から別段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める同種類の他の特約を更新時に付加します。
10　本条の規定によりこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続した保険期間とみなします。
11　この特約が更新されたときは、会社は、保険証券を発行します。

第20条（受取人の変更）

この特約の保険金の受取人を第２条（災害保険金の支払）第１項に定める受取人以外の者に変更することはできません。

第21条（契約内容の登録）

1　会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
(1)　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
(2)　災害死亡保険金の金額
(3)　契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第２項において同じとします。）
(4)　当会社名
2　前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。ただし、主契約の保険金額の増額が行なわれた場合には、主契約の保険金額の増額日から５年間（主契約の保険金額の増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、主契約の保険金額の増額日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
3　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
5　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項に

おいて同じ。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9　第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第22条（管轄裁判所）

この特約における災害保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条（連生終身保険に付加する場合の特則）

1　この特約を連生終身保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

(1)　この特約の被保険者はつぎのとおりとします。

(ｱ)　主契約の第一被保険者について締結した場合……主契約の第一被保険者

(ｲ)　主契約の第二被保険者について締結した場合……主契約の第二被保険者

(2)　第２条（災害保険金の支払）中、受取人をつぎのように読み替えます。

(ｱ)　災害死亡保険金の受取人……この特約の被保険者にかかる主契約の死亡保険金受取人

(ｲ)　災害高度障害保険金の受取人……この特約の被保険者にかかる主契約の高度障害保険金受取人

(3)　第15条（特約の消滅）の規定のほかに、この特約の被保険者が、つぎのいずれかの事由に該当したときも、この特約は消滅したものとします。

(ｱ)　この特約の被保険者が死亡し、主契約の死亡保険金の支払事由が生じたとき

(ｲ)　この特約の被保険者が高度障害状態（別表１）に該当し、主契約の高度障害保険金が支払われたとき

2　主契約の他方の被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表１）に該当し高度障害保険金が支払われたとき、死亡日または高度障害保険金の支払事由に該当した時からその日を含めて90日を経過した日の翌日に、主契約の生存被保険者であるこの特約の被保険者が主約款に規定する高度障害状態に該当することなく生存していた場合、主契約の生存被保険者に対する解約返戻金があれば、これを保険契約者に払い戻します。

第25条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　この特約については、特別勘定による運用はしません。

(2)　第12条（災害保険金額の減額）の規定中「主契約の保険金額」とあるのは、「主契約の基

本保険金額」と読み替えます。

(3)　第15条（特約の消滅）の規定中「払済保険または延長保険」とあるのは、「定額払済終身保険、定額払済保険、定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

第26条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）

この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

(1)　この特約の被保険者はつぎのとおりとします。

(ア)　主契約の第一被保険者について締結した場合……主契約の第一被保険者

(イ)　主契約の第二被保険者について締結した場合……主契約の第二被保険者

(2)　第２条（災害保険金の支払）中、受取人をつぎのように読み替えます。

(ア)　災害死亡保険金の受取人……この特約の被保険者にかかる主契約の死亡保険金受取人

(イ)　災害高度障害保険金の受取人……この特約の被保険者にかかる主契約の高度障害保険金受取人

(3)　第15条（特約の消滅）の規定のほかに、この特約の被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表１）に該当し、高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第27条（生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

(1)　この特約の被保険者はつぎのとおりとします。

(ア)　主契約の第一被保険者について締結した場合……主契約の第一被保険者

(イ)　主契約の第二被保険者について締結した場合……主契約の第二被保険者

(2)　第２条（災害保険金の支払）中、受取人をつぎのように読み替えます。

(ア)　災害死亡保険金の受取人……この特約の被保険者にかかる主契約の遺族年金受取人

(イ)　災害高度障害保険金の受取人……この特約の被保険者にかかる主契約の高度障害年金受取人

(3)　第15条（特約の消滅）の規定のほかに、この特約の被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表１）に該当し、高度障害年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第28条（５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　この特約の保険期間は、第５条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。

(2)　第２条（災害保険金の支払）第１項中「主契約の死亡保険金または遺族年金の受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。

(3)　第２条第２項中「主契約の死亡保険金受取人または遺族年金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、また「主契約の死亡保険金または遺族年金」とあるのは「主契約の死亡給付金」と読み替えます。

(4)　第２条第５項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の死亡給付金」と読み替えます。

(5)　第10条（解約返戻金）第３項中「主約款の保険金または年金」とあるのは「主約款の年金または死亡給付金」と読み替えます。
(6)　第12条（災害保険金額の減額）第２項中「主契約の保険金額、基準保険金額または年金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
(7)　主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
(8)　第15条（特約の消滅）第１項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済年金保険」と、また、「主契約の保険金または年金」とあるのは「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
(9)　第15条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表１）に該当し、災害高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
(10)　災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の支払請求を受け、災害高度障害保険金が支払われるときは、会社は、災害死亡保険金を支払いません。
(11)　災害死亡保険金を支払った場合には、その支払後に災害高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第29条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。
(1)　第12条（災害保険金額の減額）第２項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基準年金月額」と読み替えます。
(2)　第15条（特約の消滅）の規定のほかに、被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表１）に該当し、高度障害年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第30条（医療保険(01)に付加する場合の特則）

1　この特約を医療保険(01)に付加する場合には、つぎのとおりとします。
(1)　第２条（災害保険金の支払）第１項中「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者）」と読み替えます。
(2)　第２条第５項中「死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「死亡保険金」と読み替えます。
(3)　第４条（特約保険料の払込の免除）第１項中「主契約の保険料の払込が免除された場合」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除された場合（ただし、主契約の保険料の払込の免除事由が、主契約の被保険者が高度障害状態（別表１）に該当したときであった場合を除きます。）」と読み替えます。
(4)　第４条第２項中「主約款の保険料の払込の免除」とあるのは「主約款の保険料の払込の免除（ただし、主契約の被保険者が高度障害状態（別表１）に該当したことによる保険料の払込の免除を除きます。）」と読み替えます。
(5)　第15条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表１）に該当し、災害高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
(6)　災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の支払請求を受け、災害高度障害保険金が支払われるときは、会社は、災害死亡保険金を支払いません。
(7)　災害死亡保険金を支払った場合には、その支払後に災害高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
2　医療保険(01)に高度障害保険金支払特則が付加されている場合は、本特則は適用しません。

第31条（医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則）

この特約を医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　第２条（災害保険金の支払）第１項中「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者）」と読み替えます。

(2)　第２条第５項中「死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「死亡保険金」と読み替えます。

(3)　第15条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表１）に該当し、災害高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

(4)　災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の支払請求を受け、災害高度障害保険金が支払われるときは、会社は、災害死亡保険金を支払いません。

(5)　災害死亡保険金を支払った場合には、その支払後に災害高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第32条（中途付加における特別取扱に関する特則）

1　第１条（特約の締結および責任開始期）第３項の規定によりこの特約を主契約に付加する場合、この特約の責任開始期が第１号に定める日から第２号に定める日までにあるときは、保険契約者は、この特約の中途付加日を、第１条第３項の規定にかかわらず、この特約の責任開始期の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日とすることができます。

(1)　主契約の年単位の契約応当日の直前にある月単位の契約応当日の翌日

(2)　前号に定める日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日の前日

2　前項の規定に基づきこの特約を付加した場合において、この特約の責任開始期から中途付加日の前日までの間に、この特約の保険金が支払われる事由またはこの特約の保険料の払込が免除される事由が発生したときは、前項の規定を適用せずにこの特約を付加したものとして保険料を再計算し、超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

別表１　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

(1)　両眼の視力を全く永久に失ったもの

(2)　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

(3)　中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

(4)　胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

(5)　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(6)　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(7)　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(8)　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

（備考）

１．眼の障害（視力障害）

(1)　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3)　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

(1)　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2)　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

３．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

４．上・下肢の障害

(1)　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(2)　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表１によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表２の事故は除外します。

表１　急激・偶発・外来の定義

用語	定義
１．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
２．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
３．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表１の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	つぎのような事故は、表１の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表２　除外する事故

項目	除外する事故
１．疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
２．疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
３．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
５．接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 ａ．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ｂ．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ｃ．細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表３　請求書類

請求項目	請求書類
①　災害死亡保険金	(1)　会社所定の請求書 (2)　不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3)　会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (4)　被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6)　保険証券
②　災害高度障害保険金	(1)　会社所定の請求書 (2)　不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3)　会社所定の様式による医師の診断書 (4)　被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　高度障害保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6)　保険証券
③　契約内容の変更 (1)　災害保険金額の増減額 (2)　特約の中途付加 (3)　特約の解約 (4)　特約の保険期間または保険料払込期間の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表４　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean - Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウィルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウィルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群［SARS］ （ただし、病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限ります。）	U04

七大疾病・就労不能保険料免除特約目次

この特約の趣旨

第１条（特約の締結および責任開始期）
第２条（保険料の払込の免除）
第３条（戦争その他の変乱の場合の特例）
第４条（保険料の払込の免除の請求手続）
第５条（特約の保険期間）
第６条（保険料率）
第７条（特約の失効）
第８条（特約の復活）
第９条（告知義務および告知義務違反による解除）
第10条（重大事由による解除）
第11条（特約の解約）
第12条（特約の消滅）
第13条（契約者配当）
第14条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）
第15条（管轄裁判所）
第16条（主約款の規定の準用）

七大疾病・就労不能保険料免除特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が七大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患）に罹患し所定の事由に該当した場合、国民年金法に基づく所定の状態になった場合等に、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除するものです。

第１条（特約の締結および責任開始期）

1　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。

2　この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第２条（保険料の払込の免除）

1　被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれかに定める保険料の払込を免除する事由（以下「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来に向かって次期以降の主契約および主契約に付加された特約（以下「主特約」といいます。）の保険料（以下「保険料」といいます。）の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合（以下「免責事由」といいます。）
(1)　悪性新生物 被保険者がこの特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）前を含めて初めて別表２に定める悪性新生物（以下「悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表２に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。	－
(2)　急性心筋梗塞 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表２に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①　急性心筋梗塞により、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ②　急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、別表４に定める手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき	－

保険料の払込の免除事由	免責事由
(3)　脳卒中 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表２に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①　脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②　脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、手術を受けたとき	－
(4)　慢性腎不全 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表２に定める慢性腎不全（以下「慢性腎不全」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①　慢性腎不全により別表５に定める永続的な透析療法を開始したとき ②　慢性腎不全の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、腎臓移植術（自家移植は除きます。）を受けたとき	－
(5)　肝硬変 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表２に定める肝硬変（以下「肝硬変」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①　肝硬変により生じた別表２に定める食道静脈瘤または胃静脈瘤（以下「食道静脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき ②　肝硬変により生じた食道静脈瘤等の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、手術を受けたとき ③　肝硬変の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、肝臓移植術（自家移植は除きます。）を受けたとき	－
(6)　糖尿病 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表２に定める糖尿病（以下「糖尿病」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①　糖尿病により別表２に定める糖尿病性網膜症（以下「糖尿病性網膜症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症により、別表５に定める視力の測定方法に基づく両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術を初めて受けたものとみなします。） ②　糖尿病により上肢または下肢に生じた別表２に定める糖尿病性壊疽（以下「糖尿病性壊疽」といいます。）の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、１手の１手指以上または１足の１足指以上について別表５に定める切断術を受けたとき	－

保険料の払込の免除事由	免責事由
(7)　高血圧性疾患 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表２に定める高血圧性疾患（以下「高血圧性疾患」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①　高血圧性疾患により生じた別表２に定める大動脈瘤または大動脈解離（以下「大動脈瘤等」といいます。）が破裂（大動脈壁の外膜が破れることをいいます。）したと医師によって診断されたとき ②　高血圧性疾患により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、手術を受けたとき	－
(8)　就労不能 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、つぎのいずれかに該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わってつぎのいずれかに該当したときを含みます。 ①　国民年金法にもとづき、障害等級１級または２級の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、障害等級１級または２級の状態のうち、精神障害の状態に該当していると認定されたときを除きます。 ②　つぎのいずれかに該当したとき (ｱ)　別表６に定める就労不能状態（以下「就労不能状態」といいます。）のうち、就労不能状態Ⅰに該当したとき (ｲ)　就労不能状態のうち、就労不能状態Ⅱに該当したと医師によって診断されたとき	つぎのいずれかにより被保険者が保険料の払込の免除事由に該当したとき ①　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②　被保険者の犯罪行為 ③　被保険者の薬物依存

2　前項第１号ただし書により保険料の払込が免除されないときは、被保険者は悪性新生物に罹患しなかったものとして取り扱います。この場合、その後被保険者が、保険料の払込が免除されないこととなった乳房の悪性新生物以外の悪性新生物について、前項第１号に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、次期以降の保険料の払込を免除します。

3　前項第８号①の場合、受給権が生じた月の初日を保険料の払込の免除事由に該当した日として取り扱います。ただし、この特約の責任開始期の属する月に受給権が生じた場合には、この特約の責任開始期の属する日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。

4　保険料の払込が免除された後の契約内容の変更に関する主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定は、この特約により主契約および主特約の保険料の払込が免除された場合に準用します。

5　第１項第２号から第８号までに定める保険料の払込の免除事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に第１項第２号から第８号までに定める保険料の払込の免除事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1)　この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2)　その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を

受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第３条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が、戦争その他の変乱により第２条（保険料の払込の免除）第１項第８号に定める保険料の払込の免除事由に該当した場合に、その原因により保険料の払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しないことがあります。

第４条（保険料の払込の免除の請求手続）

1　保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

2　保険契約者は、すみやかに請求書類（別表１）を会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。

3　本条の保険料の払込の免除の請求については、主約款の年金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第５条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

第６条（保険料率）

この特約が付加された場合、主契約および主特約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。

第７条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第８条（特約の復活）

1　主契約の復活請求があった場合には、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2　前項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第９条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

第10条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款および主特約の重大事由による解除の規定を準用します。

第11条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第12条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1)　主契約が消滅したとき

(2)　被保険者が死亡したとき、または主約款に定める高度障害状態に該当し、高度障害年金が支払われたとき

第13条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第14条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）

1　会社は、この特約の保険料の払込の免除にかかわる公的医療保険制度等の変更または国民年金法等の改正が将来行なわれ、この特約の保険料の払込の免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の保険料の払込の免除事由を変更することがあります。

2　前項の場合、保険料の払込の免除事由を変更する日の２か月前までに書面にて保険契約者に郵送により通知します。

第15条（管轄裁判所）

この特約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

備考

1．障害等級１級または２級の状態

「障害等級１級または２級の状態」とは、国民年金法施行令に定める障害等級１級または２級の状態をいいます。

2．精神障害の状態

「精神障害の状態」とは、障害等級１級の第10号または２級の第16号に定める状態をいいます。

3．薬物依存

「薬物依存」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表１　請求書類

請求項目	請求書類
①　保険料払込免除	(1)　会社所定の請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　会社所定の様式による医師の手術証明書または治療証明書 (4)　被保険者が国民年金法にもとづき障害基礎年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類 (5)　保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表２　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患

対象となる疾病は、次のとおりとします。

(1)　悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表１によって定義づけられる疾病とし、かつ、表２に規定するものをいいます。

(2)　慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患とは、表２に規定するものをいいます。

表１

疾病名	疾病の定義
１．悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く。）
２．急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の３項目を満たす疾病 (1)　典型的な胸部痛の病歴 (2)　新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)　心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
３．脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表２

１．対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
１．悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物（C43～C44）中の	
	・皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
２．急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20～I25）のうち、	
	・急性心筋梗塞	I21
	・再発性心筋梗塞	I22
３．脳卒中	脳血管疾患（I60～I69）のうち、	
	・くも膜下出血	I60
	・脳内出血	I61
	・脳梗塞	I63
４．慢性腎不全	高血圧性腎疾患（I12）のうち、	
	・腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I12.0
	慢性腎不全	N18

疾病名		分類項目	基本分類コード
5．肝硬変		アルコール性肝疾患（K70）のうち、 ・アルコール性肝硬変 肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 ・原発性胆汁性肝硬変 ・続発性胆汁性肝硬変 ・胆汁性肝硬変、詳細不明 ・その他および詳細不明の肝硬変	 K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
	食道静脈瘤	食道静脈瘤	I85
	胃静脈瘤	その他の部位の静脈瘤(I86)のうち、 ・胃静脈瘤	 I86.4
6．糖尿病		糖尿病	E10～E14
	糖尿病性 網膜症	糖尿病（E10～E14）のうち、 ・眼合併症を伴うもの	E10.3 E11.3 E12.3 E13.3 E14.3
	糖尿病性 壊疽	糖尿病（E10～E14）のうち、 ・末梢循環合併症を伴うもの	E10.5 E11.5 E12.5 E13.5 E14.5
7．高血圧性疾患		高血圧性疾患	I10～I15
	大動脈瘤、 大動脈解離	大動脈瘤および解離	I71

2．上記1．において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／3……悪性、原発部位 ／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(備考)

1．上記表2の1．の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表2の1．に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病または高血圧性疾患に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病または高血圧性疾患に含めることがあります。

2．上記表2の2．の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

別表３　病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。
1．医療法に定める日本国内にある病院または診療所
2．前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表４　手術

「手術」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいいます。
1．公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術
2．先進医療に該当する診療行為（診断および検査を目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。）

（備考）
1．公的医療保険制度
　「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
2．医科診療報酬点数表
　「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
3．先進医療
　この特約の保険料の払込の免除対象となる先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第１条第１号に規定する先進医療をいいます。
　ただし、診療行為を受けた日現在備考１．の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている診療行為は除きます。

別表５　透析療法、視力の測定方法、切断術

1．透析療法
　血液透析または腹膜灌流により血液浄化を行う療法をいいます。
2．視力の測定方法
　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
3．切断術
　手指については、末節の２分の１以上の切断術、足指については、第１指（母指）は末節の２分の１以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表６　就労不能状態

「就労不能状態」とは、次表のいずれかに該当する状態をいい、備考に定めるところにより認定します。ただし、就労不能状態Ⅱについては、その状態の回復の見込みのない状態に限ります。

項目	就労不能状態Ⅰ	就労不能状態Ⅱ
１．所定の疾患等による障害	つぎのいずれかに該当する状態 (1)　心臓移植術を受けたもの (2)　人工心臓を装着したもの (3)　ＣＲＴ（心臓再同期医療機器）またはＣＲＴ－Ｄ（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの (4)　永続的な透析療法を開始したもの (5)　腎臓移植術（自家移植は除きます。）を受けたもの (6)　人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けたもの (7)　人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの	つぎの疾患による障害または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるもの (1)　呼吸器疾患 (2)　心疾患 (3)　肝疾患 (4)　血液・造血器疾患 (5)　悪性新生物
２．眼の障害	－	両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態
３．耳の障害	－	両耳の聴力に著しい障害を残す状態
４．平衡機能の障害	－	平衡機能に著しい障害を残す状態
５．言語機能の障害	－	言語機能に著しい障害を残す状態
６．上・下肢の障害	つぎのいずれかに該当する状態 (1)　両手の第１指（母指）を失い、かつ、両手の第２指（示指）または第３指（中指）を失ったもの (2)　１手の５手指を失ったもの (3)　10足指を失ったもの (4)　１下肢を足関節以上で失ったもの	つぎのいずれかに該当する状態 (1)　１上肢の機能に著しい障害を残すもの (2)　１手の５手指の機能に著しい障害を残すもの (3)　両手の第１指（母指）の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第２指（示指）または第３指（中指）の機能に著しい障害を残すもの (4)　１下肢の機能に著しい障害を残すもの (5)　両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの (6)　両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの (7)　１上肢および１下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

備考

1．回復の見込みのない状態

(1)　「回復の見込みのない状態」には、危篤状態において就労不能状態Ⅱに該当した場合等の死亡前の一時的な状態は含みません。

(2)　前(1)において、「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血等の救命医療が施されている状態をいいます。

(3)　「所定の疾患等による障害」または「平衡機能の障害」における就労不能状態Ⅱに該当した場合の「回復の見込みのない状態」の判定に際しては、つぎのいずれかに該当するときは「回復の見込みのない状態」に該当するものとします。

①　投薬・理学療法等の治療により、今後傷病の症状・検査数値等に一時的な改善がみられる可能性がある場合であっても、長期的にはその障害が固定または悪化すると認められるとき

②　臓器移植等（肺移植術、心臓移植術、肝臓移植術、造血幹細胞移植）を行なうことにより回復が見込まれる場合であっても、その他の治療による回復の見込みがないと認められるとき

2．所定の疾患等による障害

(1)　「透析療法」とは、血液透析または腹膜灌流により血液浄化を行う療法をいいます。

(2)　「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

(3)　「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。

(4)　「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。

(5)　「疾患による障害」とは、つぎに定める状態をいいます。

①　呼吸器疾患による障害

常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を施行している状態をいいます。

②　心疾患による障害

心臓に人工弁を置換した状態（生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。）または恒久的心臓ペースメーカーを装着した状態（心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合およびすでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。）をいいます。

③　肝疾患による障害

肝硬変により、腹水または肝性脳症の臨床所見がある状態をいいます。

④　血液・造血器疾患による障害
⑥に規定する血液・造血器疾患により、次表に該当する状態をいいます。

難治性貧血群	次の(ｱ)から(ｴ)までのうち、３つ以上に該当するもの（溶血性貧血の場合は、つぎの(ｱ)に該当するもの） (ｱ)　末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの (a)　ヘモグロビン濃度が9.0g/dl未満のもの (b)　赤血球数が300万/μl未満のもの (ｲ)　末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの (a)　白血球数が2,000/μl未満のもの (b)　顆粒球数が1,000/μl未満のもの (ｳ)　末梢血液中の血小板数が５万/μl未満のもの (ｴ)　骨髄像で、つぎのいずれかに該当するもの (a)　有核細胞が５万/μl未満のもの (b)　巨核球数が30/μl未満のもの (c)　リンパ球が40％以上のもの (d)　赤芽球が10％未満のもの
出血傾向群	つぎのいずれかの１つ以上の検査所見があるもの (ｱ)　出血時間（デューク法）が８分以上のもの (ｲ)　ＡＰＴＴが基準値の２倍以上のもの (ｳ)　血小板数が５万/μl未満のもの
造血器腫瘍群	つぎのいずれかの１つ以上の検査所見があるもの (ｱ)　病的細胞が出現しているもの (ｲ)　Ｃ反応性タンパク（ＣＲＰ）の陽性のもの (ｳ)　乳酸脱水酵素（ＬＤＨ）の上昇を示すもの (ｴ)　白血球数が正常化し難いもの (ｵ)　末梢血液中の赤血球数が300万/μl未満のもの (ｶ)　末梢血液中の血小板数が５万/μl未満のもの (ｷ)　末梢血液中の正常顆粒球数が1,000/μl未満のもの (ｸ)　末梢血液中の正常リンパ球数が600/μl未満のもの

⑤　悪性新生物による障害
⑥に規定する悪性新生物により、次表に該当する状態をいいます。

つぎのすべてに該当するもの (ｱ)　赤血球数が250（万/㎜３）未満のもの (ｲ)　血色素量が８（g/dl）未満のもの (ｳ)　ヘマトクリットが20％未満のもの (ｴ)　総蛋白が４（g/dl）未満のもの

⑥　対象となる血液・造血器疾患、悪性新生物

(ア)　血液・造血器疾患、悪性新生物とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠）」によるものとします。

表１　血液・造血器疾患

疾病名	分類項目	基本分類コード
血液・造血器疾患	溶血性貧血	D55～D59
	無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64
	凝固障害，紫斑病およびその他の出血性病態	D65～D69
	血液および造血器のその他の疾患	D70～D77
悪性新生物	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	 D47.1 D47.3

表２　悪性新生物

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	 D47.1 D47.3

(ｲ)　上記表１および表２において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第３版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第５桁性状コード
／３……悪性、原発部位
／６……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／９……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

（備考）

１．上記(ｱ)の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記(ｱ)に掲げる疾病以外に新たに血液・造血器疾患、悪性新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる血液・造血器疾患、悪性新生物に含めることがあります。

２．上記(ｲ)の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第５桁コードが悪性とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

(6)　「日常生活が著しい制限を受けるもの」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業ができない状態をいいます。

３．眼の障害（視力障害）

(1)　「両眼の視力に著しい障害を残す状態」とは、両眼の視力の和が0.08以下の状態をいいます。

(2)　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(3)　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は含みません。

(4)　視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のものまたは手動弁のものは視力０として計算し、指数弁のものは0.01として計算します。

４．眼の障害（視野障害）

(1)　「両眼の視野に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

①　両眼の視野が５度以内のもの

②　両眼の視野がそれぞれⅠ／４の視標で中心10度以内におさまるもので、かつ、Ⅰ／２の視標で中心10度以内の８方向の残存視野の角度の合計が56度以下のもの

(2)　視野の測定は、ゴールドマン視野計、自動視野計またはこれらに準ずるものによります。

(3)　ゴールドマン視野計による場合、中心視野についてはⅠ／２の視標を用い、周辺視野についてはⅠ／４の視標を用います。なお、それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとします。

(4)　眼瞼下垂による視野障害は含みません。

５．耳の障害（聴力障害）

(1)　「両耳の聴力に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

①　両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

②　両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30％以下のもの

(2)　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。

(3)　聴力レベルは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、つぎの式により算出します。

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

(4)　語音明瞭度は、つぎの式により算出し、語音明瞭度の最も高い値を最良語音明瞭度とします。

語音明瞭度＝（正答語音数／検査語数）×100（%）

(5)　最良語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57 s 式語表」または「67 s 式語表」とします。

6．平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を残す状態」とは、脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度の状態をいいます。

7．言語機能の障害

「言語機能に著しい障害を残す状態」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思疎通が困難である状態をいいます。

8．上・下肢の障害

(1)　「１上肢の機能に著しい障害を残すもの」とは、１上肢の３大関節（肩関節、ひじ関節および手関節をいいます。以下同じ。）中の２関節以上において、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

①　関節が完全強直しているもの

②　関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

③　筋力が著減または消失しているもの

(2)　「１下肢の機能に著しい障害を残すもの」とは、１下肢の３大関節（また関節、ひざ関節および足関節をいいます。以下同じ。）中の２関節以上において、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

①　関節が完全強直しているもの

②　関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

③　筋力が著減または消失しているもの

④　一側下肢長が他側下肢長の４分の１以上短縮しているもの（下肢長の測定は、上前腸骨棘と脛骨内果尖端を結ぶ直線距離の計測によります。）

(3)　「両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、両上肢の３大関節中の１関節以上において、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減している状態をいいます。

(4)　「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、両下肢の３大関節中の１関節以上において、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減している状態をいいます。

(5)　「１上肢および１下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、１上肢および１下肢の３大関節中の１関節以上において、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減している状態をいいます。

(6)　「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失った状態をいいます。

(7)　「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った状態をいいます。

(8)　「手指の機能に著しい障害を残すもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った状態、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された状態をいいます。

(9)　筋力は、徒手による筋力検査によって測定し、つぎの５段階に区別します。

正常	検者の手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減	検者の手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半減	検者の加える抵抗には抗しえないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著減	自分の体部分の重さには抗しえないが、それを排するような体位では自動可能な場合
消失	いかなる体位でも関節の自動が不能な場合

無解約返戻金型就労不能保障特約目次

この特約の趣旨

第１条（用語の意義）
第２条（特約の締結および責任開始期）
第３条（就労不能年金の支払）
第４条（戦争その他の変乱の場合の特例）
第５条（就労不能年金の現価の一時支払）
第６条（就労不能年金の請求、支払時期および支払場所）
第７条（特約保険料の払込の免除）
第８条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）
第９条（特約の失効）
第10条（特約の復活）
第11条（特約の解約）
第12条（解約返戻金）
第13条（特約年金月額の減額）
第14条（特約の消滅）
第15条（告知義務および告知義務違反）
第16条（重大事由による解除）
第17条（契約者配当）
第18条（年金の支払事由発生前における受取人の変更）
第19条（特約年金支払期間における受取人に関する取扱）
第20条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）
第21条（主約款の規定の準用）
第22条（主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱）

無解約返戻金型就労不能保障特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が国民年金法にもとづく所定の状態になった場合等に、就労不能年金を支払うものです。

第１条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	用語の意義
(1)　特約年金月額	就労不能年金の支払事由に該当した場合に、月単位で支払う金額で、この特約締結の際、会社の定める金額の範囲内で、保険契約者の申し出によって定めた金額（特約締結後に変更された場合は変更後の金額）をいいます。
(2)　特約年金支払期間	就労不能年金が支払われる場合に、その支払事由が生じた日以前の最後の月単位の契約応当日（以下「特約年金支払起算日」といいます。）から、この特約の保険期間満了日までの期間をいいます。
(3)　生存年金支払保証期間	就労不能年金を支払う場合の保証年数として、この特約締結の際、会社の定める期間内で、保険契約者の申し出によって定めた期間をいいます。

第２条（特約の締結および責任開始期）

1　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。

2　この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第３条（就労不能年金の支払）

1　この特約において支払う就労不能年金はつぎのとおりです。

年金の種類	就労不能年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても就労不能年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
就労不能年金	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、つぎのいずれかに該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わってつぎのいずれかに該当したときを含みます。また、主契約の高度障害年金が支払われる場合を除きます。 (1)　国民年金法にもとづき、障害等級１級または２級の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、障害等級１級または２級の状態のうち、精神障害の状態に該当していると認定されたときを除きます。 (2)　つぎのいずれかに該当したとき ①　別表２に定める就労不能状態（以下「就労不能状態」といいます。）のうち、就労不能状態Ⅰに該当したとき ②　就労不能状態のうち、就労不能状態Ⅱに該当したと医師によって診断されたとき	特約年金月額	被保険者	つぎのいずれかにより被保険者が支払事由に該当したとき ①　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②　被保険者の犯罪行為 ③　被保険者の薬物依存

2　前項第１号の場合、受給権が生じた月の初日を就労不能年金の支払事由に該当した日として取り扱います。ただし、この特約の責任開始期の属する月に受給権が生じた場合には、この特約の責任開始期の属する日に就労不能年金の支払事由に該当したものとして取り扱います。

3　就労不能年金は、就労不能年金の支払事由に該当した日の直後に到来するこの特約の月単位の契約応当日の前日を第１回の就労不能年金の支払日とし、以後特約年金支払期間の終了する日まで（ただし、特約年金支払起算日から特約年金支払期間の終了する日までの期間が生存年金支払保証期間に満たない場合には、特約年金支払起算日から生存年金支払保証期間の終了する日までとします。）毎月、この特約の月単位の契約応当日の前日に支払います。

4　前３項の規定にかかわらず、会社が主契約の年金の請求を受け、その年金を支払うこととなったときは、被保険者が主契約の年金の支払事由に該当した日以後の就労不能年金を支払いません。

5　前項の場合を除き、就労不能年金の支払事由に該当した日以後に主契約の全部について解約その他の消滅事由が発生したときは、その消滅事由の発生日以後の特約年金支払期間中は、前項の規定にかかわらず、第３項に定める就労不能年金の支払日に被保険者が生存している場合に限り、その就労不能年金を支払います。この場合、この特約にかかわる一切の権利義務が就労不能年金の受取人に承継されるものとし、この特約で準用する主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定は、主契約消滅後もなおその効力を有しま

す。また、指定代理請求特約は消滅しないものとして、これを適用します。

6　会社が就労不能年金を支払った後に、主契約の年金の請求を受け、その年金を支払うこととなった場合で、すでに支払った第３項に定める就労不能年金の支払日以前に被保険者が主契約の年金の支払事由に該当していたことが明らかとなったときは、会社は、主約款の規定にかかわらず、主契約の年金からすでに支払った就労不能年金を差し引きます。

7　第１回の就労不能年金を支払った場合には、その支払後に新たに第１回の就労不能年金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

8　被保険者がこの特約の保険期間満了日において、就労不能状態に該当しているにもかかわらず、その回復の見込みがないことが明らかでないために就労不能年金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了日に就労不能状態に該当したものとみなして就労不能年金を支払います。

9　保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の遺族年金の受取人である場合には、第１項の規定にかかわらず、保険契約者を就労不能年金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を就労不能年金の受取人とします。

10　第１項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に就労不能年金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1)　この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で就労不能年金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2)　その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は就労不能年金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

11　前10項のほか、主約款の遺族年金および高度障害年金の支払に関する規定を準用します。

第４条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が、戦争その他の変乱により就労不能年金の支払事由に該当した場合に、その原因により就労不能年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社は、就労不能年金を削減して支払います。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

第５条（就労不能年金の現価の一時支払）

1　第３条（就労不能年金の支払）第３項の規定により、生存年金支払保証期間が適用される場合で、保険期間が満了したときは、会社は、特約年金支払期間中の将来の就労不能年金の支払にかえて、就労不能年金の未支払分の現価を一時に支払います。

2　前項の場合、就労不能年金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

3　第１項の規定により、会社が就労不能年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約は消滅します。

第６条（就労不能年金の請求、支払時期および支払場所）

1　就労不能年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または就労不能年金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

2　支払事由が生じた就労不能年金の受取人は、すみやかに請求書類（別表１）を提出して就

労不能年金を請求してください。
3　就労不能年金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の年金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、就労不能年金の支払時期は、主約款に定める支払時期または第３条（就労不能年金の支払）第３項に定める年金の支払日のいずれか遅い日とします。
4　就労不能年金を支払うときは、年金証書を就労不能年金の受取人に発行します。

第７条（特約保険料の払込の免除）
1　主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2　前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

第８条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）
1　この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内とします。
2　この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3　主契約に逓減払込方式の契約に関する特則が付加されている場合には、この特約についても、逓減払込方式の契約に関する特則が適用されます。
4　主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
5　就労不能年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日以後、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を要しません。

第９条（特約の失効）
主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条（特約の復活）
1　主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2　会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第11条（特約の解約）
1　保険契約者は、就労不能年金の支払事由発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。
2　前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第12条（解約返戻金）
この特約の解約返戻金はありません。

第13条（特約年金月額の減額）
1　保険契約者は、就労不能年金の支払事由発生前に限り、この特約の特約年金月額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約年金月額が会社の定める限度を下まわる減額は取扱いません。
2　主契約の基準年金月額が減額され、この特約の特約年金月額が会社所定の限度をこえるときは、その限度までこの特約の特約年金月額を減額します。
3　特約年金月額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。

4　本条の減額をしたときは、保険証券に表示します。

第14条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

(1)　主契約が消滅したとき

ただし、特約年金支払期間中の場合を除きます。

(2)　特約年金支払期間が満了したとき

(3)　被保険者が死亡したとき、または主約款に定める高度障害状態に該当し、高度障害年金が支払われたとき

この場合、特約年金支払期間中の場合を除いて、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

第15条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第16条（重大事由による解除）

1　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)　保険契約者、被保険者または就労不能年金の受取人がこの特約の就労不能年金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に就労不能年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2)　この特約の就労不能年金の請求に関し、就労不能年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3)　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4)　保険契約者、被保険者または就労不能年金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

(ｱ)　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ｲ)　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ)　反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(ｴ)　保険契約者または就労不能年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｵ)　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5)　他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または就労不能年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前４号に掲げる事由と同等の事由がある場合

(6)　保険契約者、被保険者または就労不能年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または就労不能年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前５号に掲げる事由と同等の事由がある場合

(7)　会社の保険契約者、被保険者または就労不能年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前６号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2　就労不能年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定め

る事由の発生時以後に生じた支払事由による就労不能年金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに就労不能年金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3　本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または就労不能年金の受取人に通知します。

第17条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第18条（年金の支払事由発生前における受取人の変更）

1　就労不能年金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の遺族年金受取人の場合、就労不能年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内で就労不能年金の受取人を変更することができます。

(1)　保険契約者

(2)　被保険者

2　前項の通知が会社に到達した場合には、就労不能年金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の就労不能年金の受取人に就労不能年金を支払ったときは、その支払後に変更後の就労不能年金の受取人から就労不能年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

3　保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表１）を会社に提出してください。

4　本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第19条（特約年金支払期間における受取人に関する取扱）

1　保険契約者が法人で、かつ、就労不能年金の受取人である場合には、保険契約者は、第１回の就労不能年金の支払日以後、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱条件の範囲内で、会社に対する通知により、就労不能年金の受取人を被保険者に変更することができます。

2　前項の通知が会社に到達した場合には、就労不能年金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の就労不能年金の受取人に就労不能年金を支払ったときは、その支払後に変更後の就労不能年金の受取人から就労不能年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

3　保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表１）を会社に提出してください。

4　本条の変更を行なったときは、年金証書に表示します。

第20条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）

1　会社は、この特約の給付にかかわる国民年金法等の改正が将来行なわれ、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

2　前項の場合、支払事由を変更する日の２か月前までに書面にて保険契約者に郵送により通知します。

第21条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条（主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱）

主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、つぎのとおり取り扱います。

(1)　就労不能年金の特約年金支払期間中にリビング・ニーズ特約の特約保険金（以下「特約保険金」といいます。）の支払により主契約が消滅するものとなるときは、第３条（就労不能年金の支払）第４項の主契約の年金には、特約保険金を含むものとします。

(2)　就労不能年金の特約年金支払期間中に、特約保険金の支払により主契約が消滅するものとなるときは、就労不能年金の６か月分の現価を就労不能年金の受取人に支払います。

(3)　特約保険金の支払により主契約の基準年金月額が減額されたものとなる場合、この特約の特約年金月額が会社所定の限度をこえるときは、その限度までこの特約の特約年金月額を減額します。

(4)　前号の場合、就労不能年金の特約年金支払期間中であるときは、その減額分について、就労不能年金の６か月分の現価を就労不能年金の受取人に支払います。

備考

１．障害等級１級または２級の状態

「障害等級１級または２級の状態」とは、国民年金法施行令に定める障害等級１級または２級の状態をいいます。

２．精神障害の状態

「精神障害の状態」とは、障害等級１級の第10号または２級の第16号に定める状態をいいます。

３．薬物依存

「薬物依存」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表１　請求書類

請求項目	請求書類
①　就労不能年金	ア．第１回の就労不能年金 (1)　会社所定の請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者が国民年金法にもとづき障害基礎年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類 (4)　被保険者の住民票（ただし、被保険者が死亡した場合など、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　被保険者の印鑑証明書 (6)　保険証券 イ．第２回以降の就労不能年金（就労不能年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。） (1)　会社所定の請求書 (2)　被保険者の住民票（ただし、被保険者が死亡した場合など、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3)　被保険者の印鑑証明書 (4)　年金証書
②　契約内容の変更 (1)　特約年金月額の減額 (2)　特約の解約	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
③　年金の支払事由発生前における受取人の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険証券
④　特約年金支払期間における受取人の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　変更前の就労不能年金の受取人の印鑑証明書 (3)　年金証書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表２　就労不能状態

「就労不能状態」とは、次表のいずれかに該当する状態をいい、備考に定めるところにより認定します。ただし、就労不能状態Ⅱについては、その状態の回復の見込みのない状態に限ります。

項目	就労不能状態Ⅰ	就労不能状態Ⅱ
１．所定の疾患等による障害	つぎのいずれかに該当する状態 (1)　心臓移植術を受けたもの (2)　人工心臓を装着したもの (3)　ＣＲＴ（心臓再同期医療機器）またはＣＲＴ－Ｄ（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの (4)　永続的な透析療法を開始したもの (5)　腎臓移植術（自家移植は除きます。）を受けたもの (6)　人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けたもの (7)　人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの	つぎの疾患による障害または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるもの (1)　呼吸器疾患 (2)　心疾患 (3)　肝疾患 (4)　血液・造血器疾患 (5)　悪性新生物
２．眼の障害	－	両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態
３．耳の障害	－	両耳の聴力に著しい障害を残す状態
４．平衡機能の障害	－	平衡機能に著しい障害を残す状態
５．言語機能の障害	－	言語機能に著しい障害を残す状態
６．上・下肢の障害	つぎのいずれかに該当する状態 (1)　両手の第１指（母指）を失い、かつ、両手の第２指（示指）または第３指（中指）を失ったもの (2)　１手の５手指を失ったもの (3)　10足指を失ったもの (4)　１下肢を足関節以上で失ったもの	つぎのいずれかに該当する状態 (1)　１上肢の機能に著しい障害を残すもの (2)　１手の５手指の機能に著しい障害を残すもの (3)　両手の第１指（母指）の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第２指（示指）または第３指（中指）の機能に著しい障害を残すもの (4)　１下肢の機能に著しい障害を残すもの (5)　両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの (6)　両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの (7)　１上肢および１下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

備考

1．回復の見込みのない状態

(1)　「回復の見込みのない状態」には、危篤状態において就労不能状態Ⅱに該当した場合等の死亡前の一時的な状態は含みません。

(2)　前(1)において、「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血等の救命医療が施されている状態をいいます。

(3)　「所定の疾患等による障害」または「平衡機能の障害」における就労不能状態Ⅱに該当した場合の「回復の見込みのない状態」の判定に際しては、つぎのいずれかに該当するときは「回復の見込みのない状態」に該当するものとします。

①　投薬・理学療法等の治療により、今後傷病の症状・検査数値等に一時的な改善がみられる可能性がある場合であっても、長期的にはその障害が固定または悪化すると認められるとき

②　臓器移植等（肺移植術、心臓移植術、肝臓移植術、造血幹細胞移植）を行なうことにより回復が見込まれる場合であっても、その他の治療による回復の見込みがないと認められるとき

2．所定の疾患等による障害

(1)　「透析療法」とは、血液透析または腹膜灌流により血液浄化を行う療法をいいます。

(2)　「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

(3)　「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。

(4)　「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。

(5)　「疾患による障害」とは、つぎに定める状態をいいます。

①　呼吸器疾患による障害

常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を施行している状態をいいます。

②　心疾患による障害

心臓に人工弁を置換した状態（生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。）または恒久的心臓ペースメーカーを装着した状態（心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合およびすでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。）をいいます。

③　肝疾患による障害

肝硬変により、腹水または肝性脳症の臨床所見がある状態をいいます。

④　血液・造血器疾患による障害
⑥に規定する血液・造血器疾患により、次表に該当する状態をいいます。

難治性貧血群	次の(ｱ)から(ｴ)までのうち、３つ以上に該当するもの（溶血性貧血の場合は、つぎの(ｱ)に該当するもの） (ｱ)　末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの (a)　ヘモグロビン濃度が9.0g/dl未満のもの (b)　赤血球数が300万/μl未満のもの (ｲ)　末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの (a)　白血球数が2,000/μl未満のもの (b)　顆粒球数が1,000/μl未満のもの (ｳ)　末梢血液中の血小板数が５万/μl未満のもの (ｴ)　骨髄像で、つぎのいずれかに該当するもの (a)　有核細胞が５万/μl未満のもの (b)　巨核球数が30/μl未満のもの (c)　リンパ球が40％以上のもの (d)　赤芽球が10％未満のもの
出血傾向群	つぎのいずれかの１つ以上の検査所見があるもの (ｱ)　出血時間（デューク法）が８分以上のもの (ｲ)　ＡＰＴＴが基準値の２倍以上のもの (ｳ)　血小板数が５万/μl未満のもの
造血器腫瘍群	つぎのいずれかの１つ以上の検査所見があるもの (ｱ)　病的細胞が出現しているもの (ｲ)　Ｃ反応性タンパク（ＣＲＰ）の陽性のもの (ｳ)　乳酸脱水酵素（ＬＤＨ）の上昇を示すもの (ｴ)　白血球数が正常化し難いもの (ｵ)　末梢血液中の赤血球数が300万/μl未満のもの (ｶ)　末梢血液中の血小板数が５万/μl未満のもの (ｷ)　末梢血液中の正常顆粒球数が1,000/μl未満のもの (ｸ)　末梢血液中の正常リンパ球数が600/μl未満のもの

⑤　悪性新生物による障害
⑥に規定する悪性新生物により、次表に該当する状態をいいます。

つぎのすべてに該当するもの (ｱ)　赤血球数が250（万/㎣３）未満のもの (ｲ)　血色素量が８（g/dl）未満のもの (ｳ)　ヘマトクリットが20％未満のもの (ｴ)　総蛋白が４（g/dl）未満のもの

⑥　対象となる血液・造血器疾患、悪性新生物

(ア)　血液・造血器疾患、悪性新生物とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠）」によるものとします。

表１　血液・造血器疾患

疾病名	分類項目	基本分類コード
血液・造血器疾患	溶血性貧血	D55～D59
	無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64
	凝固障害，紫斑病およびその他の出血性病態	D65～D69
	血液および造血器のその他の疾患	D70～D77
悪性新生物	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	 D47.1 D47.3

表２　悪性新生物

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	 D47.1 D47.3

(ｲ)　上記表１および表２において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第３版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第５桁性状コード
／３……悪性、原発部位
／６……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／９……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

（備考）

１．上記(ｱ)の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記(ｱ)に掲げる疾病以外に新たに血液・造血器疾患、悪性新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる血液・造血器疾患、悪性新生物に含めることがあります。

２．上記(ｲ)の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第５桁コードが悪性とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

(6)　「日常生活が著しい制限を受けるもの」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業ができない状態をいいます。

３．眼の障害（視力障害）

(1)　「両眼の視力に著しい障害を残す状態」とは、両眼の視力の和が0.08以下の状態をいいます。

(2)　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(3)　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は含みません。

(4)　視力が0.01に満たないもののうち、明暗弁のものまたは手動弁のものは視力０として計算し、指数弁のものは0.01として計算します。

４．眼の障害（視野障害）

(1)　「両眼の視野に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

①　両眼の視野が５度以内のもの

②　両眼の視野がそれぞれⅠ／４の視標で中心10度以内におさまるもので、かつ、Ⅰ／２の視標で中心10度以内の８方向の残存視野の角度の合計が56度以下のもの

(2)　視野の測定は、ゴールドマン視野計、自動視野計またはこれらに準ずるものによります。

(3)　ゴールドマン視野計による場合、中心視野についてはⅠ／２の視標を用い、周辺視野についてはⅠ／４の視標を用います。なお、それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとします。

(4)　眼瞼下垂による視野障害は含みません。

５．耳の障害（聴力障害）

(1)　「両耳の聴力に著しい障害を残す状態」とは、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

①　両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

②　両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30％以下のもの

(2)　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。

(3)　聴力レベルは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、つぎの式により算出します。

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

(4)　語音明瞭度は、つぎの式により算出し、語音明瞭度の最も高い値を最良語音明瞭度とします。

語音明瞭度＝（正答語音数／検査語数）×100（%）

(5)　最良語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57 s 式語表」または「67 s 式語表」とします。

6．平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を残す状態」とは、脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度の状態をいいます。

7．言語機能の障害

「言語機能に著しい障害を残す状態」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思疎通が困難である状態をいいます。

8．上・下肢の障害

(1)　「１上肢の機能に著しい障害を残すもの」とは、１上肢の３大関節（肩関節、ひじ関節および手関節をいいます。以下同じ。）中の２関節以上において、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

①　関節が完全強直しているもの

②　関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

③　筋力が著減または消失しているもの

(2)　「１下肢の機能に著しい障害を残すもの」とは、１下肢の３大関節（また関節、ひざ関節および足関節をいいます。以下同じ。）中の２関節以上において、つぎのいずれかに該当する状態をいいます。

①　関節が完全強直しているもの

②　関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

③　筋力が著減または消失しているもの

④　一側下肢長が他側下肢長の４分の１以上短縮しているもの（下肢長の測定は、上前腸骨棘と脛骨内果尖端を結ぶ直線距離の計測によります。）

(3)　「両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、両上肢の３大関節中の１関節以上において、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減している状態をいいます。

(4)　「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、両下肢の３大関節中の１関節以上において、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減している状態をいいます。

(5)　「１上肢および１下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、１上肢および１下肢の３大関節中の１関節以上において、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限され、かつ、筋力が半減している状態をいいます。

(6)　「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失った状態をいいます。

(7)　「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った状態をいいます。

(8)　「手指の機能に著しい障害を残すもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った状態、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された状態をいいます。

(9)　筋力は、徒手による筋力検査によって測定し、つぎの５段階に区別します。

正常	検者の手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減	検者の手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半減	検者の加える抵抗には抗しえないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著減	自分の体部分の重さには抗しえないが、それを排するような体位では自動可能な場合
消失	いかなる体位でも関節の自動が不能な場合

無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約目次

この特約の趣旨

第１条（用語の意義）
第２条（特約の締結および責任開始期）
第３条（生活サポート年金の支払）
第４条（生活サポート年金の支払事由発生後の生活サポート年金の取扱）
第５条（生活サポート年金の現価の一時支払）
第６条（生活サポート年金の請求、支払時期および支払場所）
第７条（特約保険料の払込の免除）
第８条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）
第９条（特約の失効）
第10条（特約の復活）
第11条（特約の解約）
第12条（解約返戻金）
第13条（特約年金月額の減額）
第14条（特約の消滅）
第15条（告知義務および告知義務違反）
第16条（重大事由による解除）
第17条（契約者配当）
第18条（年金の支払事由発生前における受取人の変更）
第19条（特約年金支払期間における受取人に関する取扱）
第20条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）
第21条（主約款の規定の準用）

無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が七大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患）に罹患し所定の事由に該当した場合、またはメンタル疾患により入院した場合に、生活サポート年金を支払うものです。

第１条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	用語の意義
(1)　特約年金月額	生活サポート年金の支払事由に該当した場合に、月単位で支払う金額で、この特約締結の際、会社の定める金額の範囲内で、保険契約者の申し出によって定めた金額（特約締結後に変更された場合は変更後の金額）をいいます。
(2)　特約年金支払期間	生活サポート年金を支払う年数として、生活サポート年金の支払事由が生じた日以前の最後の月単位の契約応当日から起算した期間をいい、この特約締結の際、会社の定める期間内で、保険契約者の申し出によって定めます。

第２条（特約の締結および責任開始期）

1　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。

2　この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第３条（生活サポート年金の支払）

１　この特約において支払う生活サポート年金はつぎのとおりです。

年金の種類	生活サポート年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
生活サポート年金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき (1)　悪性新生物 被保険者がこの特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）前を含めて初めて別表２に定める悪性新生物（以下「悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表２に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、生活サポート年金を支払いません。 (2)　急性心筋梗塞 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表２に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①　急性心筋梗塞により、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ②　急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、別表４に定める手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき (3)　脳卒中 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表２に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①　脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②　脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、手術を受けたとき	特約年金月額	被保険者

年金の種類	支払事由	支払額	受取人
生活サポート年金	(4)　慢性腎不全 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表２に定める慢性腎不全（以下「慢性腎不全」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①　慢性腎不全により別表５に定める永続的な透析療法を開始したとき ②　慢性腎不全の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、腎臓移植術（自家移植は除きます。）を受けたとき (5)　肝硬変 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表２に定める肝硬変（以下「肝硬変」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①　肝硬変により生じた別表２に定める食道静脈瘤または胃静脈瘤（以下「食道静脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき ②　肝硬変により生じた食道静脈瘤等の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、手術を受けたとき ③　肝硬変の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、肝臓移植術（自家移植は除きます。）を受けたとき (6)　糖尿病 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表２に定める糖尿病（以下「糖尿病」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①　糖尿病により別表２に定める糖尿病性網膜症（以下「糖尿病性網膜症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症により、別表５に定める視力の測定方法に基づく両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術を初めて受けたものとみなします。） ②　糖尿病により上肢または下肢に生じた別表２に定める糖尿病性壊疽（以下「糖尿病性壊疽」といいます。）の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、１手の１手指以上または１足の１足指以上について別表５に定める切断術を受けたとき	特約年金月額	被保険者

年金の種類	支払事由	支払額	受取人
生活サポート年金	(7)　高血圧性疾患 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表２に定める高血圧性疾患（以下「高血圧性疾患」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①　高血圧性疾患により生じた別表２に定める大動脈瘤または大動脈解離（以下「大動脈瘤等」といいます。）が破裂（大動脈壁の外膜が破れることをいいます。）したと医師によって診断されたとき ②　高血圧性疾患により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表３）において、手術を受けたとき (8)　メンタル疾患 被保険者がこの特約の責任開始期以後に、別表６に定めるメンタル疾患（以下「メンタル疾患」といいます。）を発病し、つぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき ①　メンタル疾患の治療を直接の目的とする入院であること ②　その入院が患者を収容する施設を有する病院または診療所（別表３）における別表７に定める入院であること ③　その入院日数が継続して60日以上であること	特約年金月額	被保険者

2　前項第１号ただし書により生活サポート年金が支払われないときは、被保険者は悪性新生物に罹患しなかったものとして取り扱います。この場合、その後被保険者が、生活サポート年金が支払われないこととなった乳房の悪性新生物以外の悪性新生物について、前項第１号に定める支払事由に該当したときは、生活サポート年金を支払います。

3　生活サポート年金は、生活サポート年金の支払事由が生じた日の直後に到来するこの特約の月単位の契約応当日の前日を第１回の生活サポート年金の支払日とし、以後この特約の特約年金支払期間満了日まで毎月、この特約の月単位の契約応当日の前日に支払います。

4　第１回の生活サポート年金を支払った場合には、その支払後に新たに第１回の生活サポート年金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

5　被保険者がこの特約の保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、第１項第２号①または第３号①に定める状態に該当する前に、この特約の保険期間が満了した場合または主契約の高度障害年金を支払ったことによりこの特約が消滅した場合にはつぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　この特約の保険期間満了の日から起算して60日以内に、被保険者が第１項第２号①または第３号①に定める状態に該当したときは、この特約の保険期間中にその状態に該当したものとして取り扱います。

(2)　主契約の高度障害年金を支払ったことによりこの特約が消滅した日から起算して60日以内に、被保険者が第１項第２号①または第３号①に定める状態に該当したときは、この特約の保険期間中にその状態に該当したものとして取り扱います。

6　被保険者がこの特約の保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、第１項第２号①または第３号①に定める状態に該当する前に、急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因として死亡した場合にはつぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　会社は、被保険者が死亡した日に第１項第２号①または第３号①に定める状態に該当したものとみなして、第１項および前項の規定を適用します。

(2)　生活サポート年金を支払う場合には、生活サポート年金の受取人に生活サポート年金の未支払分の現価を一時に支払います。ただし、生活サポート年金の受取人が被保険者である場合には、その法定相続人に支払います。この場合、法定相続人が２人以上ある場合には、代表者

１人を定めてください。その代表者は他の法定相続人を代理するものとします。

7　被保険者がメンタル疾患により転入院または再入院した場合、転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、継続した入院とみなします。

8　被保険者がこの特約の保険期間中にメンタル疾患による治療を直接の目的とする入院を開始し、第１項第８号に該当する前に、この特約の保険期間が満了した場合または主契約の高度障害年金を支払ったことによりこの特約が消滅した場合にはつぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　この特約の保険期間満了の日から起算して60日以内に、被保険者が第１項第８号に該当したときは、この特約の保険期間中に該当したものとして取り扱います。

(2)　主契約の高度障害年金を支払ったことによりこの特約が消滅した日から起算して60日以内に、被保険者が第１項第８号に該当したときは、この特約の保険期間中に該当したものとして取り扱います。

9　保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の遺族年金の受取人である場合には、第１項の規定にかかわらず、保険契約者を生活サポート年金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を生活サポート年金の受取人とします。

10　第１項第２号から第８号までに定める支払事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に第１項第２号から第８号までに定める生活サポート年金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1)　この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で生活サポート年金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2)　その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は生活サポート年金を支払います。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

11　前10項のほか、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の遺族年金および高度障害年金の支払に関する規定を準用します。

第４条（生活サポート年金の支払事由発生後の生活サポート年金の取扱）

1　生活サポート年金の支払事由発生後、その特約年金支払期間中の生活サポート年金はつぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　生活サポート年金の受取人である被保険者が死亡した場合には被保険者の法定相続人に、主契約の高度障害年金が支払われる場合には被保険者に、会社は、生活サポート年金の未支払分の現価を一時に支払います。ただし、保険契約者が法人で、かつ、生活サポート年金の受取人である場合には生活サポート年金の受取人に、会社は、生活サポート年金の未支払分の現価を一時に支払います。この場合、この特約は、被保険者が死亡した時または主約款に定める高度障害状態に該当した時に消滅します。

(2)　前号に該当する場合を除き、主契約が消滅した場合には生活サポート年金の受取人に、会社は、生活サポート年金の未支払分の現価を一時に支払います。ただし、主契約の保険期間が満了した場合を除きます。

(3)　第２回以降の生活サポート年金の支払にあたり、主契約（付加されている特約も含みます。）に未払込保険料があった場合でも、主約款の保険料の払込に関する規定および猶予期間中に保険事故が生じた場合の規定は適用しません。

2　第１項第１号の場合、法定相続人が２人以上ある場合には、代表者１人を定めてください。その代表者は他の法定相続人を代理するものとします。

第５条（生活サポート年金の現価の一時支払）

1　生活サポート年金の受取人は、会社の定める取扱条件の範囲内で、その特約年金支払期間中、将来の生活サポート年金の支払にかえて、生活サポート年金の未支払分の現価の全部または一部の一時支払を請求することができます。

2　会社が、生活サポート年金の未支払分の現価の全部を一時に支払った場合には、この特約は消滅します。

3　会社が、生活サポート年金の未支払分の現価の一部を一時に支払った場合には、将来の特約年金月額を変更します。

4　生活サポート年金の受取人が本条の請求をするときは、請求書類（別表１）を会社に提出してください。

第６条（生活サポート年金の請求、支払時期および支払場所）

1　生活サポート年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または生活サポート年金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

2　支払事由が生じた生活サポート年金の受取人は、すみやかに請求書類（別表１）を提出して生活サポート年金を請求してください。

3　生活サポート年金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の年金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、生活サポート年金の支払時期は、主約款に定める支払時期または第３条（生活サポート年金の支払）第３項に定める年金の支払日のいずれか遅い日とします。

4　生活サポート年金を支払うときは、年金証書を生活サポート年金の受取人に発行します。

第７条（特約保険料の払込の免除）

1　主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

2　前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

第８条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

1　この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内とします。

2　この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

3　主契約に逓減払込方式の契約に関する特則が付加されている場合には、この特約についても、逓減払込方式の契約に関する特則が適用されます。

4　主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

5　生活サポート年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日以後、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を要しません。

第９条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、生活サポート年金の特約年金支払期間中を除き、この特約も同時に効力を失います。

第10条（特約の復活）

1　主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2　会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第11条（特約の解約）

1　保険契約者は、生活サポート年金の支払事由発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2　前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第12条（解約返戻金）

この特約の解約返戻金はありません。

第13条（特約年金月額の減額）

1　保険契約者は、生活サポート年金の支払事由発生前に限り、この特約の特約年金月額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約年金月額が会社の定める限度を下まわる減額は取扱いません。

2　主契約の年金額が減額され、この特約の特約年金月額が会社所定の限度をこえるときは、その限度までこの特約の特約年金月額を減額します。

3　特約年金月額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。

4　本条の減額をしたときは、保険証券に表示します。

第14条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

(1)　主契約が消滅したとき

(2)　特約年金支払期間が満了したとき

(3)　被保険者が死亡したとき、または主約款に定める高度障害状態に該当し、高度障害年金が支払われたとき

この場合、生活サポート年金の支払事由発生前、かつ、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

第15条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第16条（重大事由による解除）

1　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)　保険契約者、被保険者または生活サポート年金の受取人がこの特約の生活サポート年金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に生活サポート年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2)　この特約の生活サポート年金の請求に関し、生活サポート年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3)　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4)　保険契約者、被保険者または生活サポート年金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

(ｱ)　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ｲ)　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ)　反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(I)　保険契約者または生活サポート年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(オ)　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5)　他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または生活サポート年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前４号に掲げる事由と同等の事由がある場合

(6)　保険契約者、被保険者または生活サポート年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または生活サポート年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前５号に掲げる事由と同等の事由がある場合

(7)　会社の保険契約者、被保険者または生活サポート年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前６号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2　生活サポート年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による生活サポート年金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに生活サポート年金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3　本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または生活サポート年金の受取人に通知します。

第17条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第18条（年金の支払事由発生前における受取人の変更）

1　生活サポート年金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の遺族年金受取人の場合、生活サポート年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内で生活サポート年金の受取人を変更することができます。

(1)　保険契約者

(2)　被保険者

2　前項の通知が会社に到達した場合には、生活サポート年金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の生活サポート年金の受取人に生活サポート年金を支払ったときは、その支払後に変更後の生活サポート年金の受取人から生活サポート年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

3　保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表１）を会社に提出してください。

4　本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第19条（特約年金支払期間における受取人に関する取扱）

1　特約年金支払期間における生活サポート年金の受取人については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　生活サポート年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた時に、この特約にかかわる一切の権利義務が生活サポート年金の受取人に承継されるものとします。

(2)　保険契約者が法人で、かつ、生活サポート年金の受取人である場合には、保険契約者は、第１回の生活サポート年金の支払日以後、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、会社の定める取扱条件の範囲内で、生活サポート年金の受取人を被保険者に変更することができます。

(3)　前号の通知が会社に到達した場合には、生活サポート年金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の生活サポート年金の受取人に生活サポート年金を支払ったときは、その支払後に変更後の生活サポート年金の受取人から生活サポート年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(4)　第２号の規定により生活サポート年金の受取人が変更された場合には、被保険者はこの特約にかかわる一切の権利義務を承継するものとします。

2　保険契約者が前項第２号の変更を請求するときは、請求書類（別表１）を会社に提出してください。

3　第１項第２号の変更を行なったときは、年金証書に表示します。

第20条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）

1　会社は、この特約の給付にかかわる公的医療保険制度等の変更が将来行なわれ、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

2　前項の場合、支払事由を変更する日の２か月前までに書面にて保険契約者に郵送により通知します。

第21条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表１　請求書類

請求項目	請求書類
①　生活サポート年金	ア．第１回の生活サポート年金 (1)　会社所定の請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　会社所定の様式による医師の入院証明書 (4)　会社所定の様式による医師の手術証明書または治療証明書 (5)　被保険者の住民票（ただし、被保険者が死亡した場合など、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (6)　被保険者の印鑑証明書 (7)　保険証券 イ．第２回以降の生活サポート年金（生活サポート年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。） (1)　会社所定の請求書 (2)　被保険者の住民票（ただし、被保険者が死亡した場合など、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3)　被保険者の印鑑証明書 (4)　年金証書
②　契約内容の変更 (1)　特約年金月額の減額 (2)　特約の解約	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
③　年金の支払事由発生前における受取人の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険証券
④　特約年金支払期間における受取人の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　変更前の生活サポート年金の受取人の印鑑証明書 (3)　年金証書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表２　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患

対象となる疾病は、次のとおりとします。

(1)　悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表１によって定義づけられる疾病とし、かつ、表２に規定するものをいいます。

(2)　慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患とは、表２に規定するものをいいます。

表１

疾病名	疾病の定義
１．悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く。）
２．急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の３項目を満たす疾病 (1)　典型的な胸部痛の病歴 (2)　新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)　心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
３．脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2

1．対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
1．悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物（C43～C44）中の	
	・皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
2．急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20～I25）のうち、	
	・急性心筋梗塞	I21
	・再発性心筋梗塞	I22
3．脳卒中	脳血管疾患（I60～I69）のうち、	
	・くも膜下出血	I60
	・脳内出血	I61
	・脳梗塞	I63
4．慢性腎不全	高血圧性腎疾患（I12）のうち、	
	・腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I12.0
	慢性腎不全	N18

疾病名		分類項目	基本分類コード
5．肝硬変		アルコール性肝疾患（K70）のうち、 ・アルコール性肝硬変 肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 ・原発性胆汁性肝硬変 ・続発性胆汁性肝硬変 ・胆汁性肝硬変、詳細不明 ・その他および詳細不明の肝硬変	 K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
	食道静脈瘤	食道静脈瘤	I85
	胃静脈瘤	その他の部位の静脈瘤(I86)のうち、 ・胃静脈瘤	 I86.4
6．糖尿病		糖尿病	E10～E14
	糖尿病性 網膜症	糖尿病（E10～E14）のうち、 ・眼合併症を伴うもの	E10.3 E11.3 E12.3 E13.3 E14.3
	糖尿病性 壊疽	糖尿病（E10～E14）のうち、 ・末梢循環合併症を伴うもの	E10.5 E11.5 E12.5 E13.5 E14.5
7．高血圧性疾患		高血圧性疾患	I10～I15
	大動脈瘤、 大動脈解離	大動脈瘤および解離	I71

2．上記1．において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／3……悪性、原発部位 ／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(備考)

1．上記表2の1．の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表2の1．に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病または高血圧性疾患に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病または高血圧性疾患に含めることがあります。

2．上記表2の2．の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

別表３　病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。
1．医療法に定める日本国内にある病院または診療所
2．前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表４　手術

「手術」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいいます。
1．公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術
2．先進医療に該当する診療行為（診断および検査を目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。）

（備考）
1．公的医療保険制度
　「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
2．医科診療報酬点数表
　「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
3．先進医療
　この特約の支払対象となる先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第１条第１号に規定する先進医療をいいます。
　ただし、診療行為を受けた日現在備考１．の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている診療行為は除きます。

別表５　透析療法、視力の測定方法、切断術

1．透析療法
　血液透析または腹膜灌流により血液浄化を行う療法をいいます。
2．視力の測定方法
　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
3．切断術
　手指については、末節の２分の１以上の切断術、足指については、第１指（母指）は末節の２分の１以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表６　対象となるメンタル疾患

対象となるメンタル疾患とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類コード
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20～F29
気分[感情]障害	F30～F39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40～F48
摂食障害	F50
非器質性睡眠障害	F51

(備考)

上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たにメンタル疾患に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となるメンタル疾患に含めることがあります。

別表７　入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表３に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

リビング・ニーズ特約目次

この特約の趣旨

第１条（特約の締結および責任開始期）
第２条（特約保険金の支払）
第３条（特約保険金の請求）
第４条（特約保険金の支払の場所と時期）
第５条（特約保険料の払込）
第６条（特約の失効）
第７条（特約の復活）
第８条（特約の解約）
第９条（特約の解約返戻金）
第10条（特約の復旧）
第11条（特約の消滅）
第12条（特約の告知義務および告知義務違反による解除）
第13条（受取人の変更）
第14条（特約の重大事由による解除）
第15条（契約者配当）
第16条（管轄裁判所）
第17条（主約款の規定準用）
第18条（定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）
第19条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い）
第20条（特別条件付保険特約が付加された保険契約の場合の特則）
第21条（定期保険に付加する場合の特則）
第22条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）
第23条（医療保険、医療保険(01)、女性疾病保険、新終身医療保険または新終身医療保険(01)に付加する場合の特則）
第24条（主契約に家族医療特約、医療(01)用家族医療特約、新家族終身医療特約または医療(08)用配偶者医療特約が付加されている場合の特則）
第25条（５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加する場合の特則）
第26条（５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）
第27条（変額保険に付加する場合の特則）
第28条（逓増逓減設計定期保険、５年ごと利差配当付逓増逓減設計定期保険、逓増定期保険または初期災害保障低解約返戻金型逓増定期保険に付加する場合の特則）
第29条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）
第30条（無選択型終身保険に付加する場合の特則）
第31条（予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合の特則）
第32条（主契約に年金移行特約または５年ごと利差配当付年金移行特約が付加された場合の特則）
第33条（医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則）
第34条（保険金の指定代理請求に関する特則）

リビング・ニーズ特約

この特約の趣旨

この特約は、死亡保険金の全部または一部について、被保険者の余命が６か月以内と判断されるときに、保険金を支払うことを目的とするものです。

第１条（特約の締結および責任開始期）

1　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。

2　前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。

3　この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で、会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。

4　第２項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第２条（特約保険金の支払）

1　この特約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約保険金	被保険者の余命が６か月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める保険金額の範囲内で、特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、特約保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意

2　特約保険金の請求日（第３条第１項に定める請求書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了前１年以内である場合、会社は特約保険金を支払いません。

3　特約保険金の支払にあたっては、第１項および第２項の規定によるほか、つぎに定めるところによります。

(1)　主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約条項の解約返戻金の支払の規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。

(2)　主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の解約返戻金の支払の規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。

(3)　会社は、主約款に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、特約保険金の支払事由が発生していたことによりその後に特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。

(4)　特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

(5)　主約款に規定する貸付金があるときは、支払うべき金額から、その元利合計額を差し引きます。
(6)　保険料の払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、特約保険金に対する保険料の未経過分は、特約保険金の請求日の６か月後の応当日における経過月数をもとに計算します。

第３条（特約保険金の請求）

1　被保険者は、特約保険金を請求（第２条（特約保険金の支払）第１項の保険金額の指定を含みます。）する場合には、請求書類（別表１）を提出してください。
2　本条の特約保険金の請求については、主約款の保険金または年金の支払いに関する規定を準用します。

第４条（特約保険金の支払の場所と時期）

特約保険金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金または年金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第５条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込みを要しません。

第６条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第７条（特約の復活）

1　主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2　会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第８条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第９条（特約の解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第10条（特約の復旧）

1　主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2　会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第11条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。
(1)　第２条に規定する特約保険金を支払ったとき
(2)　主契約が消滅したとき
(3)　主契約が延長保険に変更されたとき

第12条（特約の告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

第13条（受取人の変更）

特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

第14条（特約の重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第15条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第16条（管轄裁判所）

この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条（主約款の規定準用）

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

第18条（定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。ただし、付加された定期保険特約等について特約の保険期間の満了（特約条項の規定により特約が自動更新される場合を除きます。）前１年間は、本特則を適用しません。

(1)　第２条（特約保険金の支払）第１項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額（逓増定期保険特約および逓増逓減設計定期保険特約の場合はこの特約の請求日における特約保険金額、収入保障特約の場合は特約保険金の請求日の６か月後の応当日における年金現価とします。以下同じ。）を合算した額とします。

(2)　第２条第１項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約および定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および定期保険特約等から指定されたものとします。

(3)　特約保険金の支払いにあたっては、第２条第１項および第３項の規定を準用します。

(4)　前号の場合、逓増定期保険特約および逓増逓減設計定期保険特約の死亡保険金額の一部が指定され、この特約の特約保険金が支払われた場合、第２条第３項第２号の規定は指定された死亡保険金額部分の割合に応じて、逓増定期保険特約および逓増逓減設計定期保険特約の特約基準保険金額が減額されたものとします。

(5)　収入保障特約が付加された保険契約の場合には、特約保険金が支払われた場合の収入保障特約の特約基準年金月額は、特約保険金請求日の６か月後の応当日における収入保障特約の年金現価と指定保険金額のうち収入保障特約について指定された金額の割合と同比率で減額されたものとして、第２条第３項第２号の規定を準用します。

なお、特約保険金を支払った後に特約年金の支払事由が生じた場合で、減額後の特約基準年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金現価を一時に支払い、特約年金は支払いません。

第19条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い）

1　主契約に付加されているつぎの各号の特約が、各特約の被保険者の入院中に第２条第３項第１号の規定により消滅した場合、特約消滅後のその継続入院は各特約の有効中の入院とみなします。

(1)　災害入院特約
(2)　家族災害入院特約
(3)　疾病入院特約
(4)　家族疾病入院特約
(5)　新災害入院特約
(6)　新家族災害入院特約
(7)　新疾病入院特約
(8)　新家族疾病入院特約
(9)　成人病入院特約
(10)　家族成人病入院特約
(11)　災害入院特約(87)
(12)　家族災害入院特約(87)
(13)　疾病入院特約(87)
(14)　家族疾病入院特約(87)
(15)　成人病入院特約(87)
(16)　家族成人病入院特約(87)
(17)　女性特定がん入院特約
(18)　入院総合保障特約
(19)　家族入院総合保障特約
(20)　生活習慣病入院保障特約
(21)　家族生活習慣病入院保障特約
(22)　総合医療特約

2　主契約に付加されているつぎの各号の特約は、第２条第３項第２号の規定により保険契約が減額された場合で、主契約の保険金額（主契約に定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約が付加されている場合には、それらの特約の保険金額、基準保険金額または年金現価を含みます。）に対する保険金額および給付金日額の割合が会社の定める限度をこえるときでも、各特約条項の減額の規定にかかわらず、各特約の保険金額および給付金日額は減額されないものとします。

(1)　災害入院特約
(2)　家族災害入院特約
(3)　疾病入院特約
(4)　家族疾病入院特約
(5)　新災害入院特約
(6)　新家族災害入院特約
(7)　新疾病入院特約
(8)　新家族疾病入院特約
(9)　成人病入院特約
(10)　家族成人病入院特約
(11)　災害死亡特約
(12)　災害入院特約(87)
(13)　家族災害入院特約(87)
(14)　疾病入院特約(87)
(15)　家族疾病入院特約(87)
(16)　成人病入院特約(87)
(17)　家族成人病入院特約(87)
(18)　傷害特約
(19)　入院総合保障特約
(20)　家族入院総合保障特約

(21)　生活習慣病入院保障特約
(22)　家族生活習慣病入院保障特約
(23)　総合医療特約

第20条（特別条件付保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

特別条件付保険特約条項の保険金の削減支払い条件が適用されている保険契約の場合で、削減期間中に特約保険金の請求があったときには、会社は、第２条（特約保険金の支払）第１項の規定にかかわらず指定保険金額から、特約保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額に特約保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じた金額から６か月間の保険料を差し引いた金額を支払います。

第21条（定期保険に付加する場合の特則）

この特約を定期保険に付加する場合には、第２条（特約保険金の支払）第２項中「保険期間の満了前１年以内」とあるのは「保険期間の満了（保険契約の自動更新の規定により更新される場合を除きます。）前１年以内」と読み替えます。

第22条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）

この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　この特約は主契約の第二死亡保険金についてのみ適用し、第２条（特約保険金の支払）第１項に定める「死亡保険金額」は「第二死亡保険金額」と読み替えます。

(2)　この特約の保険金が支払われることとなった被保険者について付加された特約については、第18条（定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）および第19条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い）の規定を適用します。

第23条（医療保険、医療保険(01)、女性疾病保険、新終身医療保険または新終身医療保険(01)に付加する場合の特則）

1　この特約を医療保険、医療保険(01)、女性疾病保険、新終身医療保険または新終身医療保険(01)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　第２条（特約保険金の支払）第２項中「保険期間の満了前１年以内」とあるのは、「保険期間の満了（保険契約の自動更新の規定により更新される場合を除きます。）前１年以内」と読み替えます。

(2)　第２条第３項第１号の規定により主契約が消滅した場合、契約消滅後の継続入院は契約有効中の入院とみなします。

(3)　指定保険金額は、第２条第１項の規定にかかわらず死亡保険金額の全額とします。

2　第18条（定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）および前項の規定にかかわらず、定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約または終身保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。ただし、付加された定期保険特約等について特約の保険期間の満了（特約条項の規定により特約が自動更新される場合を除きます。）前１年間は、本特則を適用しません。

(1)　第２条（特約保険金の支払）第１項の規定にかかわらず、第２条第１項の特約保険金の保険金額は定期保険特約等の死亡保険金額（収入保障特約の場合は特約保険金の請求日の６か月後の応当日における年金現価とします。以下同じ。）のうち、指定保険金額とします。この場合、指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等から指定されたものとします。

(2)　定期保険特約等の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、定期保険特約等は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとしま

す。

(3)　第２条（特約保険金の支払）第３項第３号および第４号中「主約款に定める保険金」とあるのは「定期保険特約条項、養老保険特約条項、収入保障特約条項または終身保険特約条項に定める特約保険金または特約年金」と読み替え、特約保険金の支払いにあたっては、第２条第１項および第３項中第２号から第５号までの規定を準用します。

(4)　収入保障特約が付加された保険契約の場合には、特約保険金が支払われた場合の収入保障特約の特約基準年金月額は、特約保険金請求日の６か月後の応当日における収入保障特約の年金現価と指定保険金額のうち収入保障特約について指定された金額の割合と同比率で減額されたものとして、第２条第３項第２号の規定を準用します。

　なお、特約保険金を支払った後に特約年金の支払事由が生じた場合で、減額後の特約基準年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金現価を一時に支払い、特約年金は支払いません。

第24条（主契約に家族医療特約、医療(01)用家族医療特約、新家族終身医療特約または医療(08)用配偶者医療特約が付加されている場合の特則）

　家族医療特約、医療(01)用家族医療特約、新家族終身医療特約または医療(08)用配偶者医療特約の特約の保険料払込免除の規定は、この特約の保険金が支払われたことにより主契約が消滅した場合についても適用します。

第25条（５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加する場合の特則）

1　この特約を特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加する場合には、主約款に定める特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたときには、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

2　この特約を特定疾病保障定期保険に付加する場合には、第２条（特約保険金の支払）第２項中、「保険期間の満了前１年以内」とあるのは「保険期間の満了（保険契約の自動更新により更新される場合を除きます。）前１年以内」と読み替えます。

第26条（５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

　この特約を５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　この特約を５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、定期保険特約、逓増定期保険特約、収入保障特約または逓増逓減設計定期保険特約の付加を要します。

(2)　第２条（特約保険金の支払）第３項第３号および第４号中「主約款に定める保険金」とあるのは「定期保険特約条項、逓増定期保険特約条項、収入保障特約条項または逓増逓減設計定期保険特約条項に定める特約保険金または特約年金」と読み替えます。

(3)　第11条（特約の消滅）に定めるほか、主契約に付加している定期保険特約、逓増定期保険特約、収入保障特約および逓増逓減設計定期保険特約がすべて消滅したときも、この特約は消滅します。

(4)　第18条（定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）第１号中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の死亡保険金額（主契約の死亡給付金額は含みません。以下本条において同じ。）」と読み替えます。

第27条（変額保険に付加する場合の特則）

　この特約を変額保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　第２条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替え、この特約に基づく特約保険金の支払が行われる場合には同じ割合でこの特約の請求日における変動保険金も支払われます。ただし、変動保険金額が負の場合には、これ

を０とします。

(2)　本特約条項中、「延長保険」とあるのは、「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

第28条（逓増逓減設計定期保険、５年ごと利差配当付逓増逓減設計定期保険、逓増定期保険または初期災害保障低解約返戻金型逓増定期保険に付加する場合の特則）

この特約を逓増逓減設計定期保険、５年ごと利差配当付逓増逓減設計定期保険、逓増定期保険または初期災害保障低解約返戻金型逓増定期保険に付加する場合にはつぎのとおりとします。

(1)　第２条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額」と読み替えます。ただし、初期災害保障低解約返戻金型逓増定期保険に付加する場合には、主契約の契約日からその日を含めて３年以内の特約保険金の請求はできません。

(2)　特約保険金の請求日における逓増逓減設計定期保険、５年ごと利差配当付逓増逓減設計定期保険、逓増定期保険または初期災害保障低解約返戻金型逓増定期保険の死亡保険金額の一部が指定され、特約保険金が支払われた場合、第２条第３項第２号の規定は指定された死亡保険金額部分の割合に応じて、基準保険金額が減額されたものとします。

第29条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合にはつぎのとおりとします。

(1)　第２条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日から６か月間の主契約の最低年金現価」と読み替えます。

(2)　第19条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い）中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の保険期間中の最高年金現価」と読み替えます。

(3)　特約保険金の請求日から６か月間の主契約の最低年金現価の一部が指定され、特約保険金が支払われた場合、第２条第３項第２号の規定は指定された年金現価部分の割合に応じて収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険の基準年金月額が減額されたものとします。

(4)　特約保険金を支払った後に年金の支払事由が生じた場合で、減額後の基準年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金現価を一時に支払い、年金は支払いません。

(5)　主契約が終身に移行されたときは、この特則は適用しません。

第30条（無選択型終身保険に付加する場合の特則）

この特約を無選択型終身保険に付加する場合には、主契約の契約日からその日を含めて２年以内の特約保険金の請求はできません。

第31条（予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合の特則）

1　この特約を予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合にはつぎのとおりとします。

(1)　第２条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日における主契約の保険金額」と読み替えます。

(2)　第２条第１項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約の基本保険金額および増加保険金額の割合に応じて、主契約の基本保険金および増加保険金から指定されたものとします。

(3)　特約保険金の請求日において主契約の解約返戻金額が保険金額をこえる場合、この特約に基づく特約保険金額の支払が行われるときは、主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、この特約の請求日における主契約の解約返戻金額と保険金額の差額を加算して支払

います。

2　この特約を予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合には、主契約の契約日からその日を含めて２年以内の特約保険金の請求はできません。

第32条（主契約に年金移行特約または５年ごと利差配当付年金移行特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に年金移行特約または５年ごと利差配当付年金移行特約（以下本条において「年金移行特約等」といいます。）が付加された場合には、つぎのとおりとします。

(1)　主契約の全部を年金支払に移行する場合、この特約は年金移行特約等の年金支払開始日の前日末に消滅するものとします。

(2)　主契約の一部を年金支払に移行する場合、主契約のうち年金支払に移行しない部分について、この特約を適用します。

第33条（医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則）

1　この特約を医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　第２条第２項中「保険期間の満了前１年以内」とあるのは、「保険期間の満了（保険契約の自動更新の規定により更新される場合を除きます。）前１年以内」と読み替えます。

(2)　第２条（特約保険金の支払）第３項第１号の規定により主契約が消滅した場合、契約消滅後の継続入院は契約有効中の入院とみなします。

(3)　指定保険金額は、第２条第１項の規定にかかわらず死亡保険金額の全額とします。

2　第18条（定期保険特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）および前項の規定にかかわらず、定期保険特約、養老保険特約または終身保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。ただし、付加された定期保険特約等について特約の保険期間の満了（特約条項の規定により特約が自動更新される場合を除きます。）前１年間は、本特則を適用しません。

(1)　第２条（特約保険金の支払）第１項の規定にかかわらず、第２条第１項の特約保険金の保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額のうち、指定保険金額とします。この場合、指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等から指定されたものとします。

(2)　定期保険特約等の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、定期保険特約等は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。

(3)　第２条（特約保険金の支払）第３項第３号および第４号中「主約款に定める保険金」とあるのは「定期保険特約条項、養老保険特約条項または終身保険特約条項に定める特約保険金または特約年金」と読み替え、特約保険金の支払いにあたっては、第２条第１項および第３項中第２号から第５号までの規定を準用します。

第34条（保険金の指定代理請求に関する特則）

1　平成20年11月１日以前に締結されたこの特約を更新する場合、この特則を適用します。ただし、主契約に指定代理請求特約が付加されている場合を除きます。

2　この特則を適用したこの特約については、被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、特約保険金を請求することができます。この請求があった場合には、会社はその請求者を被保険者の代理人として、特約保険金を支払うことができます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が法人で

ある場合を除きます。

(1)　請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(2)　請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

3　前項の規定により、会社が指定代理請求人に特約保険金を支払った場合には、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

4　指定代理請求人の故意によって被保険者が第２条（特約保険金の支払）第１項の規定に該当したときには、特約保険金を支払いません。

5　本条による特約保険金の請求、支払時期および場所については、主約款の保険金または年金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

6　保険契約者（その承継者を含みます。）は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定しまたは変更することができます。

7　前項の場合には、保険契約者は、請求書類（別表１）を会社に提出してください。

8　この特則が付加されたこの特約を特定疾病保障定期保険に付加する場合には、この特約の指定代理請求人は、主契約の指定代理請求人と同一とします。

9　本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

別表１　請求書類

請求項目	請求書類
①　特約保険金 （被保険者が請求する場合）	(1)　会社所定の請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票 (4)　被保険者の印鑑証明書 (5)　保険証券
②　特約保険金 （指定代理請求人が請求する場合）	(1)　会社所定の請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4)　指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5)　被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6)　保険証券
③　指定代理請求人の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券

（注）会社が必要と認めたときは、被保険者の住民票に代えて被保険者の戸籍抄本の提出を求めることがあります。また、会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

健康体料率特約（主契約用）目次

この特約の趣旨

第１条（特約の締結）
第２条（特約の保険期間）
第３条（主契約の保険料率）
第４条（特約の失効）
第５条（特約の復活）
第６条（特約の解約）
第７条（特約を付加した場合の主契約の解約返戻金）
第８条（主契約の保険金額の増額）
第９条（特約の復旧）
第10条（特約の消滅）
第11条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務）
第12条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務違反による特約の解除）
第13条（喫煙状況に関する告知の誤りの処理）
第14条（特約の自動更新）
第15条（保険料率の変更）
第16条（特約の中途付加）
第17条（契約年齢の誤りの処理）
第18条（被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）
第19条（主約款の規定の準用）
第20条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

健康体料率特約（主契約用）

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合する場合に、この特約を付加した主契約の保険料率として健康体保険料率を適用し、より合理的な保障を提供することを目的とするものです。

第１条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結または更新の際、保険契約者の申し出があり、かつ、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合するときに、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第２条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

第３条（主契約の保険料率）

この特約を付加した主契約の保険料率は、被保険者の喫煙状況および健康状態等により、つぎの各号のいずれかの保険料率を適用します。

(1)　非喫煙者健康体保険料率
(2)　喫煙者健康体保険料率
(3)　非喫煙者標準体保険料率

第４条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第５条（特約の復活）

1　主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2　会社が前項の規定によって請求されたこの特約の復活を承諾した場合、復活後の主契約の保険料率は、失効前の主契約の保険料率と同一とします。ただし、主契約の保険料率が非喫煙者健康体保険料率の場合、この特約の復活の際の被保険者の喫煙状況および健康状態等により、復活後の主契約の保険料率をつぎの各号のいずれかの保険料率に変更することがあります。

(1)　喫煙者健康体保険料率
(2)　非喫煙者標準体保険料率

3　つぎのいずれかの場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受します。

(1)　第１項の規定による請求時における被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主契約が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定によって復活するとき
(2)　前項ただし書の規定により主契約の保険料率を変更した場合

第６条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第７条（特約を付加した場合の主契約の解約返戻金）

この特約を付加した場合、主契約の解約返戻金は、第３条（主契約の保険料率）に定める保険料率に応じて計算します。

第８条（主契約の保険金額の増額）

この特約を付加した場合、主約款の規定にかかわらず、主契約の保険金額の増額は取り扱いません。

第９条（特約の復旧）

1　主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2　会社が前項の規定によって請求されたこの特約の復旧を承諾した場合、復旧後の主契約の保険料率は、この特約が消滅する前の主契約の保険料率と同一とします。ただし、主契約の保険料率が非喫煙者健康体保険料率の場合、この特約の復旧の際の被保険者の喫煙状況および健康状態等により、復旧後の主契約の保険料率をつぎの各号のいずれかの保険料率に変更することがあります。

(1)　喫煙者健康体保険料率

(2)　非喫煙者標準体保険料率

3　つぎのいずれかの場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受します。

(1)　第１項の規定による請求時における被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復旧を承諾しない場合で、主契約が主約款の規定によって復旧するとき

(2)　前項ただし書の規定により主契約の保険料率を変更した場合

第10条（特約の消滅）

1　つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

(1)　主契約が消滅したとき

(2)　主契約が払済保険に変更されたとき

(3)　主契約の保険金額の減額または主契約に付加されている会社の定める特約の特約保険金額（特約基準保険金額または特約基準年金月額を含みます。以下「特約保険金額等」といいます。）の減額が行なわれ、減額後のつぎの(ｱ)と(ｲ)を合計した額が会社所定の金額未満となるとき

(ｱ)　主契約の保険金額

(ｲ)　特約保険金額等に基づき会社の定める方法で計算した金額

(4)　主契約に付加されている特約が消滅し、前号(ｱ)と(ｲ)を合計した額が会社所定の金額未満となるとき

2　前項第３号および第４号によりこの特約が消滅する場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の主契約の保険料を改めます。

第11条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務）

この特約の締結、復活または復旧の際、会社が被保険者の健康状態および過去１年間の喫煙状況等に関し書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第12条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務違反による特約の解除）

1　保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2　会社は、主契約の保険金の支払事由または主契約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。

3　前項の規定にかかわらず、主契約の保険金の支払事由または主契約の保険料の払込の免除事由

の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または主契約の保険金の受取人が証明したときは、この特約の解除を行ないません。

4　この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または主契約の保険金の受取人に通知します。

5　本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社の定める方法により、主契約の保険金額を削減します。

6　本条によるこの特約を解除することができない場合については、主約款に定める保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条（喫煙状況に関する告知の誤りの処理）

主契約の保険料率が非喫煙者健康体保険料率または非喫煙者標準体保険料率の場合で、この特約の締結、復活または復旧に際して会社が告知を求めた第11条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務）の喫煙状況について、告知の誤りがあったときには、つぎのとおりとします。

(1)　告知の誤りの処理は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または主契約の保険金の受取人に通知します。

(2)　主契約の保険金の支払事由または主契約の保険料の払込の免除事由が生じる前に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、主契約の保険料率をつぎの(ア)または(イ)に定める保険料率に変更します。ただし、前号の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、会社の定める方法により計算した金額が払い込まれない場合には、会社の定める方法により、主契約の保険金額を削減します。

(ア)　非喫煙者健康体保険料率の場合は、喫煙者健康体保険料率

(イ)　非喫煙者標準体保険料率の場合は、この特約を付加しなかった場合の保険料率

(3)　主契約の保険金の支払事由または主契約の保険料の払込の免除事由が生じた後に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法により、主契約の保険金額を削減します。

第14条（特約の自動更新）

1　この特約の更新は取り扱いません。

2　前項の規定にかかわらず、主契約が更新される場合で、更新後の主契約の保険期間満了の日が、この特約を締結した日からその日を含めて10年以内であるときに限り、この特約も主契約と同時に更新されるものとします。この場合、この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。

3　前項の規定によりこの特約が更新される場合には、つぎのとおりとします。

(1)　更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(2)　更新後の主契約の保険料率の区分は、更新前の主契約の保険料率の区分と同一とします。

(3)　更新後のこの特約には、更新時の特約条項が適用されます。

第15条（保険料率の変更）

1　保険契約者は、主契約が無解約返戻金型定期保険、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型収入保障保険の場合、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合するときに、会社の定める取扱条件の範囲内で、会社の承諾を得て、つぎの各号に定める保険料率の変更をすることができます。

(1)　喫煙者健康体保険料率から非喫煙者健康体保険料率への変更

(2)　非喫煙者標準体保険料率から非喫煙者健康体保険料率への変更

2　保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表１）を会社に提出してください。

3　会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。

4　本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
5　本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
6　つぎの場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
(1)　本条による変更の告知日が、契約日からその日を含めて２年未満にある場合
(2)　本条による変更の告知日が、契約日からその日を含めて５年超にある場合
(3)　本条による変更の告知日が、本条の変更または第16条（特約の中途付加）に定める特約の中途付加の申出があった際の最後の告知日から会社の定める期間内にある場合
7　本条による保険料率の変更の際、会社が被保険者の健康状態および過去１年間の喫煙状況等に関し書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。
8　保険契約者または被保険者が、前項の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、本条による変更が行なわれなかったものとして、変更を取り消すことができます。この場合、つぎのとおりとします。
(1)　会社は、主契約の保険金の支払事由または主契約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、変更を取り消すことができます。
(2)　前号の規定にかかわらず、主契約の保険金の支払事由または主契約の保険料の払込の免除事由の発生が、取消しの原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または主契約の保険金の受取人が証明したときは、変更の取消しを行ないません。
(3)　変更の取消しは、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または主契約の保険金の受取人に通知します。
(4)　主契約の保険金の支払事由が生じる前に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことが判明した場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、主契約の保険料率を変更前の保険料率に変更します。ただし、前号の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、会社の定める方法により計算した金額が払い込まれない場合には、会社の定める方法により、主契約の保険金額を削減します。
(5)　主契約の保険金の支払事由が生じた後に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことが判明した場合、保険金の支払があるときは、会社の定める方法により計算した金額を差し引きます。
(6)　本項による変更を取り消すことができない場合については、主約款に定める保険契約を解除できない場合の規定を準用します。
9　本条による保険料率の変更に際して会社が告知を求めた喫煙状況について、告知の誤りがあったときには、つぎのとおりとします。
(1)　告知の誤りの処理は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または主契約の保険金の受取人に通知します。
(2)　主契約の保険金の支払事由が生じる前に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、主契約の保険料率を変更前の保険料率に変更します。ただし、前号の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、会社の定める方法により計算した金額が払い込まれない場合には、会社の定める方法により、主契約の保険金額を削減します。
(3)　主契約の保険金の支払事由が生じた後に、告知の誤りが判明した場合、保険金の支払があるときは、会社の定める方法により計算した金額を差し引きます。

第16条（特約の中途付加）

1　主契約が無解約返戻金型定期保険、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型収入保障保

険の場合、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合するときに、第１条(特約の締結)の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者は、会社の定める取扱条件の範囲内で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

2　保険契約者が本条による特約の中途付加を請求するときは、請求書類（別表１）を会社に提出してください。

3　会社が本条による特約の中途付加を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。

4　本条による特約の中途付加は、会社が承諾した時から効力を生じます。

5　第１項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

6　つぎの場合には、会社は、本条による特約の中途付加を取り扱いません。

(1)　本条による特約の中途付加の告知日が、契約日からその日を含めて２年未満にある場合

(2)　本条による特約の中途付加の告知日が、契約日からその日を含めて５年超にある場合

(3)　本条による特約の中途付加の告知日が、本条による特約の中途付加の申出があった際の最後の告知日から会社の定める期間内にある場合

7　本条による特約の中途付加の際、会社が被保険者の健康状態および過去１年間の喫煙状況等に関し書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

8　保険契約者または被保険者が、前項の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1)　会社は、主契約の保険金の支払事由または主契約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。

(2)　前号の規定にかかわらず、主契約の保険金の支払事由または主契約の保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または主契約の保険金の受取人が証明したときは、この特約の解除を行ないません。

(3)　この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または主契約の保険金の受取人に通知します。

(4)　主契約の保険金の支払事由が生じる前に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことが判明し、この特約を解除する場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、主契約の保険料率をこの特約を付加しなかった場合の保険料率に変更します。ただし、前号の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、会社の定める方法により計算した金額が払い込まれない場合には、会社の定める方法により、主契約の保険金額を削減します。

(5)　主契約の保険金の支払事由が生じた後に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことが判明し、この特約を解除する場合、保険金の支払があるときは、会社の定める方法により計算した金額を差し引きます。

(6)　本項によるこの特約を解除することができない場合については、主約款に定める保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

9　本条による特約の中途付加後に適用される主契約の保険料率が非喫煙者健康体保険料率または非喫煙者標準体保険料率の場合で、本条による特約の中途付加に際して会社が告知を求めた喫煙状況について、告知の誤りがあったときには、つぎのとおりとします。

(1)　告知の誤りの処理は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または主契約の保険金の受取人に通知します。

(2)　主契約の保険金の支払事由が生じる前に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める

方法により計算した金額を授受し、主契約の保険料率をつぎの(ｱ)または(ｲ)に定める保険料率に変更します。ただし、前号の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、会社の定める方法により計算した金額が払い込まれない場合には、会社の定める方法により、主契約の保険金額を削減します。

(ｱ)　非喫煙者健康体保険料率の場合は、喫煙者健康体保険料率

(ｲ)　非喫煙者標準体保険料率の場合は、この特約を付加しなかった場合の保険料率

(3)　主契約の保険金の支払事由が生じた後に、告知の誤りが判明した場合、保険金の支払があるときは、会社の定める方法により計算した金額を差し引きます。

第17条（契約年齢の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日における実際の年齢では健康状態等が会社の定める基準に適合しないときにはこの特約は無効とし、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の主契約の保険料を改めます。

第18条（被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）

1　第３条（主契約の保険料率）に定める保険料率により計算した第１回保険料相当額（以下本条において「第１回保険料相当額」といいます。）を会社が受け取った後に、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約を付加しない保険契約の申込を承諾した場合には、会社は、第１回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

2　前項の場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算した金額を、会社の指定した日までに会社に払い込むことを要します。

3　前項に定める金額が会社の指定した日までに払い込まれない場合には、会社の定める方法により、主契約の保険金額を削減します。

第19条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第20条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　第10条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第10条（特約の消滅）

1　つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

(1)　主契約が消滅したとき

(2)　主契約の年金が支払われたとき

(3)　主契約に終身保障移行特約が付加されたとき

(4)　主契約の基準年金月額の減額または主契約に付加されている会社の定める特約の特約保険金額（特約基準保険金額または特約基準年金月額を含みます。以下「特約保険金額等」といいます。）の減額が行なわれ、減額後のつぎの(ｱ)と(ｲ)を合計した額が会社所定の金額未満となるとき

(ｱ)　主契約の基準年金月額に基づき会社の定める方法で計算した金額

(ｲ)　特約保険金額等に基づき会社の定める方法で計算した金額

(5)　主契約に付加されている特約が消滅し、前号(ｱ)と(ｲ)を合計した額が会社所定の金額未満となるとき

2　前項第４号および第５号によりこの特約が消滅する場合には、会社の定めるところにより計算した金額を授受し、将来の主契約の保険料を改めます。」

(2)　第12条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務違反による特約の解除）および第13条（喫煙状況に関する告知の誤りの処理）中、「保険金」とあるのは「年金」と、また、「保険金額」とあるのは「基準年金月額」と読み替えます。
(3)　第15条（保険料率の変更）および第16条（特約の中途付加）中、「保険金」とあるのは「年金」と読み替えます。
(4)　第18条（被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）第３項中、「保険金額」とあるのは「基準年金月額」と読み替えます。
(5)　主約款の規定にかかわらず、主契約の年金支払満了日の繰下げは取り扱いません。

別表１　請求書類

請求項目	請求書類
①　契約内容の変更 (1)　保険料率の変更 (2)　特約の中途付加	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券 (4)　会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

健康体料率特約（特約用）目次

この特約の趣旨

第１条（特約の締結）
第２条（特約の保険期間）
第３条（対象特約の保険料率）
第４条（特約の失効）
第５条（特約の復活）
第６条（特約の解約）
第７条（特約を付加した場合の対象特約の解約返戻金）
第８条（特約の復旧）
第９条（特約の消滅）
第10条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務）
第11条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務違反による特約の解除）
第12条（喫煙状況に関する告知の誤りの処理）
第13条（特約の自動更新）
第14条（契約年齢の誤りの処理）
第15条（被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）
第16条（主約款等の規定の準用）
第17条（収入保障特約を対象特約とする場合の特則）

健康体料率特約（特約用）

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合する場合に、この特約を適用する特約の保険料率として健康体保険料率を適用し、より合理的な保障を提供することを目的とするものです。

第１条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加される定期保険特約または収入保障特約（以下「対象特約」といいます。）の締結または更新の際、保険契約者の申し出があり、かつ、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合するときに、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第２条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、対象特約の保険期間と同一とします。

第３条（対象特約の保険料率）

主契約にこの特約と同時に付加した対象特約の保険料率は、被保険者の喫煙状況および健康状態等により、つぎの各号のいずれかの保険料率を適用します。

(1)　非喫煙者健康体保険料率
(2)　喫煙者健康体保険料率
(3)　非喫煙者標準体保険料率

第４条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第５条（特約の復活）

1　対象特約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2　会社が前項の規定によって請求されたこの特約の復活を承諾した場合、復活後の対象特約の保険料率は、失効前の対象特約の保険料率と同一とします。ただし、対象特約の保険料率が非喫煙者健康体保険料率の場合、この特約の復活の際の被保険者の喫煙状況および健康状態等により、復活後の対象特約の保険料率をつぎの各号のいずれかの保険料率に変更することがあります。

(1)　喫煙者健康体保険料率
(2)　非喫煙者標準体保険料率

3　つぎのいずれかの場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受します。

(1)　第１項の規定による請求時における被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、対象特約が対象特約の特約条項の規定によって復活するとき
(2)　前項ただし書の規定により対象特約の保険料率を変更した場合

第６条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第７条（特約を付加した場合の対象特約の解約返戻金）

この特約を付加した場合、対象特約の解約返戻金は、第３条（対象特約の保険料率）に定める保険料率に応じて計算します。

第８条（特約の復旧）

1　対象特約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2　会社が前項の規定によって請求されたこの特約の復旧を承諾した場合、復旧後の対象特約の保険料率は、この特約が消滅する前の対象特約の保険料率と同一とします。ただし、対象特約の保険料率が非喫煙者健康体保険料率の場合、この特約の復旧の際の被保険者の喫煙状況および健康状態等により、復旧後の対象特約の保険料率をつぎの各号のいずれかの保険料率に変更することがあります。

(1)　喫煙者健康体保険料率

(2)　非喫煙者標準体保険料率

3　つぎのいずれかの場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受します。

(1)　第１項の規定による請求時における被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復旧を承諾しない場合で、対象特約が対象特約の特約条項の規定によって復旧するとき

(2)　前項ただし書の規定により対象特約の保険料率を変更した場合

第９条（特約の消滅）

1　つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

(1)　対象特約がすべて消滅したとき

(2)　主契約の保険金額（基本保険金額、基準保険金額、基準年金額、基本年金額または基準年金月額を含みます。以下「主契約の保険金額等」といいます。）の減額または主契約に付加されている会社の定める特約の特約保険金額（特約基準保険金額または特約基準年金月額を含みます。以下「特約保険金額等」といいます。）の減額が行なわれ、減額後のつぎの(ｱ)と(ｲ)を合計した額が会社所定の金額未満となるとき

(ｱ)　主契約の保険金額等に基づき会社の定める方法で計算した金額

(ｲ)　特約保険金額等に基づき会社の定める方法で計算した金額

(3)　主契約に付加されている特約が消滅し、前号(ｱ)と(ｲ)を合計した額が会社所定の金額未満となるとき

2　前項第２号および第３号によりこの特約が消滅する場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の対象特約の保険料を改めます。

第10条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務）

この特約の締結、復活または復旧の際、会社が被保険者の健康状態および過去１年間の喫煙状況等に関し書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第11条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務違反による特約の解除）

1　保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

2　会社は、対象特約の特約保険金の支払事由または対象特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。

3　前項の規定にかかわらず、対象特約の特約保険金の支払事由または対象特約の保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または対象特約の特約保険金の受取人が証明したときは、この特約の解除を行ないません。

4　この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険

者または対象特約の特約保険金の受取人に通知します。

5　本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社の定める方法により、対象特約の特約保険金額を削減します。

6　本条によるこの特約を解除することができない場合については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条（喫煙状況に関する告知の誤りの処理）

対象特約の保険料率が非喫煙者健康体保険料率または非喫煙者標準体保険料率の場合で、この特約の締結、復活または復旧に際して会社が告知を求めた第10条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務）の喫煙状況について、告知の誤りがあったときには、つぎのとおりとします。

(1)　告知の誤りの処理は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または対象特約の特約保険金の受取人に通知します。

(2)　対象特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じる前に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、対象特約の保険料率をつぎの(ア)または(イ)に定める保険料率に変更します。ただし、前号の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、会社が定める方法により計算した金額が払い込まれない場合には、会社の定める方法により、対象特約の特約保険金額を削減します。

(ア)　非喫煙者健康体保険料率の場合は、喫煙者健康体保険料率

(イ)　非喫煙者標準体保険料率の場合は、この特約を付加しなかった場合の保険料率

(3)　対象特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法により、対象特約の特約保険金額を削減します。

第13条（特約の自動更新）

1　この特約の更新は取り扱いません。

2　前項の規定にかかわらず、対象特約が更新される場合で、更新後の対象特約の保険期間満了の日が、この特約を締結した日からその日を含めて10年以内であるときに限り、この特約も対象特約と同時に更新されるものとします。この場合、この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。

3　前項の規定によりこの特約が更新される場合には、つぎのとおりとします。

(1)　更新後のこの特約の保険期間は、更新後の対象特約の保険期間と同一とします。

(2)　更新後の対象特約の保険料率の区分は、更新前の対象特約の保険料率の区分と同一とします。

(3)　更新後のこの特約には、更新時の特約条項が適用されます。

第14条（契約年齢の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢では健康状態等が会社の定める基準に適合しないときにはこの特約は無効とし、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の対象特約の保険料を改めます。

第15条（被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）

1　第３条（対象特約の保険料率）に定める保険料率により計算した対象特約の第１回保険料相当額（以下本条において「第１回保険料相当額」といいます。）を会社が受け取った後に、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約を適用しない対象特約の申込を承諾した場合には、会社は、第１回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

2　前項の場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算した金額を、会社の指定した日までに会

社に払い込むことを要します。

3　前項に定める金額が会社の指定した日までに払い込まれない場合には、会社の定める方法により、対象特約の特約保険金額を削減します。

第16条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および対象特約の特約条項の規定を準用します。

第17条（収入保障特約を対象特約とする場合の特則）

収入保障特約を対象特約とする場合には、つぎのとおりとします。

(1)　第９条（特約の消滅）の規定のほかに、特約年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

(2)　第11条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務違反による特約の解除）および第12条（喫煙状況に関する告知の誤りの処理）中、「特約保険金」とあるのは「特約年金」と、また、「特約保険金額」とあるのは「特約基準年金月額」と読み替えます。

(3)　第15条（被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）第３項中、「特約保険金額」とあるのは「特約基準年金月額」と読み替えます。

(4)　収入保障特約の特約条項の規定にかかわらず、年金支払満了日の繰下げは取り扱いません。

特別条件付保険特約目次

第１条（特約の適用）
第２条（特別条件）
第３条（保険契約内容の変更の制限）
第４条（その他）
第５条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）
第６条（連生終身保険に付加する場合の特則）
第７条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）
第８条（生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）
第９条（こども保険に付加する場合の特則）
第10条（無解約返戻金型就労不能保障特約または七大疾病・就労不能保険料免除特約付の無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

特別条件付保険特約

第１条（特約の適用）

保険契約締結の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないと認められるときは、普通保険約款のほかにこの特約を適用します。

第２条（特別条件）

この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）については、その危険の程度に応じて、つぎの各号のいずれかまたはそれらの併用した条件を付加します。

(1)　保険金削減支払法

被保険者が、会社の定める削減期間内に、死亡しまたは普通保険約款に定める高度障害状態となった場合、普通保険約款の規定にかかわらず、保険金または年金の支払事由が生じた保険年度に応じて、保険金額、年金年額または年金月額につぎの表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、その原因が災害または別表１に定める感染症（以下「感染症」といいます。）によるときは、保険金または年金の削減はしません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	50%	100%	100%	100%	100%
２年	30%	60%	100%	100%	100%
３年	25%	50%	75%	100%	100%
４年	20%	40%	60%	80%	100%
５年	15%	30%	45%	60%	80%

(2)　特別保険料領収法

普通保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額をこの保険契約の払込保険料とし、その払込保険料に対する解約返戻金は、この保険契約の解約返戻金の規定を適用して計算します。

(3)　年増法

被保険者の実際の契約年齢に会社所定の範囲の年数を加算した年齢をこの保険契約の契約年齢とし、その年齢に基づいて普通保険料を計算します。

(4)　特定高度障害不担保法

普通保険約款の規定により高度障害保険金（名称の如何を問わず、高度障害状態に該当したことにより支払われる年金または給付金等を含みます。以下本号において同じ。）を支払うべき場合でも、被保険者が眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）に生じた疾病（ただし、感染症を除きます。）を原因として、普通保険約款に定める高度障害状態のうち「(1) 両眼の視力を全く永久に失ったとき」に該当する場合には、会社は、支払うべき高度障害保険金を支払いません。

第３条（保険契約内容の変更の制限）

1　この保険契約については、普通保険約款に定める保険契約の内容変更のうちつぎの取扱はしません。

(1)　保険期間または保険料払込期間の変更

(2)　特別保険料払込期間中または保険金削減期間中の払済保険または払済終身保険への変更

(3)　特別保険料払込期間中または保険金削減期間中の延長保険への変更

(4)　原保険契約への復旧

(5)　保険金額の増額

2　つぎの各号のいずれかに該当する場合を除き、この保険契約は更新できません。

(1)　保険金削減支払法

この場合、更新後の保険契約には更新前の保険金削減支払方法は適用しません。

(2)　特定高度障害不担保法

第４条（その他）

1　この特約を定期保険特約、物価指数特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約または終身保険特約付の保険契約に付加したときは、定期保険特約、物価指数特約、逓増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、逓増逓減設計定期保険特約および終身保険特約についても特別条件を適用します。

2　前項において、収入保障特約付の保険契約に付加した場合で、特約遺族年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは、第２条（特別条件）第１号の規定を準用します。

3　この特約を年齢群団別定期保険特約付の保険契約に付加した場合で、主約款の規定により自動更新される場合には、第２条第１号中「普通保険約款」を「特約条項」に、「保険年度」を「保険年度（主契約の契約日から起算した保険年度。ただし、特約条項の規定により、主契約の更新日に付加された場合はその更新日から起算した保険年度とします。）」にそれぞれ読み替え、同号の規定を準用します。

第５条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

(1)　この特約を付加した場合で、特別保険料払込期間中または保険金削減期間中は、会社は、自動延長定期保険への変更を取り扱いません。

(2)　第２条（特別条件）第１号中「保険金額、年金年額または年金月額につぎの表の割合を乗じて得た金額」とあるのは「保険金額から変動保険金額を差し引いた金額につぎの表の割合を乗じて得た金額と変動保険金額の合計額。ただし、変動保険金額が負の場合には、基本保険金額につぎの表の割合を乗じて得た金額」と読み替えます。

(3)　特別保険料領収法を適用する場合、第２条第２号の規定にかかわらず、特別保険料に対する解約返戻金はありません。

(4)　第３条（保険契約内容の変更の制限）中「払済保険または払済終身保険」、「延長保険」とあるのは、それぞれ「定額払済終身保険または定額払済保険」、「定額延長定期保険」と読み替えます。

(5)　特別保険料は、主契約の普通保険約款に定める特別勘定による運用はしません。

第６条（連生終身保険に付加する場合の特則）

1　この特約を連生終身保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

2　この特約の被保険者はつぎのとおりとします。

(1)　主契約の第一被保険者について締結した場合……主契約の第一被保険者

(2)　主契約の第二被保険者について締結した場合……主契約の第二被保険者

第７条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）

1　この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

2　この特約の被保険者はつぎのとおりとします。

(1)　主契約の第一被保険者について締結した場合……主契約の第一被保険者

(2)　主契約の第二被保険者について締結した場合……主契約の第二被保険者

第８条（生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

1　この特約を生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

2　この特約の被保険者はつぎのとおりとします。
(1)　主契約の第一被保険者について締結した場合……主契約の第一被保険者
(2)　主契約の第二被保険者について締結した場合……主契約の第二被保険者

第９条（こども保険に付加する場合の特則）

この特約をこども保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。
(1)　第１条（特約の適用）中「保険契約締結の際」を「保険契約締結または保険契約者の変更の際」に、「被保険者」を「保険契約者」にそれぞれ読み替えます。
(2)　第２条（特別条件）第１号（保険金削減支払法）中「被保険者」を「保険契約者」に、「保険金または年金」を「見舞金または年金」に「保険金額、年金年額または年金月額」を「見舞金額または年金額」にそれぞれ読み替えます。

第10条（無解約返戻金型就労不能保障特約または七大疾病・就労不能保険料免除特約付の無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を無解約返戻金型就労不能保障特約または七大疾病・就労不能保険料免除特約付の無解約返戻金型収入保障保険に付加したときは、第２条（特別条件）第４号をつぎのとおり読み替えます。
「(4)　特定高度障害不担保法
被保険者が眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）に生じた疾病（ただし、感染症を除きます。）を原因として、つぎに該当する場合には、会社は、支払うべき高度障害年金または就労不能年金を支払わず、免除すべき保険料の払込を免除しません。
(ｱ)　普通保険約款に定める高度障害状態のうち「(1) 両眼の視力を全く永久に失ったとき」に該当する場合
(ｲ)　無解約返戻金型就労不能保障特約または七大疾病・就労不能保険料免除特約に定める就労不能状態のうち「両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態」に該当する場合
(ｳ)　無解約返戻金型就労不能保障特約または七大疾病・就労不能保険料免除特約に定める支払事由または保険料の払込の免除事由のうち「国民年金法にもとづき、障害等級１級または２級の第１号の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき」に該当する場合」

別表１　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean - Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウィルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウィルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群［SARS］ （ただし、病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限ります。）	U04

指定代理請求特約目次

この特約の趣旨

第１条（特約の締結）
第２条（特約の対象となる保険金等）
第３条（保険金等の代理請求）
第４条（告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知）
第５条（特約保険料の払込）
第６条（特約の失効）
第７条（特約の復活）
第８条（特約の解約）
第９条（特約の解約返戻金）
第10条（特約の消滅）
第11条（契約者配当）
第12条（指定代理請求人の変更）
第13条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）
第14条（主約款等の規定の準用）
第15条（連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）
第16条（こども保険または５年ごと利差配当付こども保険に付加する場合の特則）
第17条（５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）
第18条（家族災害入院特約等が付加された主契約に付加する場合の特則）
第19条（年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）
第20条（年金移行特約または５年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者と受取人が同一人である保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって所定の代理人が請求することができることを目的とするものです。

第１条（特約の締結）

1　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。

2　前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。

3　前項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第２条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、年金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（保険料の払込の免除を含みます。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）の保険金等のうち、つぎのとおりとします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

(1)　被保険者と受取人が同一人である保険金等

(2)　被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除

第３条（保険金等の代理請求）

1　保険契約者は被保険者の同意を得てつぎの各号の範囲内であらかじめ１人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が法人である場合を除きます。

(1)　被保険者の戸籍上の配偶者

(2)　被保険者の３親等内の親族

2　保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情（以下「特別な事情」といいます。）があるときは、指定代理請求人は請求書類（別表１）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等を請求することができます。この請求があった場合には、会社はその請求者を保険金等の受取人の代理人として、保険金等を支払うことができます。

(1)　保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合

(2)　会社が認める傷病名の告知を受けていない場合

(3)　その他前２号に準じる状態であると会社が認めた場合

3　指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第１項の範囲内であることを要します。

4　保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に第１項に定める範囲外である場合または保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、つぎの者が、請求書類（別表１）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。ただし、保険金等の受取人が法人である場合を除きます。

(1)　請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている主契約または各特約の死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）

(2)　前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にし

ている被保険者の戸籍上の配偶者

(3)　前２号に該当する者がいない場合または前２号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

5　前項の場合、前項第１号に該当する死亡保険金受取人等が２人以上のときには、代表者１名を定めて請求してください。その代表者は他の死亡保険金受取人等を代理するものとします。

6　前５項の規定により、会社が指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人に保険金等を支払った場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

7　故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第２項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。

8　本条の保険金等の代理請求については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金等の請求に関する規定を準用します。

第４条（告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知）

この特約が付加されている場合には、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款または各特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、会社は、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人に通知します。

第５条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込みを要しません。

第６条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第７条（特約の復活）

1　主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2　会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第８条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第９条（特約の解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第10条（特約の消滅）

主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

第11条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第12条（指定代理請求人の変更）

1　保険契約者（その承継者を含みます。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、指定代理請求人を変更することができます。

2　前項の通知が会社に到達した場合には、指定代理請求人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の指定代理請求人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3　保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表１）を会社に提出してください。
4　本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第13条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加されている場合、主約款または各特約の特約条項中、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に関する規定は適用しません。

第14条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第15条（連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第16条（こども保険または５年ごと利差配当付こども保険に付加する場合の特則）

この特約をこども保険または５年ごと利差配当付こども保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。
(1)　第２条（特約の対象となる保険金等）第１項第１号中「被保険者と受取人が同一人である保険金等」とあるのは「保険契約者と受取人が同一人である保険金等」と読み替えます。
(2)　第２条第１項第２号中「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除」とあるのは「保険料の払込の免除」と読み替えます。
(3)　第３条（保険金等の代理請求）第１項および第４項中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第17条（５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。
(1)　第３条（保険金等の代理請求）第４項第１号中「死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
(2)　第３条第５項中「死亡保険金受取人等」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第18条（家族災害入院特約等が付加された主契約に付加する場合の特則）

この特約を家族災害入院特約、家族疾病入院特約、新家族災害入院特約、新家族疾病入院特約、家族成人病入院特約、家族災害入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)、家族成人病入院特約(87)、家族医療特約、家族手術特約、家族通院特約、新家族終身医療特約、医療(01)用家族医療特約、医療(01)用家族災害入院特約、医療(01)用家族災害手術特約、医療(01)用家族通院特約、新終身医療(01)用家族医療特約、新終身医療(01)用家族通院特約、家族がん特約(01)、医療用家族手術見舞金特約または医療(08)用配偶者医療特約のいずれかが付加された主契約に付加する場合には、つぎのとおりとします。
(1)　第２条（特約の対象となる保険金等）第１項第１号中「被保険者と受取人が同一人である保険金等」とあるのは「主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等」と読み替えます。

(2)　第３条（保険金等の代理請求）第１項および第４項中「被保険者」とあるのは「主契約の被保険者」と読み替えます。

第19条（年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

1　年金支払特約の年金受取人は、第１条（特約の締結）の規定にかかわらず、年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、会社の承諾を得てこの特約を付加し、年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とすることができます。

2　前項の規定により、この特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1)　第２条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第２条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、年金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（以下「保険金等」といいます。）は、年金支払特約による年金とします。」

(2)　第３条（保険金等の代理請求）中「被保険者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

(3)　第３条第１項中「保険契約者は被保険者の同意を得てつぎの各号の範囲内で」とあるのは「年金受取人はつぎの各号の範囲内で」と読み替えます。

(4)　第８条（特約の解約）中「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

(5)　第10条（特約の消滅）中「主契約」とあるのは「年金支払特約」と読み替えます。

(6)　第12条（指定代理請求人の変更）中「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

第20条（年金移行特約または５年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

年金移行特約または５年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合には、第10条（特約の消滅）中「主契約」とあるのは「年金支払移行部分」と読み替えます。

別表１　請求書類

請求項目	請求書類
①　保険金等の指定代理請求または代理請求	(1)　普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2)　被保険者および指定代理請求人または代理人の戸籍抄本 (3)　指定代理請求人または代理人の住民票および印鑑証明書 (4)　被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し (5)　保険証券
②　指定代理請求人の変更	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記書類のうち不必要と認めた書類の省略をすることがあります。

団体扱特約

第１条（特約の適用範囲）

1　この特約は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場等（以下「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含む。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。

2　つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。

(1)　団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の場合

(2)　前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には１人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合

第２条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月１日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が１歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

第３条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第４条（保険料率）

1　この保険契約の保険料率は、第１条（特約の適用範囲）第１項の保険契約者の人数および第１条第２項第１号の被保険者の人数を合算した人数により、つぎのとおりとします。

(1)　人数が20人以上の場合　団体保険料率Ａ

(2)　人数が20人未満の場合　団体保険料率Ｂ

2　前項の団体保険料率Ａの適用を受けた場合でも、前項に規定する人数がいずれも20人未満となり、６か月を経過してもなお補充できないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Ｂに変更します。

第５条（保険料の払込）

1　第２回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

2　この特約が付加されている保険契約では、前納または一括払の取扱はしません。

3　前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべき特約の保険料があるときは、その保険料の前納の取扱をします。

第６条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第７条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

(1)　保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
(2)　団体取扱契約が解約されたとき
(3)　第１条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、６か月（月払保険契約のときは３か月）を経過してなお補充できないとき

第８条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

第９条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第２条（契約日の特則）および第３条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

(1)　この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月１日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
(2)　主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第11条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第４条（保険料率）第１項の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第12条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第２条（契約日の特則）および第３条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

第13条（団体との取りきめによる取扱）

第２条（契約日の特則）、第３条（契約日前の事故）、第５条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第14条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第２条（契約日の特則）および第３条（契約日前の事故）の規定を適用せずつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月１日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

第15条（退職者に関する特則）

保険契約者または被保険者が、団体を退職したとき、会社の定める条件を満たしている場合は、第１条（特約の適用範囲）の規定にかかわらず、退職後も、この特約を適用することができます。

特別団体扱特約

第１条（特約の適用範囲）

1　この特約は、会社と特別団体取扱契約を締結した組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。

2　つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。

(1)　団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員または構成員を被保険者とする保険契約の場合

(2)　前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には、１人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合

第２条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月１日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が１歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

第３条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第４条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、団体保険料率Ｂとします。

第５条（保険料の払込）

1　第２回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

2　この特約が付加されている保険契約では、前納または一括払の取扱はしません。

3　前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべき特約の保険料があるときは、その保険料の前納の取扱をします。

第６条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第７条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

(1)　保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき

(2)　特別団体取扱契約が解約されたとき

(3)　第１条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、６か月（月払保険契約のときは３か月）を経過してなお補充できないとき

第８条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

第９条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第２条（契約日の特則）および第３条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

(1)　この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月１日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。

(2)　主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第11条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第４条（保険料率）の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第12条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第２条（契約日の特則）および第３条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

第13条（団体との取りきめによる取扱）

第２条（契約日の特則）、第３条（契約日前の事故）、第５条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第14条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第２条（契約日の特則）および第３条（契約日前の事故）の規定を適用せずつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月１日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

集団扱特約

第１条（特約の適用範囲）

この特約は、会社と集団取扱契約を締結した官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体等であって保険料の一括集金ができる集団（以下「集団」といいます。）に所属する社員、組合員、会員等（以下「所属員」といいます。所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員を含むものとします。）またはその所属員と生計を一にする親族を被保険者とし、集団またはその代表者もしくは所属員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その集団を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。

第２条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月１日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が１歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

第３条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款または特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第４条（保険料率）

1　この保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

(1)　人数が20人以上の場合　集団保険料率Ａ

(2)　人数が20人未満の場合　集団保険料率Ｂ

2　前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて、会社の定めるところにより、つぎの払込期月から変更します。

第５条（保険料の払込方法）

1　この保険契約の保険料払込方法は、集団を通じて同一であることを要します。

2　第２回以後の保険料は、集団で一括して払い込んでください。この場合には、会社は、集団から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

3　この特約が適用される保険契約においては、保険料の前納および一括払の取扱は集団の保険契約全部についてのみ取り扱います。この場合、前条の規定によって集団保険料率Ａの適用されている月払保険契約については会社所定の利率で割り引き、集団保険料率Ｂの適用されている月払保険契約については前条の規定にかかわらず普通保険料率を基準とし、主約款に規定する率で割り引きます。

第６条（保険料領収証）

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第７条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

(1)　保険契約者または被保険者が集団を脱退したとき

(2)　集団取扱契約が解約されたとき
(3)　第１条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、６か月（月払保険契約のときは３か月）を経過してなお補充できないとき

第８条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払・半年払または月払の保険契約となります。

第９条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（集団との取りきめによる取扱）

第２条（契約日の特則）、第３条（契約日前の事故）、第５条（保険料の払込方法）またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第11条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第２条（契約日の特則）および第３条（契約日前の事故）の規定を適用せずつぎの取扱をします。

(1)　この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月１日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
(2)　主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第12条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第２条（契約日の特則）および第３条（契約日前の事故）の規定を適用せずつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月１日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

預金口座振替特約

第１条（特約の適用範囲）

1　この特約は、つぎの条件を満たす保険契約で保険契約締結の際、保険契約者からこの特約の適用を申し出たものに適用します。

(1)　保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること

(2)　保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託すること

2　前項の規定にかかわらず、保険契約の契約日以後、保険契約者からこの特約の適用の申し出があった場合には、保険契約が前項の条件を満たすときは、この特約を適用します。

第２条（責任開始日および契約日の特則）

1　この特約が適用され、第１回保険料（第１回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第１回保険料の振替日を会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）とし、この日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、責任開始の日の翌月１日を契約日とします。

2　第２回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、月払契約においては、この特約の適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とします。

3　前２項の場合、契約年齢および保険期間は契約日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が１歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始の日とします。

第３条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第４条（保険料率）

1　この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

2　前項にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の一括払を行なう場合は普通保険料率を基準として、会社所定の割り引きを行ないます。

第５条（保険料の払込）

1　保険料は、会社の定めた日（ただし、第２回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日。以下「保険料振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。ただし、保険料振替日が取扱金融機関等の休日に該当する場合は、翌営業日とします。

2　前項の場合、保険料振替日に保険料の払込があったものとします。

3　同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対して、その振替順序を指定できないものとします。

4　この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第６条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）

1　保険料振替日に第１回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第１回保険料を会社に払い込んでください。この場合、第２条（責任開始日および契約日の特則）第１項、第13条（がん保険に付加した場合の特則）第１号、第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）第１号および第16条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）第１号の規定は適用しません。

2　保険料振替日に第２回以後の保険料の口座振替が不能な場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1)　年払契約または半年払契約の場合

払込期月の翌月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。

(2)　月払契約の場合

翌月の保険料振替日に翌月分の保険料と合わせて２か月分の保険料の口座振替を行ないます。

3　前項各号の規定による保険料の口座振替が不能な場合は、翌月以降の口座振替はしません。この場合、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に未払込保険料を会社に払い込んでください。

第７条（指定口座または取扱金融機関等の変更）

1　保険契約者は、保険料の口座振替のための指定口座を同一取扱金融機関等の他の口座または他の取扱金融機関等の口座に変更することができます。この場合には、会社を通じて新たに保険料の口座振替を取扱金融機関等に委託することを要します。

2　保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該取扱金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択してください。

3　保険契約者から保険料の口座振替を委託された取扱金融機関等が、口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、保険契約者にその旨通知します。

4　前項の場合には、保険契約者は、会社を通じて、新たに他の取扱金融機関等に保険料の口座振替を委託してください。

5　指定口座または取扱金融機関等の変更に際し、その変更の手続が行なわれないまま保険料の口座振替が不能となった場合には、第６条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）の規定に準じて取り扱います。

第８条（特約の解約）

保険契約者は、いつでもこの特約を将来に向かって解約することができます。

第９条（特約の解除）

保険契約が第１条（特約の適用範囲）第１項の各号に定める条件を欠いたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

第10条（特約が解約または解除された場合の取扱）

1　月払保険契約において、この特約が解約または解除された場合には、保険契約者は、年払または半年払の払込方法に変更する手続をしてください。

2　前項の場合、つぎの払込期月までの保険料に未払込分があれば、その未払込分を一時に払い込んでください。

第11条（保険料振替日の変更）

会社は、会社または取扱金融機関等の止むを得ない事情により保険料振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第12条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第13条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第２条（責任開始日および契約日の特則）および第３条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

(1)　この特約が適用され、第１回保険料（第１回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第１回保険料の振替日をこの保険契約の契約日とします。ただし、月払契約の場合は、第１回保険料の振替日の属する月の翌月１日を契約日とします。

(2)　月払契約においてこの特約が適用され、第２回保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月１日をこの保険契約の契約日とします。

(3)　保険期間および契約年齢は前２号に定める契約日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日（第１回保険料から口座振替を行なう場合は、振替日）を基準に計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が１歳上がる保険契約の契約日は主約款の契約日とします。

(4)　主約款の契約日から前各号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が生じたときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第14条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第４条（保険料率）第１項の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第２条（責任開始日および契約日の特則）および第３条（契約日前の事故）の規定を適用せず、つぎの取扱を行ないます。

(1)　第１回保険料から口座振替を適用する場合には、主約款の規定にかかわらず、第１回保険料の振替日を責任開始日とし、責任開始日の属する月の翌月１日を契約日とします。

(2)　第２回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定によるものとします。

第16条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第２条（責任開始日および契約日の特則）および第３条（契約日前の事故）の規定を適用せず、つぎの取扱をします。

(1)　この特約が適用され、第１回保険料（第１回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第１回保険料の振替日始をこの保険契約の保険期間の始期とし、この保険期間の始期の属する日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、この保険期間の始期の属する月の翌月１日を契約日とします。

(2)　月払契約においてこの特約が適用され、第２回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月１日を契約日とします。

(3)　保険期間および契約年齢は前２号に定める契約日を基準として計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が１歳上がる保険契約の契約日は前２号に定める保険期間の始期の属する日とします。

第17条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、次のとおり取り扱

います。

(1)　責任開始の日、保険期間の始期、契約日および契約日前の事故については、責任開始期に関する特約の規定によるものとし、第２条（責任開始日および契約日の特則）および第３条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

(2)　第１回保険料は、責任開始期に関する特約第３条（第１回保険料の払込、猶予期間および第２回保険料の払込期月の延長）の規定にかかわらず、契約日の属する月の翌月（責任開始期の属する日の翌月１日を契約日とした月払契約の場合は契約日の属する月）の保険料振替日に口座振替を行ないます。なお、責任開始期の属する日を契約日とした月払契約の場合、第１回保険料および第２回保険料の振替日は同日となります。このとき、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第１回保険料から順に払い込まれたものとします。

(3)　第１回保険料の振替日に口座振替が不能となったとき（取扱金融機関等に対して第１回保険料の口座振替請求が行なわれなかった場合を含みます。以下同じ。）は、第６条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）第１項および前号の規定にかかわらず、次の(ｱ)から(ｴ)のとおり取り扱います。

(ｱ)　年払契約または半年払契約の場合、会社は、契約日の属する月の翌々月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。

(ｲ)　月払契約の場合（責任開始期の属する日を契約日とした月払契約を除きます。）、会社は、契約日の属する月の翌月の保険料振替日に第１回保険料と第２回保険料を合わせて２か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が２か月分の保険料相当額に満たない場合、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第１回保険料から順に払い込まれたものとします。

(ｳ)　責任開始期の属する日を契約日とした月払契約の場合、保険契約者は、契約日の属する月の翌々月末日までに、第１回保険料から第３回保険料まで合わせて３か月分の保険料を会社に払い込んでください。

(ｴ)　前(ｱ)または(ｲ)の規定による口座振替が不能な場合、または前(ｳ)の規定による払込がない場合には、保険契約者は、責任開始期に関する特約に定める第１回保険料の猶予期間満了日までに、第１回保険料および払込期月が到来している第２回以後の保険料を会社に払い込んでください。

預金口座振替特約（団体・特別団体・集団扱用）

第１条（特約の適用範囲）

1　この特約は、会社と団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する全保険契約者が、団体等の指定する金融機関に口座をもち、かつその口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関口座へ振替により保険料を払い込むことができる場合に適用します。

2　保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を、以下「指定口座」といいます。

第２条（保険料の払込）

1　この特約を付加した保険契約の保険料は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約の規定にかかわらず、団体等が定める保険料振替日に口座振替により払い込むものとします。

2　前項の規定により振替を行なった保険料については、会社は、保険契約者の指定口座から引き落とされた日に保険料の払い込みがあったものとします。ただし、指定口座から引き落とされた保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申し出によりその保険料の引き落としが取り消された場合には、本項の規定による引き落としがなかったものとし、その保険料について、会社は、保険契約上の責任を負いません。

第３条（特約の失効）

1　保険契約者が、団体等の指定する金融機関の指定口座を解約したときは、その保険契約についてこの特約は効力を失います。

2　団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約が効力を失ったときはこの特約も効力を失います。

第４条（主約款および特約の規定の準用）

この特約に別段定めのない場合には、主約款および団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約の規定を準用します。

第５条（退職者に関する特則）

保険契約者が団体を退職した後も、引き続き団体扱特約が適用される保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　第１条（特約の適用範囲）第１項中、「団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する全保険契約者」とあるのは「団体扱特約を締結した団体を退職した保険契約者」と読み替えます。

(2)　第１条第１項、第２条（保険料の払込）第１項および第３条（特約の失効）第１項中、「団体等」とあるのは「団体」と読み替えます。

(3)　第３条第２項、第４条（主約款および特約の規定の準用）中、「団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約」とあるのは、「団体扱特約」と読み替えます。

保険料クレジットカード払特約

第１条（特約の適用）

1　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法〈経路〉にかえて、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2　前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。

3　会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。

第２条（契約日の特則）

1　主契約締結の際にこの特約を付加する場合、この特約が適用される月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始日（年齢群団別がん保険、がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月１日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が１歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

2　会社の責任開始日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、会社の責任開始日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第３条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第４条（保険料の払込）

1　第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾したとき（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成したとき）に、会社が第１回保険料を受け取ったものとします。

2　前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジット利用票を使用した場合を除きます。

3　第２回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。

4　この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

5　保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。

6　会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第１回保険料を含みます。）については、第３項（第１回保険料の場合は第１項）の規定は適用しません。

(1)　会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき

(2)　保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないとき

7　前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第５条（クレジットカード等の変更）

1　保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、クレジットカードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

2　保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込を中止して、他の保険料の払込方法〈経路〉に変更することができます。

3　提携カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、クレジットカードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〈経路〉を選択してください。

第６条（特約の消滅）

1　つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

(1)　保険契約が消滅または失効したとき

(2)　保険料の払込を要しなくなったとき

(3)　他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき

(4)　会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき

(5)　会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき

(6)　カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき

2　前項第４号ないし第６号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法〈経路〉への変更を行なってください。

第７条（主契約の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第８条（がん保険へ付加した場合の特則）

1　この特約をがん保険に付加した場合には、第２条（契約日の特則）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

(1)　この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する翌月１日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。

(2)　主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主たる被保険者が、がん以外の事由で死亡したときは、主約款の死亡給付金の支払事由に該当したものとして取り扱います。

2　この特約をがん保険に付加した場合には、第４条（保険料の払込）の規定中「責任開始日」とあるのは「主約款の契約日」と読み替えます。

責任開始期に関する特約

（この特約の趣旨）

この特約は、第１回保険料（第１回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の払込を責任開始期の要件とせず、会社が保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第１条（特約の適用）

1　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。

2　この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

第２条（責任開始期および契約日）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期（会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。ただし、がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は、この時を保険期間の始期とします。以下同じ。）とし、その時の属する日を契約日とします。

(2)　前号にかかわらず、月払契約の場合は、責任開始期の属する日の翌月１日を契約日とします。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が１歳上がる契約はこの限りではありません。

(3)　契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、本条第１号または第２号に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金（名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、責任開始期の属する日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。

(4)　前号ただし書に定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

第３条（第１回保険料の払込、猶予期間および第２回保険料の払込期月の延長）

1　保険契約者は、第１回保険料を、つぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

第１回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日からその日の属する月の翌々月末日までとします。

2　第１回保険料の払込については、第１回保険料の払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。

3　第２条（責任開始期および契約日）第２号ただし書または第３号ただし書の規定により月払契約の責任開始期の属する日を契約日としたときは、主約款の規定にかかわらず、第２回保険料の払込期月は、第１回保険料の払込期月まで延長されるものとします。

第４条（第１回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

1　第１回保険料が払い込まれないまま、第１回保険料の猶予期間満了日までに主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、第１回保険料を支払うべき保

険金等から差し引きます。ただし、第２回以後の保険料について、主約款および特約の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第１回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

2　前項の場合、支払うべき保険金等が第１回保険料（前項ただし書に定める未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は、第１回保険料の猶予期間満了日までに第１回保険料を払い込んでください。第１回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。

3　第１回保険料が払い込まれないまま、第１回保険料の猶予期間満了日までに主約款および特約の規定に基づいて保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第１回保険料の猶予期間満了日までに第１回保険料（主約款および特約の規定に基づいて払い込むべき第２回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）を払い込んでください。第１回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第５条（第１回保険料が払い込まれないことによる無効）

1　第１回保険料の猶予期間満了日までに第１回保険料の払込がないときは、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし、前条第１項に該当し、かつ、前条第２項に該当しない場合を除きます。

2　本条の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第６条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第７条（第１回保険料の払込前の保険契約の解約返戻金）

第１回保険料の払込前の主契約およびこれに付加された特約には解約返戻金はありません。

第８条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第９条（５年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）

この特約を５年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、第２条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第10条（連生終身保険（自由設計型）に付加した場合の特則）

この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加した場合には、第２条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「第一被保険者および第二被保険者」と読み替えます。

第11条（無選択加入特則が付加された５年ごと利差配当付個人年金保険または無選択型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を無選択加入特則が付加された５年ごと利差配当付個人年金保険または無選択型終身保険に付加した場合には、第２条（責任開始期および契約日）中、「保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」とあるのは「保険契約の申込を受けた時」と読み替えます。

情報端末による保険契約の申込等に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を利用して保険契約の申込手続を行なうことを目的としたものです。

第１条（特約の適用）

1　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者から申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2　この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

第２条（保険契約の申込に関する事項）

保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

第３条（告知義務）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加された特約の特約条項の告知義務の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、告知することができるものとします。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で、会社が書面で質問した事項についてはその書面により、告知してください。

第４条（契約年齢または性別の誤りの処理）

この特約を適用した場合、主約款および特約条項の契約年齢または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを「情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示された」と読み替えます。

第５条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

お問い合わせ・ご相談などについて

①生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。
○契約者ご本人さま（保険金・給付金のご請求は受取人さま）からお願いします。
○保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。
○お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
○各お問い合わせ窓口の営業日・受付時間につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<table>
<tr><th>ご用件</th><th>お問い合わせ窓口</th></tr>
<tr><td>■お手続き、お問い合わせ全般（保険金・給付金請求は除く）
<table>
<tr><th colspan="2">お手続き例</th></tr>
<tr><td>① 転居、町名変更、通信先変更
② 名義変更、受取人変更、改姓
③ 保険証券紛失
④ 保険料振替口座の変更</td><td>⑤ ご契約内容の変更、解約
⑥ ご契約内容のお問い合わせ
⑦ その他お手続き</td></tr>
</table></td><td>カスタマーセンター
携帯・PHS OK 0120-563-506</td></tr>
<tr><td colspan="2">■保険金・給付金請求のお手続きに関するお問い合わせ</td></tr>
<tr><td>・保険金・給付金などのご請求受付、お問い合わせ</td><td>カスタマーセンター
(保険金・給付金請求ダイヤル)
携帯・PHS OK 0120-528-170</td></tr>
<tr><td>・先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ
先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。
※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせんなどは行いません。</td><td>先進医療請求デスク
携帯・PHS OK 0120-665-780</td></tr>
<tr><td>■ご意見・ご要望のあるお客さま</td><td>お客さま相談室
携帯・PHS OK 0120-273-211</td></tr>
</table>

②当社のお手続きに関する事項や貸付利率などの諸利率、各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。

http://www.himawari-life.co.jp

当社ホームページでは 24 時間 365 日いつでも以下のお手続き・ご契約内容照会等ができます。
○住所変更、保険料控除証明書再発行
○ご契約内容照会、保険料振替口座の変更、改姓、受取人の変更に関する書類郵送（ホームページからあらかじめご登録が必要です）

このページの内容は、平成 29 年 11 月 1 日現在のものです。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
特に以下の項目の

○お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について ……10
○健康状態などの告知について ……11
○保障の開始時期（責任開始期）について ……12
○年金などをお支払いできない場合 ……13
○保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について ……14
○解約と解約返戻金について ……15
○現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて ……15

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など募集代理店・営業社員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。
なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご利用ください。

定期保険

お客さまのご契約に関する各種お手続きやお問い合わせ窓口

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンター

お手続き、お問い合わせ全般
（保険金・給付金請求は除く）
0120-563-506
携帯・PHS OK

保険金・給付金請求のお手続き
0120-528-170
携帯・PHS OK

契約者ご本人さま（保険金・給付金請求の場合は受取人さま）からご連絡ください。
受付時間／月～金 9：00～18：00、土 9：00～17：00
（日曜日、祝日および 12/31 ～1/3 は営業しておりません）
（平成 29 年 11 月 1 日現在）

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626　東京都新宿区西新宿 6-13-1 新宿セントラルパークビル
Tel.03-6742-3111（代表）
ホームページアドレス http://www.himawari-life.co.jp

お問い合わせ先

HL-P-A-17-01693（2018.4.2）　801190-2300